

令和 6 年度

西条市水防計画

〈目次〉

第1章 総則	1
第2章 水防組織と編成及び所掌事務.....	3
第3章 水防信号	16
第4章 気象予警報等の伝達.....	17
第5章 水位及び雨量の報告.....	21
第6章 水防活動	24
第7章 水防標識と身分証票.....	26
第8章 公用負担	27
第9章 避 難	28
第10章 水防資材及び輸送.....	32
第11章 協力及び応援.....	35
第12章 水防解除	36
第13章 通信連絡	36
第14章 報告	36
第15章 水防訓練	36
第16章 災害警戒本部事務処理要領.....	37
○防災関係機関連絡先一覧.....	44
○水防箇所一覧	48
○情報伝達体制を定める必要がある要配慮者利用施設一覧.....	51
○土砂災害警戒区域内の要配慮者関連施設一覧.....	55
○市指定緊急避難場所一覧.....	56
○市指定避難所一覧	61
○福祉避難所一覧	67
○水防資機材一覧	68
○ポンプ場・排水機場一覧.....	71
○ため池（防災重点農業用ため池）一覧.....	72
○災害発生報告（様式1）.....	76
○中間・最終報告（様式2の（1））.....	77
○被害状況内訳表（様式2の（2））.....	79
○水防活動実施報告書（様式3）.....	85
○情報受付（処理）表（様式4）.....	86
○西条市水防箇所図	87
○重要水防箇所改修図.....	89

第1章 総則

第1 目 的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第33条の規定に基づき、洪水、内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ）、津波又は高潮等に際して県水防計画に応じ、本市水防の完璧を図るとともに、その被害を最小限に食い止めるため関係機関と緊密な連絡を図り、水防に必要な人的、物的施設を整備し、これらの具体的活用方法を定めて、緊急処置の適切円滑な実施を期するものである。

第2 用語の定義

災害警戒本部 水防等、災害対応を総括するために設置される機関

水防箇所 洪水等に対して水防上特に注意を要する箇所をいう。過去の実績及び地形、施設の現況から推定して洪水又は風浪により堤防の決壊及び氾濫が予想され水防活動によって相当の効果があると予想されるもので、次の条件の一を満たしている場合には、当地域の一連の範囲を含めて水防箇所とする。

- (1) 人家が100戸以上ある場合
- (2) 耕地が20ha以上ある場合
- (3) 人家50戸以上かつ耕地が10ha以上ある場合
- (4) 公共施設若しくは重要産業施設がある場合

特に危険な箇所 水防箇所内であって既に護岸堤防などが破損している箇所、又は、護岸、堤防などの施設が老朽化しており、はん濫注意水位までに決壊が予想される箇所

水防団待機水位 水防団が水防体制に入る水位

はん濫注意水位 水防団が出動し警戒に当たる目安となる水位

避難判断水位 高齢者等避難の発令判断の目安、住民のはん濫に関する情報注意喚起、住民の避難判断の参考となる水位、洪水の発生を特に警戒すべき水位

はん濫危険水位 避難指示の発令判断の目安、洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じるはん濫の恐れがある水位

第3 災害警戒本部の設置

水防管理者（市長）は、法第10条第3項の規定により、気象状況の通知を受けたときから、大雨・洪水、津波又は高潮等の危険が解消されるまでの間、必要のあるときは市役所内に災害警戒本部を設置する。

第4 水防の責任

1 水防管理者の責任（法第3条）

水防管理団体（市）は、その区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。

2 県の責任（法第3条の6）

県はその区域における水防管理団体が行う水防が、十分行われるよう指導と水防能力の確保に努める責任を有する。

第5 水防事務

災害警戒本部は、水防管理者の統括のもとに一切の水防に関する事務を処理する。

第6 水防箇所

本市における水防箇所は、資料編の水防箇所一覧のとおりとする。

資料編 ・ 水防箇所一覧

第7 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて‘遠地津波’と‘近地津波’に分類して考えられる。遠地津波の場合は原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び水防活動従事者自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な場所への避難に所要の時間がかかる場合は、水防活動従事者自身の避難以外の行動が取れないことが多い。従って、あくまでも水防活動従事者自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

※津波の分類	近地津波	遠地津波
概 要	日本沿岸を震源とする地震等により生じる津波	遠方を震源とする地震により発生し、伝播してきた津波
揺れの有無	有	無
到達時間	数分～数十分	数時間～20数時間
防護施設	機能損失する場合がある	機能効果を見込める

第8 安全配慮

洪水、内水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防活動従事者の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。なお、避難誘導や水防作業の際には、最新の気象情報の入手や海面監視等の任務を担う人員を配置するなどし、水防活動従事者自身の安全を確保するための措置を講じなければならない。

第2章 水防組織と編成及び所掌事務

第1節 警戒体制

第1 災害警戒本部設置前警戒体制

この体制は、西条市に大雨・洪水等による被害が予想され、災害警戒本部が設置されるまでの間及び災害警戒・対策本部解散後も継続して警戒が必要であると危機管理監又は消防長が認めた場合、本部事務局職員及び消防職員等が行う体制とする。

第2 警戒体制の配備基準

- 次に掲げる事項のうち、いずれかが市に発表された場合に本部長が必要と認めるとき

【気象注意報】

- (1)大雨注意報 (2)洪水注意報 (3)高潮注意報 (4)強風注意報
(5)大雪注意報・警報

- 状況により本部長が必要と認めたとき

第3 警戒体制の役割

- 气象台より送られる気象情報の収集
- 時間雨量（ダムの水位、放流状況）の観測と記録
- 河川の水位測定と記録
- 被害情報の収集と確認
- 水防資材の点検及び災害警戒本部設置の準備
- 海面の監視と潮位測定

第2節 災害警戒本部

第1 災害警戒本部の設置基準

西条市に大雨・洪水・高潮・暴風等に関する警報が発表されると同時に設置する。危機管理監、消防長、総務部長、消防団長が協議して体制等を協議、決定後、水防管理者兼本部長（市長）、副本部長（副市長）にすみやかに連絡する。

第1回目の災害警戒本部会議は、別途本部から指示があった場合を除き、警報が発表された1時間後とする。また、各部は災害警戒本部設置と同時に、初期の応急対策を実施する体制を構築するとともに、災害警戒本部からの招集に備え動員体制を確立するものとする。

なお、本部の体制、本部会議の開催については、職員に事前連絡・周知している場合はこの限りではない。

第2 災害警戒本部の設置

災害警戒本部の設置場所は市役所新館5階災害対策本部室とする。

第3 災害警戒本部の組織、事務分掌及び配備体制等

災害警戒本部の組織、事務分掌及び配備体制等は、別表1、別表2、別表3及び別表4

のとおりとする。

第4 災害警戒本部の情報連絡・処理体制

災害警戒本部の情報連絡及び処理体制については、別表5のとおりとする。

第5 本部長の職務代理者の決定

本部長不在時の指揮命令系統の確立のため、職務代理の順位を次のように定める。

第1順位 副市長

第2順位 危機管理監

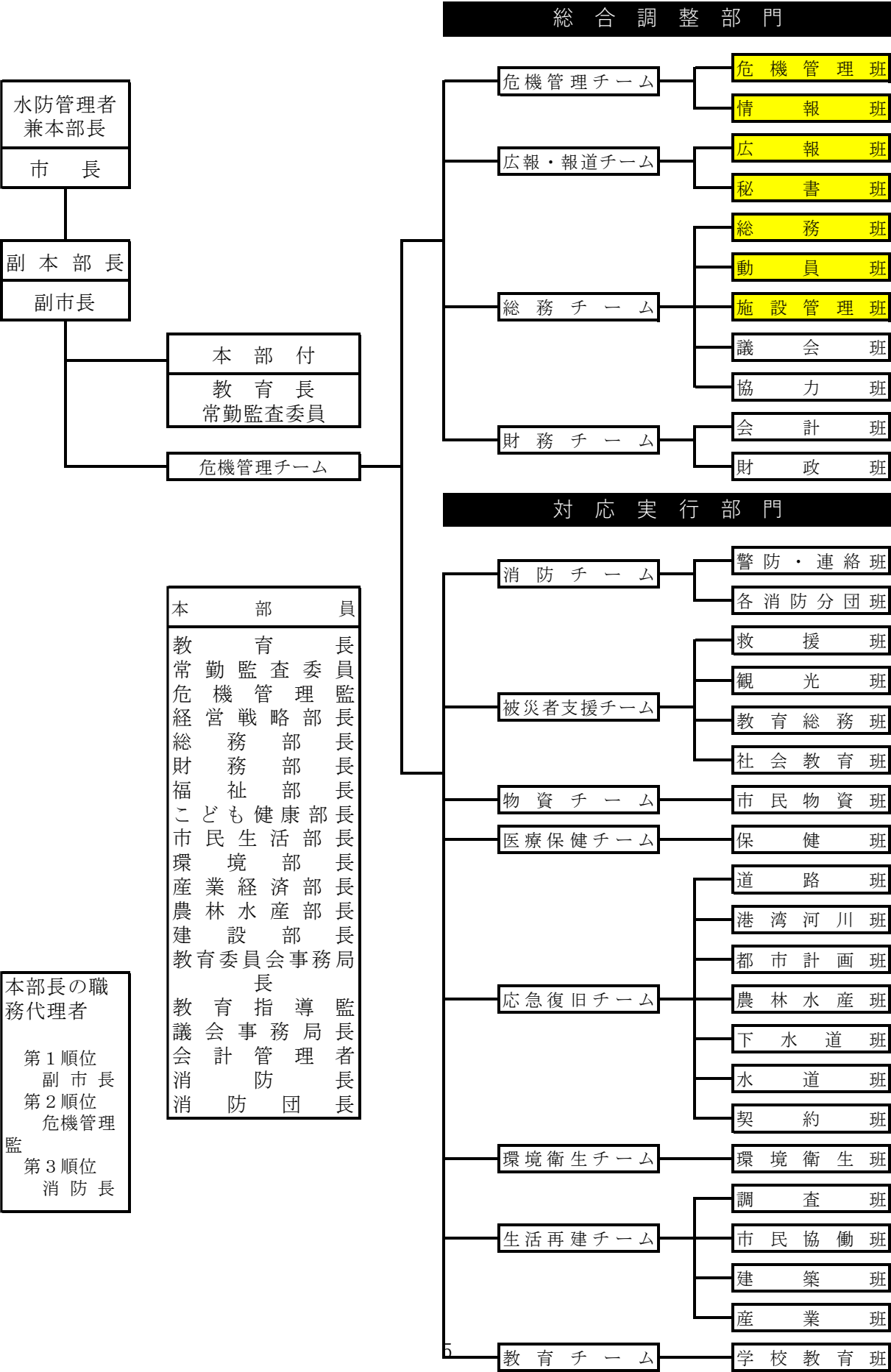
第3順位 消防長

第6 災害対策本部との関係

災害警戒本部は、災害対策基本法に基づく「西条市災害対策本部」が設置された場合は、その組織に移行するものとする。

別表 1

西 条 市 災 害 警 戒 本 部 組 織 図



別表 2

西条市災害警戒本部事務分掌

チーム名 (チーム長) (副チーム長)	班名 (班長) (副班長)	班員	分掌事務
全チーム共通	—	—	1 チーム内職員の安否確認、動員に関すること。 2 被害情報の収集に関すること。 3 被災者への支援に関すること。 4 所管施設の被害調査及び災害応急対策に関すること。
危機管理チーム (危機管理監) (消防長)	危機管理班 (危機管理課長) (政策企画課長) (未来共創課長) (ICT 推進課長) (総務管理課長)	危機管理課職員 政策企画課職員 未来共創課職員 ICT 推進課職員 総務管理課、丹原サービスセンター係、小松サービスセンター係職員	1 災害警戒本部の設置、運営、閉鎖に関すること。 2 災害警戒本部の庶務に関すること。 3 防災行政無線の管理運用に関すること。 4 庁内情報システムの保守、復旧に関すること。 5 本部長の指示、指令等の伝達に関すること。 6 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令及び情報伝達に関すること。 7 災害警戒本部と西部支所との連絡調整に関すること。 8 県との連絡調整及び定時報告に関すること。 9 国の機関、団体等の広域応援部隊の派遣要請の検討に関すること。 10 自衛隊の災害派遣要請及び調整・受入に関すること。 11 自主防災組織との連絡調整に関すること。 12 災害情報の収集、集約、分析、報告、資料化、提供に関すること。 13 災害救助法の申請適用に関すること。 14 職員及び応援職員用パソコンの復旧・調達に関すること。 15 被災地及び避難所付近の交通安全対策に関すること。 16 災害応急復旧計画の策定に関すること。 17 その他災害対策全般に関すること。 18 他班の応援に関すること。
	情報班 (消防本部次長) (消防本部課長)	警防課職員 消防本部総務課職員 予防課職員 通信指令課職員	1 気象予警報及び災害情報の収集整理に関すること。 2 災害情報等の伝達及び場内掲示に関すること。 3 消防職員及び消防団の招集に関すること。 4 緊急消防援助隊、愛媛県消防広域応援協定に基づく消防応援部隊派遣要請及び調整・受入に関すること。 5 消防防災ヘリコプターの出動要請に関すること。 6 危険物施設等の安全確保に関すること。
広報・報道チーム (経営戦略部長) (シニアプロモーション推進課長)	広報班 (シニアプロモーション推進課長)	シニアプロモーション推進課職員	1 避難情報の周知に関すること 2 ホームページ等による災害広報に関すること。 3 報道機関との連絡調整に関すること。 4 報道機関に対する発表資料の作成及びプレスリリースに関すること。

チーム名 (チーム長) (副チーム長)	班名 (班長) (副班長)	班員	分掌事務
			5 記者会見等の調整及び実施に関すること。 6 被害写真、動画の収録、記録に関すること。 7 総合的な災害時広報、相談窓口の設置、運営、閉鎖に関すること。 8 他班の応援に関すること。
	秘書班 (秘書課長)	秘書課職員	1 本部長、副本部長との連絡調整に関すること。 2 本部長、副本部長の秘書に関すること。 3 災害見舞、視察等の要人対応に関すること。 4 他班の応援に関すること。
総務チーム (総務部長) (議会事務局長)	総務班 (総務課長兼市史編さん室長) (総務管理課長(兼))	総務課職員 市史編さん室職員 総務管理課副課長、 総務係職員	1 庁舎の通信手段確保に関すること。 2 県、他市町への応援要請・受入に関すること。 3 受援体制の確立に関すること。 4 受援班の設置、運営、閉鎖に関すること。 5 災害支援(陳情)要請書作成に関すること。 6 他班の応援に関すること。
	動員班 (職員厚生課長)	職員厚生課職員	1 職員等の被災状況の把握と対策に関すること。 2 動員及び非常招集に関すること。 3 各チームの人員の把握、増員及び派遣に関すること。 4 応援職員の受入、配分に関すること。 5 受援調整会議に関すること。 6 職員の安全管理に関すること。 7 被災職員に対する給付及び救援に関すること。 8 職員用食料、物資の調達に関すること。 9 他班の応援に関すること。
	施設管理班 (施設管理課長)	施設管理課施設管理係、管財係、公共施設マネジメント推進係職員	1 庁舎来庁者への避難誘導及び安全管理に関すること。 2 庁舎の被害調査及び災害応急対策に関すること。 3 所管に属する公有財産の被害調査及び災害応急対策に関すること。 4 公用車両の避難・配車に関すること。 5 災害対策本部のインフラ維持に関すること。 6 他班の応援に関すること。
	議会班 (議事課長)	議会事務局議事課職員	1 議会の対応に関すること 2 他班の応援に関すること
財務チーム (財務部長) (会計管理者)	協力班 (監査事務局長) (選管事務局長) (農委事務局長)	選管事務局職員 監査事務局職員 農委事務局職員	1 本部の特命事項に関すること。 2 土のうに関すること。 3 他班の応援に関すること。
	会計班 (会計課長)	会計課職員	1 災害の経理の出納に関すること。 2 指定金融機関等に関すること。 3 現金、預金証書等の出納保管に関すること。 4 他班の応援に関すること。
	財政班 (財政課長)	財政課職員	1 災害対策の予算等に関すること。 2 義援金の受入に関すること。 3 他班の応援に関すること。

チーム名 (チーム長) (副チーム長)	班名 (班長) (副班長)	班員	分掌事務
消防チーム (消防長) (消防本部次長) (消防団長)	警防・連絡班 (東消防署長) (西消防署長) (東消防署主幹兼副署長) (西消防署主幹兼副署長)	東消防署職員 西消防署職員	1 消防及び水防に関すること。 2 捜索及び救助に関すること。 3 避難の誘導に関すること。 4 消防団への指示、命令に関すること。 5 警戒区域の設定に関すること。
	各消防分団班 (東支団長) (西支団長)	各消防分団員	1 消防及び水防活動に関すること。 2 避難の誘導に関すること。 3 その他災害活動に関すること。
被災者支援チーム (福祉部長) (教育委員会事務局長)	救援班 (生活福祉課長) (地域福祉課長) (介護保険課長) (国保医療課長) (子育て支援課長) (保育・幼稚園課長) (スポーツ健康課長) (市民課長) (市民福祉課長)	生活福祉課職員 地域福祉課職員 介護保険課介護総務係、介護認定給付係職員 国保医療課職員 子育て支援課職員 保育・幼稚園課職員 スポーツ健康課職員 市民課職員 市民福祉課副課長、福祉保険係、こども係、丹原サービスセンター係(兼)、小松サービスセンター係(兼)職員	1 災害時要配慮者対策に関すること。 2 社会福祉施設、介護施設、児童福祉施設等の避難に関すること。 3 社会福祉施設及びスポーツ施設の被害調査及び災害応急対策に関すること。 4 避難所開設及び運営に関すること。 5 福祉避難所の開設及び運営に関すること。 6 福祉避難所の緊急物資の調整及び配給に関すること。 7 被災者名簿の作成に関すること。 8 遺体の検案、収容、安置等に関すること。 9 行方不明者等の受付に関すること。 10 義援金の配分に関すること。 11 避難所における相談窓口に関すること。 12 被災者の救援及び災害弔慰金、見舞金に関すること。 13 他班の応援に関すること。
	観光班 (観光振興課長)	観光振興課職員	1 観光施設の被害調査及び災害応急対策に関すること。 2 観光客・帰宅困難者の保護に関すること。 3 外国語通訳者の手配に関すること。 4 避難所開設及び運営に関すること。 5 民間の宿泊施設借り上げに関すること。 6 公共交通機関の被害・運行状況に関すること。 7 他班の応援に関すること。
	教育総務班 (教育総務課長)	教育総務課職員	1 学校施設等の被害調査及び災害応急対策に関すること。 2 避難所開設及び運営に関すること。 3 学校給食の保全措置に関すること。 4 避難者への炊き出しの協力に関すること。 5 教育関係の義援金の配分に関すること。 6 他班の応援に関すること。
	社会教育班 (社会教育課長)	社会教育課職員	1 所管施設の被害調査及び災害応急対策に関すること。 2 避難所開設及び運営に関すること。 3 社会教育団体等の動員要請に関すること。 4 文化財の被害調査及び復旧に関すること。 5 他班の応援に関すること。
物資チーム (市民生活部長)	市民物資班 (くらし支援課長)	くらし支援課職員 移住推進課職員	1 災害用食料・物資の確保、支援要請、供給及び輸送に関すること。

チーム名 (チーム長) (副チーム長)	班名 (班長) (副班長)	班員	分掌事務
(くらし支援課長)	(移住推進課長) (人権擁護課長) (契約課長(兼)) (市民福祉課担当課長)	人権擁護課職員 契約課物品契約係職員 市民福祉課市民生活係職員	2 応急救助物資の安定供給に関すること。 3 被災者及び災害対策従事者に対する炊き出しに関すること。 4 義援物資の集積及び分配に関すること。 5 他班の応援に関すること。
医療保健チーム (こども健康部長) (こども健康部副部長)	保健班 (健康医療推進課長) (健康医療推進課主幹) (介護保険課主幹)	健康医療推進課職員 介護保険課包括支援係・介護予防係職員	1 医療関係施設の被害調査及び災害対策に関すること。 2 医療救護班編成及び救護所の開設に関すること。 3 関係医療機関等との連絡及び協力要請に関すること。 4 応急医療及び医薬品に関すること。 5 被災地及び避難所の防疫(感染予防)に関すること。 6 被災者の健康管理に関すること。 7 他班の応援に関すること。
応急復旧チーム (建設部長) (農林水産部長) (環境部長(兼)) (建設部副部長)	道路班 (建設道路課長) (建設道路課主幹) (農林建設課長)	建設道路課職員 農林建設課建設管理係職員	1 道路、橋梁等の被害調査及び被害拡大防止対策に関すること。 2 土木施設等の応急復旧に関すること。 3 道路交通の確保に関すること。 4 道路障害物の除去に関すること。 5 関係施設の被害調査及び災害対策に関すること。 6 他班の応援に関すること。
	港湾河川班 (港湾河川課長) (用地課長)	港湾河川課職員 用地課職員	1 土砂災害危険区域の調査に関すること。 2 河川及び所管水路の防災事業に関すること。 3 海岸及び港湾の災害防止及び応急復旧に関すること。 4 河川及び港湾(漁港を除く。)内の流木等障害物の除去に関すること。 5 流出油等(河川・港湾)の防除に関すること。 6 所管ポンプ場の運転管理に関すること。 7 他班の応援に関すること。
	都市計画班 (都市計画課長)	都市計画課職員	1 市街地、公園施設、緑地の植栽物及び街路樹等の被害調査並びに災害応急対策に関すること。 2 災害予防、応急対策等に必要の人員、資材等の輸送に関すること。 3 応急の公用負担に関すること。 4 他班の応援に関すること。
	農林水産班 (農水振興課長) (農林土木課長) (林業振興課長) (国土調査課長) (農業基盤整備課長) (農林建設課長(兼))	農水振興課職員 農林土木課職員 林業振興課職員 国土調査課職員 農業基盤整備課職員 農林建設課農林振興係職員	1 農林水産関係の被害調査及び災害応急対策に関すること。 2 家畜伝染病予防対策に関すること。 3 湛水防除施設の運転に関すること。 4 農林道の保全及び復旧に関すること。 5 農協、漁協等との連絡調整、協力要請に関すること。 6 農林水産関係の災害復旧資材、資金のあっせんに関すること。 7 漁港内の流木等障害物の除去に関すること。

チーム名 (チーム長) (副チーム長)	班名 (班長) (副班長)	班員	分掌事務
			8 流出油等(漁港)の防除に関する事。 9 他班の応援に関する事。
	下水道班 (下水道工務課長) (下水道業務課長) (下水道業務課主幹) (環境課長(兼))	下水道工務課職員 下水道業務課職員 環境課下水道係職員	1 終末処理場、雨水ポンプ場の運転管理に関する事。 2 所管水路の排水等防災事業に関する事。 3 所管施設の被害調査及び災害応急対策に関する事。 4 他班の応援に関する事。
	水道班 (水道工務課長) (水道業務課長) (環境課長(兼))	水道工務課職員 水道業務課職員 環境課副課長、水道係職員	1 水道施設の被害調査及び災害応急対策に関する事。 2 応急給水に関する事。(全市域) 3 他班の応援に関する事。
	契約班 (契約課長)	契約課工事契約係、工事検査係職員	1 資機材、物資、車両等の調達及び貸借に関する事。 2 建設業者等への協力要請に関する事。 3 応急対策用資機材の調達に関する事。 4 災害復旧工事等の契約に関する事。 5 他班の応援に関する事。
環境衛生チーム (環境部長) (環境部副部長)	環境衛生班 (環境政策課長) (衛生課長) (衛生施設課長) (環境課長)	環境政策課職員 衛生課職員 衛生施設課職員 環境課生活環境係職員	1 環境衛生施設の被災調査及び災害応急対策に関する事。 2 仮設トイレの設置に関する事。 3 災害廃棄物の総合的な処理に関する事。 4 し尿処理対策の実施に関する事。 5 被災地の清掃及び防疫(害虫駆除)に関する事。 6 被災動物の保護及び管理に関する事。 7 被災家屋等の公費解体に関する事。 8 他班の応援に関する事。
生活再建チーム (産業経済部長) (産業経済部副部長)	調査班 (課税課長) (徴収課長) (総務管理課長(兼))	課税課職員 徴収課職員 総務管理課税務係職員	1 人命、住家及び非住家等の被害調査に関する事。 2 罹災証明の発行に関する事。 3 災害に伴う市税の減免措置に関する事。 4 他班の応援に関する事。
	市民協働班 (市民協働推進課長)	市民協働推進課職員	1 災害ボランティアセンターに関する事。 2 災害ボランティアの総合調整に関する事。 3 他班の応援に関する事。
	建築班 (建築審査課長) (技術管理室長) (施設管理課長(兼))	建築審査課職員 技術管理室職員 施設管理課住宅係職員	1 被災建築物の応急危険度判定に関する事。 2 被災者の住宅(仮設住宅、借上住宅)確保に関する事。 3 応急仮設住宅の建設に関する事。 4 応急仮設住宅への入居に関する事。 5 他班の応援に関する事。
	産業班 (産業振興課長)	産業振興課職員	1 商工施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 2 商工業関係の被害調査及び融資あっせんに関する事。 3 被災者に対する雇用関係の情報提供に関する事。 4 他班の応援に関する事。

チーム名 (チーム長) (副チーム長)	班名 (班長) (副班長)	班員	分掌事務
教育チーム (教委指導監) (学校教育課長)	学校教育班 (学校教育課長) (学校教育課指導主幹) (学校政策課長)	学校教育課職員 学校政策課職員	1 被害児童生徒の救護、対策に関すること。 2 避難所開設及び運営に関すること。 3 保健衛生の保全措置に関すること。 4 災害時の応急教育に関すること。 5 教科書及び学用品の調達並びに支給に関すること。 6 県立、私立学校との連絡調整に関すること。 7 他班の応援に関すること。

別表 3

災害警戒・対策本部配備基準

区分		配 備 基 準	配 備 内 容	配 備 要 員
災害警戒本部	警戒体制	1 次に掲げる事項のうち、いずれかが市に発表された場合に本部長が必要と認めるとき 【気象注意報】 (1)大雨注意報 (2)洪水注意報 (3)高潮注意報 (4)強風注意報 (5)大雪注意報・警報 2 市内に震度3以下の地震が発生した場合 3 状況により本部長が必要と認めたとき	防災担当の少数の人員をもって、主として情報収集活動を実施する体制	危機管理課担当職員 当務消防職員
	第1配備	1 次に掲げる事項のうち、いずれかが市に発表された場合 【気象警報】 (1)大雨警報 (2)洪水警報 (3)高潮警報 (4)暴風警報 2 市内に震度4の地震が発生した場合 3 愛媛県瀬戸内海沿岸に津波注意報が発表された場合 4 災害の発生のおそれがあり、状況により本部長が必要と認めたとき	災害発生に備えるための通信情報活動及び初期の応急対策を実施する体制	災害警戒本部から指示された各部局管理職以上の職員のほか必要とする人員 主幹消防職員以上及び当務消防職員
	第2配備	1 一部地域に災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき 2 市内に震度5弱の地震が発生した場合 3 その他必要により本部長が当該配備を指令するとき	各部の職員で災害情報連絡活動等を円滑に行い、状況に応じ、直ちに第3配備に入れる体制	あらかじめ指名された概ね1/3の職員 消防職員1/2
災害対策本部	第3配備	1 相当規模の災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき 2 市内に震度5強の地震が発生した場合 3 愛媛県瀬戸内海沿岸に津波警報が発表された場合 4 その他必要により本部長が当該配備を指令するとき	相当の被害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、応急対策を迅速的確に行い得る配備とし、速やかに第4配備に入れる体制	あらかじめ指名された概ね2/3の職員
	第4配備	1 甚大な災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき 2 市内に震度6弱以上の地震が発生した場合 3 市内に震度5強以下の地震が発生し、災害救助法の適用を受ける重大な被害が発生した場合 4 愛媛県瀬戸内海沿岸に大津波警報が発表された場合 5 その他必要により本部長が当該配備を指令するとき	甚大な被害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、市の総力をあげて応急対策活動を実施する体制	全職員

注 消防本部は、消防長の判断により、災害の種類、規模、状況等に即応した配備体制をとることができる。

注 経営戦略部は、危機管理監の判断により、災害の種類、規模、状況等に即応した配備体制をとることができる。

別表 4

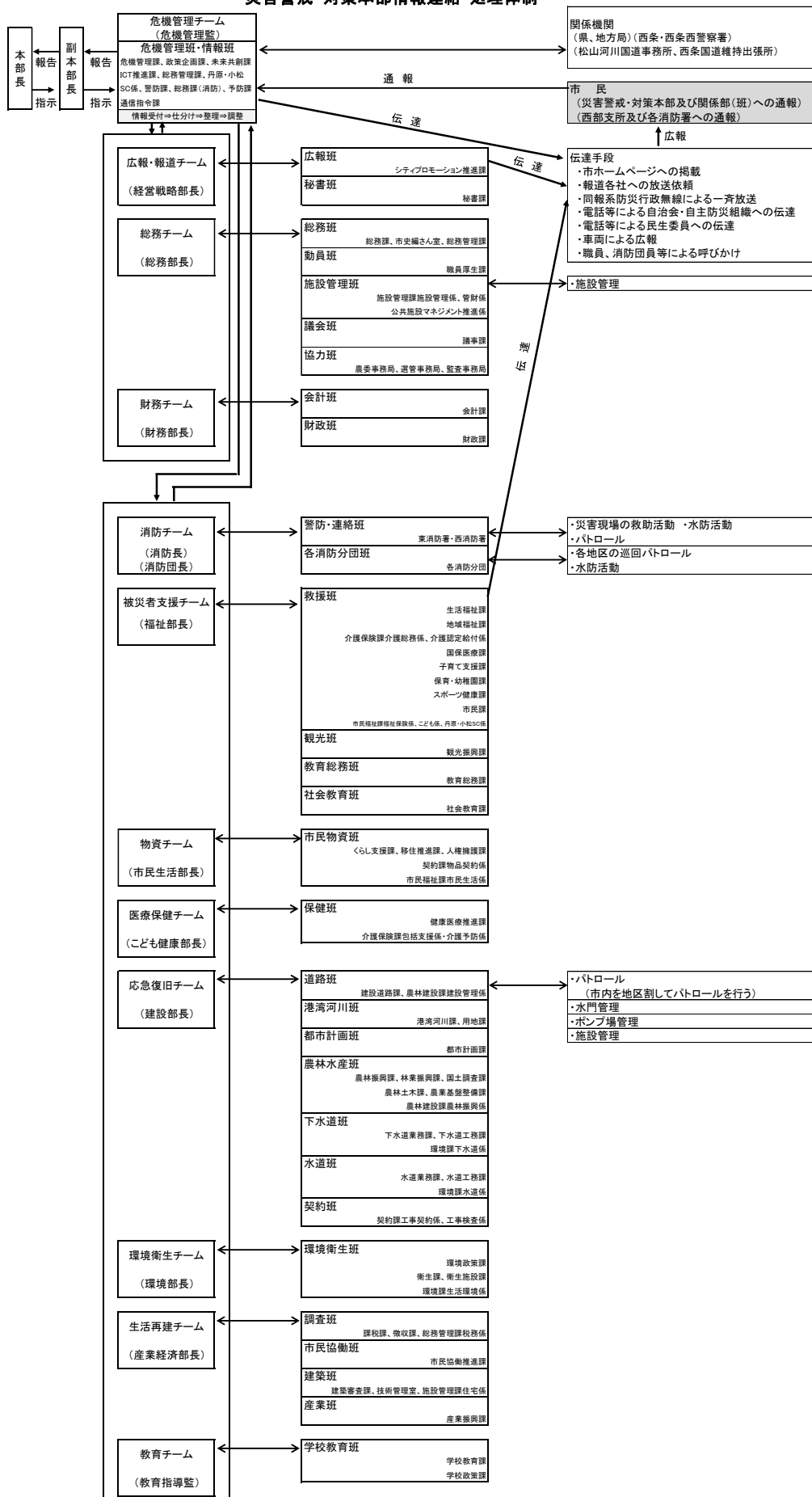
災害警戒・対策本部動員体制

チーム名	班	所 属 課 係	第 1 配備	第 2 配備	第 3 配備	第 4 配備
災害警戒・対策本部員			全員	全員	全員	全員
危機管理チーム	危機管理班	・危機管理課 ・政策企画課 ・未来共創課 ・ICT推進課 ・西部支所総務管理課 ・西部支所市民福祉課	指名する者	全員	全員	全員
	情報班	消防本部 ・警防課 ・総務課 ・予防課 ・通信指令課	主幹以上 警防課 消防団係	1 / 2	全員	全員
広報・報道チーム	広報班	・シティプロモーション推進課	指名する者	指名する者	指名する者	全員
	秘書班	・秘書課	指名する者	指名する者	指名する者	全員
総務チーム	総務班	・総務課 ・市史編さん室 ・総務管理課総務係	指名する者	指名する者	指名する者	全員
	動員班	・職員厚生課	指名する者	指名する者	指名する者	全員
	施設管理班	・施設管理課施設管理係、管財係職員、公共施設マネジメント推進係職員	指名する者	指名する者	指名する者	全員
	議会班	・議事課	指名する者	指名する者	指名する者	全員
	協力班	・監査事務局 ・選管事務局 ・農委事務局	指名する者	指名する者	指名する者	全員
財務チーム	会計班	・会計課	指名する者	指名する者	指名する者	全員
	財政班	・財政課	指名する者	指名する者	指名する者	全員
消防チーム	警防・連絡班	・東消防署 ・西消防署	当務の職員＋ 副署長以上	2 / 3	全員	全員
	各消防分団班	・各消防分団	分団長以上	班長以上	2 / 3	全員
被災者支援チーム	救援班	・生活福祉課 ・地域福祉課 ・介護保険課 ・国保医療課 ・子育て支援課 ・保育・幼稚園課 ・スポーツ健康課 ・市民課 ・西部支所市民福祉課	指名する者	指名する者	指名する者	全員
	観光班	・観光振興課	指名する者	指名する者	指名する者	全員
	教育総務班	・教育総務課	指名する者	指名する者	指名する者	全員
	社会教育班	・社会教育課	指名する者	指名する者	指名する者	全員

チーム名	班	所 属 課 係	第 1 配備	第 2 配備	第 3 配備	第 4 配備
物資チーム	市民物資班	・くらし支援課 ・移住推進課 ・人権擁護課 ・契約課 ・市民福祉課	指名する者	指名する者	指名する者	全員
医療保健チーム	保健班	・健康医療推進課 ・介護保険課	指名する者	指名する者	指名する者	全員
応急復旧チーム	道路班	・建設道路課 ・西部支所農林建設課	指名する者	指名する者	指名する者	全員
	港湾河川班	・港湾河川課 ・用地課	指名する者	指名する者	指名する者	全員
	都市計画班	・都市計画課	指名する者	指名する者	指名する者	全員
	農林水産班	・農林土木課 ・農水振興課 ・林業振興課 ・国土調査課 ・農業基盤整備課 ・西部支所農林建設課	指名する者	指名する者	指名する者	全員
	下水道班	・下水道工務課 ・下水道業務課 ・西部支所環境課	指名する者	指名する者	指名する者	全員
	水道班	・水道工務課 ・水道業務課 ・西部支所環境課	指名する者	指名する者	指名する者	全員
	契約班	・契約課	指名する者	指名する者	指名する者	全員
環境衛生チーム	環境衛生班	・衛生課 ・環境政策課 ・衛生施設課 ・西部支所環境課	指名する者	指名する者	指名する者	全員
生活再建チーム	調査班	・課税課 ・徴収課 ・西部支所総務管理課	指名する者	指名する者	指名する者	全員
	市民協働班	・市民協働推進課	指名する者	指名する者	指名する者	全員
	建築班	・建築審査課 ・技術管理室 ・施設管理課	指名する者	指名する者	指名する者	全員
	産業班	・産業振興課	指名する者	指名する者	指名する者	全員
教育チーム	学校教育班	・学校教育課 ・学校政策課	指名する者	指名する者	指名する者	全員

別表 5

災害警戒・対策本部情報連絡・処理体制



第3章 水防信号

第1 水防に用いる信号は、次のとおりとする。

1 水防信号

区 分	警 鐘 信 号	サ イ レ ン 信 号	摘 要
第 1 信 号	一 打 点 ○ー○	○ー休止 ○ー休止 ○ー休止 5秒 15秒 (反復)	警戒信号：はん濫注意水位に達したことを知らせる信号
第 2 信 号	三 打 点 ○ ○ ○	○ー休止 ○ー休止 ○ー休止 5秒 6秒 (反復)	出動信号：水防機関に属する者全員が出動することを知らせる信号
第 3 信 号	四 打 点 ○ ○ ○ ○	○ー休止 ○ー休止 ○ー休止 10秒 5秒 (反復)	居住者出動信号：当該水防区域内に居住する者が出動することを知らせる信号
第 4 信 号	乱 打	○ー休止 ○ー休止 ○ー休止 1分 5秒 (反復)	居住者避難信号：必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くことを知らせる信号
地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は、上記に準じて水防信号を発する。			

2 参考

区 分	サ イ レ ン 信 号	摘 要
黒瀬ダム放流サイレン 中山川逆調整池ダム放流サイレン 志河川ダム放流サイレン	○ー休止 ○ー休止 ○ー休止 1分 10秒 (反復)	放流を開始する約 30 分前及び放流の直前に知らせる信号

3 黒瀬ダム放流警報局設置場所

黒瀬ダム警報局	西条市黒瀬字瓶
兎之山警報局	西条市兎之山
兎之山第2警報局	西条市兎之山
長瀬警報局	西条市黒瀬字丸山
舟形警報局	西条市中野字舟形
武丈警報局	西条市中野字原
喜多川警報局	西条市神拝字外新田
古川警報局	西条市古川字喜三衛
港新地回転灯局	西条市港新地

4 中山川逆調整池ダム放流警報局場所

ダム地点	西条市丹原町千原
柳曾地点	西条市丹原町鞍瀬鍋谷
梶地点	西条市丹原町鞍瀬 157 番地

5 志河川ダム放流警報局設置場所

志河川ダム警報局	西条市丹原町志川
第1警報局	同上地内
第2警報局	西条市志川橋

第4章 気象予警報等の伝達

水防管理者は、法第10条第3項及び第16条に規定する大雨・洪水又は高潮等のおそれがあると認められる気象状況に基づき、県知事から通知を受けた場合においては、直ちに関係機関並びに市民に対し、周知徹底を図らなければならない。

なお、気象台から発せられる気象通報並びに気象情報の連絡系統は、次のとおりである。

第1 気象台から発せられる気象通報

1 特別警報の種類

大雨特別警報・暴風特別警報・暴風雪特別警報・波浪特別警報・高潮特別警報・津波特別警報（大津波警報）

※警報の発表基準をはるかに超える状況等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に発表され、最大限の警戒が求められる。

また、特別警報の伝達を受けた場合、これを直ちに住民等に伝達する。

2 警報の種類

大雨警報・洪水警報・暴風警報・暴風雪警報・波浪警報・高潮警報・津波警報

※大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。

3 注意報の種類

大雨注意報・洪水注意報・強風注意報・風雪注意報・波浪注意報・高潮注意報・津波注意報

4 気象情報の種類

予報に関する気象情報は目的別に次のように分けられる。

- (1) 注意報、警報に先立って注意を喚起するためのもの。（台風などに関する情報）
- (2) 注意報、警報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説するもの。
- (3) 顕著な大雨や記録的な短時間の大雨を観測したときの、より一層の警戒を呼びかけるもの。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する情報」を発表する。また、数年に一度しか起こらないような記録的な短時間の大雨を観測したときに、より一層の警戒を呼びかけるときには、「記録的な短時間大雨情報」という情報を発表する。雨量基準は、以下のとおり。

雨量基準	記録的な短時間大雨情報（1時間雨量）
	100mm以上

(4) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するよう、対象となる市町を特定して警戒を呼びかける情報（愛媛県と松山地方気象台が共同で発表）。

(5) 社会的に影響の大きな天候についての解説などの情報

少雨、長雨、低温など比較的長期にわたる現象について注意を喚起したり、解説するためのもの

(6) その他の気象情報の種類としては、潮位に関する情報、指定河川洪水予報、竜巻注意情報などがある。なお、対象とする予報区により全般、地方、府県気象情報に分けられる。

* 情報は文章形式と図形式の2種類がある。

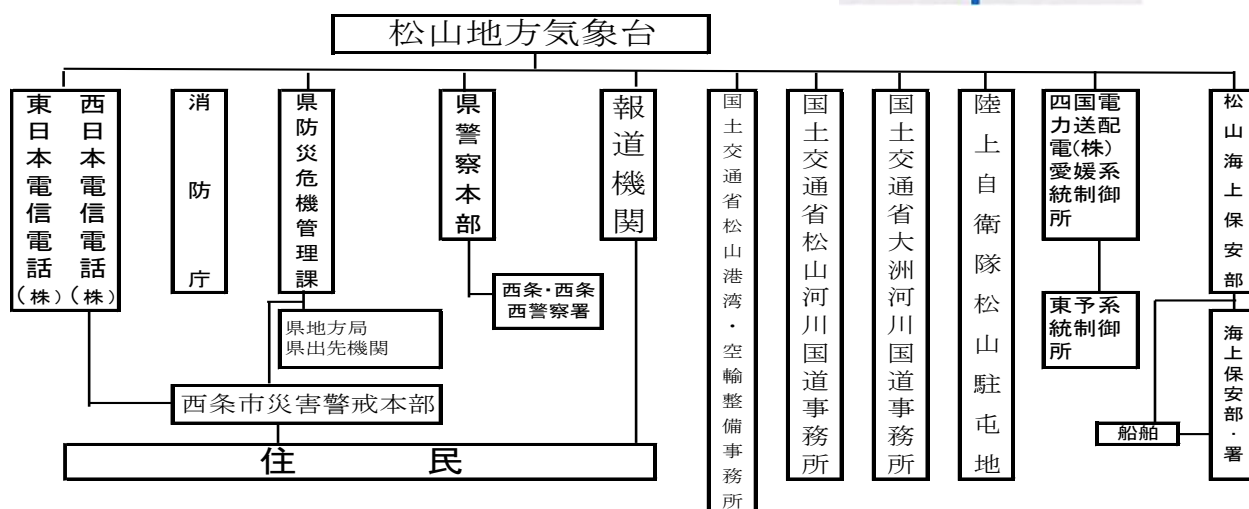
5 警報・注意報の発表区分

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域（市町等）
東予	東予東部	西条市、新居浜市、四国中央市
	東予西部	今治市、越智郡上島町

6 津波予報区

津波予報区	区域
愛媛県瀬戸内海沿岸	愛媛県（瀬戸内海沿岸に限る。）
愛媛県宇和海沿岸	愛媛県（瀬戸内海沿岸を除く。）

第2 気象情報の連絡系統



第3 県知事の行う水防警報と指定河川

法第16条の規定により、県知事の指定した河川・湖沼又は海岸が洪水又は高潮等のため相当な被害を生じるおそれがあると認められるとき水防警報が発せられるものであるが、

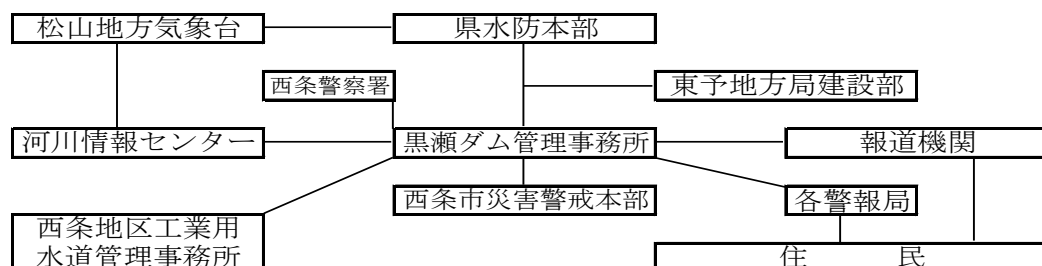
本市管内の指定河川及び警報発表基準は、次のとおりである。

河 川 名	水位観測所	待 機	準 備	出 動	解 除	伝 達 手 段
加茂川	長瀬	水防団待機水位以上に達すると思われるとき。	水位が3.00mに達しなお上昇のおそれがあるとき。	水位が3.80mに達しなお上昇のおそれがあるとき。	水防作業不要となったとき。	無線及び電話
渦井川	飯積橋	水防団待機水位以上に達すると思われるとき。	水位が1.70mに達しなお上昇のおそれがあるとき。	水位が2.50mに達しなお上昇のおそれがあるとき。	水防作業不要となったとき。	
中山川	田野上方	水防団待機水位以上に達すると思われるとき。	水位が1.00mに達しなお上昇のおそれがあるとき。	水位が1.50mに達しなお上昇のおそれがあるとき。	水防作業不要となったとき。	

第4 ダム放流の連絡

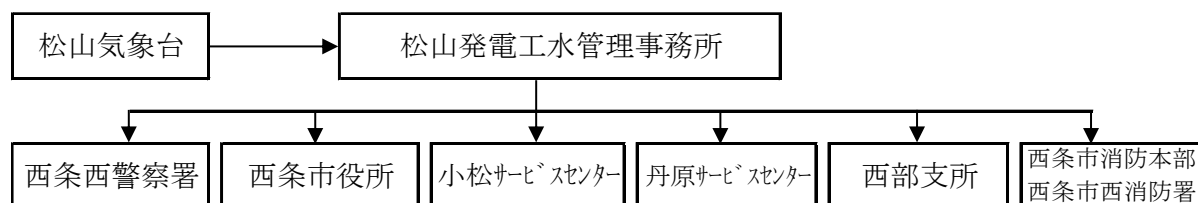
1 黒瀬ダム

黒瀬ダム管理事務所長は、松山地方气象台等より降雨に関する気象情報の通知を受けた後放流を行う場合は、放流量及び放流開始時刻について愛媛県河川課及び関係機関に連絡するものである。



2 中山川逆調整池ダム

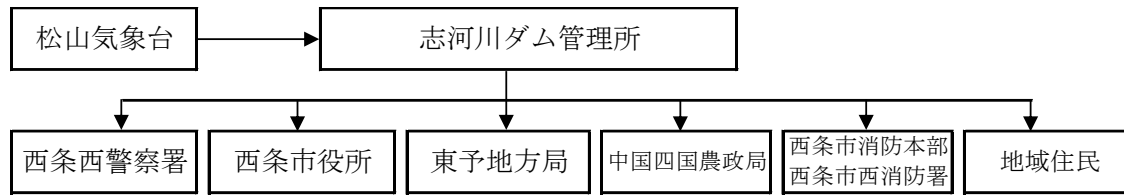
松山発電工水管理事務所長は、松山地方气象台等より降雨に関する気象情報の通知を受けた後放流を行う場合は、放流量及び放流開始時刻について愛媛県河川課及び関係機関に連絡するものである。



3 志河川ダム

志河川ダム管理者は、志河川ダムへの流入量が増え続け、貯水がダムから越流（自然放流）する場合において、自然放流により下流の志河川の水位が30分間に30cm以上上昇が予測される場合、周辺住民へ警報により周知するとともに、関係機関へも連絡（警報1

時間前) するものである。



第

5 ため池及び管理

西条市内の主なため池及び管理土地改良区については、資料編のため池一覧のとおりである。

資料編 ・ ため池（防災重点農業用ため池）一覧

第6 ポンプ場及び管理

西条市内のポンプ場及び管理については下記のとおりであり、西条市ポンプ管理規則に従い、その状況に応じた適切な対応を講じるものである。

ポンプ場名称	所在地	管理課
唐桶ポンプ場	西条市朔日市 887 番地 20 地先	下水道工務課
本陣川ポンプ場	西条市明屋敷 616 番地 2 地先	〃
船屋ポンプ場	西条市船屋甲 638 番地 2	〃
干拓ポンプ場	西条市港 435 番地 4	〃
三津屋都市排水機場	西条市三津屋 822 番地 2	〃
本河原都市排水機場	西条市三津屋 219 番地 2	〃
本河原雨水ポンプ場	西条市三津屋 219 番地 3	〃

ポンプ場名称	委託先改良区	管理課
明神木排水機場	西条市大町土地改良区	農林土木課
玉津排水機場	西条市玉津土地改良区	〃
加茂川左岸排水機場	西条市禎瑞土地改良区	〃
氷見排水機場	西条市氷見土地改良区	〃
蛭子排水機場	〃	〃
楠河西排水機場	(有)河原津農園	〃
三芳排水機場	西条市三芳土地改良区	〃
今在家排水機場	西条市東予土地改良区	〃
広江排水機場	〃	〃
北条排水機場	〃	〃
大新田排水機場	〃	〃
壬生川北排水機場	〃	〃
高田排水機場	〃	〃

ポンプ場名称	所在地	管理課
乙女川排水ポンプ場	西条市禎瑞 1398 番地 1	港湾河川課

第5章 水位及び雨量の報告

第1 各河川の水位観測所、量水標設置箇所及び雨量計設置箇所は、次のとおりである。

1 水位観測所

河川名	観測所名	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断 水位	はん濫危険水位
加茂川	釜ノ口	2. 0 0 m	2. 3 0 m		
加茂川	長 瀬	3. 0 0 m	3. 8 0 m	4. 3 0 m	5. 1 0 m
渦井川	飯積橋	1. 7 0 m	2. 5 0 m	2. 7 0 m	2. 9 0 m
中山川	田野上方	1. 0 0 m	1. 5 0 m	2. 0 0 m	2. 2 0 m
鞍瀬川	鞍 瀬	2. 5 0 m	3. 0 0 m		
大明神川	河之内	2. 0 0 m	2. 5 0 m		

※渦井川については、観測所は1箇所（飯積橋周辺）だが、西条市と新居浜市とで設定水位が異なる。新居浜市におけるそれぞれの水位は以下のとおり。

河川名	観測所名	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断 水位	はん濫危険水位
渦井川	飯積橋	1. 7 0 m	2. 1 0 m	2. 4 0 m	2. 7 0 m

2 危機管理型水位計設置箇所一覧

No.	河川名	設置箇所	設置者	備考
1	大曲川	大曲新橋（周布）	愛媛県	
2	都谷川	北都谷橋（小松町妙口）	愛媛県	
3	小向川	御池西橋（三芳）	愛媛県	
4	室川	元橋上流（明神木）	愛媛県	
5	大明神川	宮内橋（桑村）	愛媛県	
6	妙谷川	川崎橋（小松町大頭）	愛媛県	
7	加茂川	兎之山橋（兎之山）	愛媛県	
8	北川	岸橋（楠）	愛媛県	
9	市之川	津越下橋（津越）	愛媛県	
10	谷川	荒川橋（荒川）	愛媛県	
11	鞍瀬川	一本木橋（丹原町鞍瀬）	愛媛県	量水標の補完
12	小松川	過行橋（小松町新屋敷）	愛媛県	
13	崩口川	上貝田橋（周布）	愛媛県	

3 量水標設置箇所

No.	水 系	河川名	橋名（箇所名）	地区名
1	渦井川	渦井川	鶯橋	西 条
2			飯積大橋	
3			飯積橋	
4		早川	大生院2号線1号橋	
5		長谷川	山口橋	
6		界谷川	界谷川合流地点上流	
7		室川	戻川橋	
8	加茂川	市之川	市之川谷橋	
9			津越橋	
10		倉谷川	神田橋	
11		谷川	東宮橋	
12		加茂川	千野々橋	
13			伊曽の橋	
14			加茂川橋	
15	前 神 寺 谷 川	大谷川	角湊	
16		前神寺谷川	加茂橋	
17	猪狩川	払川	橘小学校西側	

18	中山川	東谷川	宮の下橋	
19		中山川	中山川橋（乗越橋）	小 松
20			中山川新橋	東 予
21			梶橋	丹 原
22		妙谷川	川崎橋	小 松
23			山ノ神橋	
24		志河川	楠窪バス停前	丹 原
25		関屋川	石経橋	
26		田滝川	田滝橋	
27		高松川	八雲橋	
28	新川	内川	壇尻橋	東 予
29		西山川	西山川橋（市道）	
30		小島川	安用東第2橋	
31	大明神川	大明神川	庄内橋	
32	北川	北川	北川橋	
33			自安橋	
34	大曲川	大曲川	三津屋橋	
35	崩口川	崩口川	鶴岡橋	
36	一ツ橋川	一ツ橋川	一つ橋	
37	広江川	広江川	吉井橋	
合計	12水系	28河川	37箇所	

4 雨量計設置箇所

No.	設置箇所	所在地	管理者
1	東消防署	東消防庁舎	西条市
2	市之川	（旧）市之川集会所	〃
3	東之川	東之川	黒瀬ダム管理事務所
4	藤之石	藤之石	〃
5	黒瀬ダム	黒瀬ダム管理事務所	〃
6	大平	小松町石鎚	〃
7	成就社	石鎚山成就社	気象庁
8	周布	周布	〃
9	大郷	小松町大郷の田（私有地）	西条市
10	河之内	河之内	東予地方局建設部
11	保井野	丹原町明河	東予地方局建設部
12	鞍瀬	消防団中川分団7部詰所	西条市
13	田滝	田滝集会所	〃
14	楠河	河北会館	〃

5 河川監視カメラ設置箇所

No.	水 系	所在地	管理者	備考
1	加茂川	長瀬	東予地方局建設部	
2	中山川	田野上方	〃	
3	大明神川	庄内橋付近	西条市	
4	鞍瀬川	一本木橋付近	〃	
5	妙谷川	妙ノ谷川橋付近	〃	
6	室川	松本橋付近	〃	
7	加茂川	船形橋付近	〃	
8	加茂川	石鎚ふれあいの里付近	〃	
9	加茂川	細野バス停留所付近	〃	
10	渦井川	飯積橋	東予地方局建設部	簡易型

※なお、渦井川においては、上流部（川口橋付近）に新居浜市が河川監視カメラを設置し西条市と情報共有している。

第2 水位の報告

- 1 次に掲げる場合は、当該地区消防分団長は、直ちに消防団長又は本部長に報告する。
 - (1) 水防団待機水位に達したとき及び同水位に復したときの時刻
 - (2) はん濫注意水位に達したとき及び同水位に復したときの時刻
 - (3) はん濫注意水位を超えたときは、同水位に復するまで毎時ごとの水位
ただし、水位の急上昇のときは随時の水位
 - (4) 避難判断水位に達したとき及び同水位に復したときの時刻
 - (5) はん濫危険水位に達したとき及び同水位に復したときの時刻
- 2 水防管理者は、次の各時刻に東予地方局建設部を経由して県水防本部に水位の報告を行うものとする。
 - (1) 水防団待機水位に達したとき及び同水位に復したときの時刻
 - (2) はん濫注意水位に達したとき及び同水位に復したときの時刻
 - (3) はん濫注意水位を超えたときは、同水位に復するまで毎時ごとの水位
ただし、水位の急上昇のときは随時の水位
 - (4) 避難判断水位に達したとき及び同水位に復したときの時刻
 - (5) はん濫危険水位に達したとき及び同水位に復したときの時刻

第3 雨量の報告

水防管理者は、県水防本部から指示を受けたときは、東予地方局建設部を経由し、雨量の観測値の報告を行うものとする。

第4 報告の要領

雨量の報告は、観測所・日時・何時より何時に至る何時間雨量等を、また水位の報告は、観測所・日時・水位・増減の傾向・見込等を電話若しくは口頭で報告する。

第6章 水防活動

第1 水防管理者は、河川の水位が水防団待機水位に達するおそれのあるとき、又は気象状況等により洪水、内水、津波又は高潮等の危険が予測されるときは、消防機関に対し出動準備を命ずる。

第2 水防管理者は、水防団待機水位以下の場合でも必要があると認めるときは、本部要員を派遣し、河川の増水状況並びに海岸を巡視させるものとする。

第3 水防管理者は、水防団待機水位に達したとき、又は必要があるときは、水防箇所のうち特に危険が予想される箇所へ、消防団長に当該地区消防団員のうちから警戒員を配置させるものとする。

1 警戒員の配置は、特に危険が予想される箇所ごとに2名を基準とする。

2 警戒員は、定められた堤防の区域を巡視し、下記の状態に注意し、異常の有無を速やかに消防団長に報告しなければならない。

- (1) 堤防から水があふれる又はあふれる恐れがある
- (2) 川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- (3) 堤防の上面の亀裂又は流下
- (4) 居住側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- (5) 水門の両袖又は底部からの湧水と扉の締まり具合
- (6) 橋梁、その他の構造物と堤防との取付け部分の異常

3 水防作業を必要とする異常な状態は、おおむね次のとおりである。

(1) 漏水

- ア 吐口が堤腹のとき
- イ 居住側堤防斜面、犬走り又は堤内平場のとき
- ウ 川側堤防斜面、吸込口の手当が必要なとき

(2) 川側堤防斜面の欠け崩れ

- ア 堤腹が欠け崩れたとき
- イ 堤足や護岸の欠け崩れたとき

(3) 堤防上面及び居住側堤防斜面の亀裂又は欠け崩れ

- ア 亀裂が生じたとき
- イ 欠け崩れたとき

(4) 水のあふれ

(5) 水門等の漏水

第4 水防管理者は、水防警報が発表されたとき、水位が県知事の定めるはん濫注意水位に達したとき及びその他水防上必要があると認める場合には、消防団長に非常警戒を実施させ、工

事箇所や既往の被害箇所、その他重要箇所の監視及び警戒を厳重にしなければならない。

なお、非常警戒の配置は、消防団長統括のもと、各支団長の命により地区分団長が行う。

また、分団長は、その配置及び警戒巡視の状況について、順次本部に報告する。

第5 水防上緊急の必要がある場合においては、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入りを禁止し若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずるものとする。

なお、警戒区域の表示は、通常ロープをもって行い、夜間は灯火を用い一般に認識させるほか危険防止のため監視員を配置するものとする。

第6 水防管理者は、堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、速やかに拡大防止の処置を構ずるとともに、東予地方局建設部並びにはん濫により危険と思われる方面の隣接水防管理者へ通報するものとする。

第7 水防管理者は、橋梁が一部崩壊、流失又はこれに準ずる事態が発生した場合には、通行を禁止するとともに、松山河川国道事務所西条国道維持出張所及び東予地方局建設部、西条警察署、西条西警察署に通報するものとする。

第8 水防活動に際しては、次の事項に留意しなければならない。

- 1 命令なくしてみだりに部署を離れ、勝手に行動しないこと。
- 2 作業中は、私語を慎み終始敢闘の精神をもってことにあたること。
- 3 夜間は、特に言語に注意し、みだりに私想による言語を発しないこと。
- 4 命令及び情報の伝達は、通信施設を活用して迅速・確実を期するとともに、みだりに人心を動揺させたり、いたずらに水防員を緊張させないように留意し、最悪時に最大の水防能力を発揮できるよう心がけること。
- 5 作業中は、別に監視員を配置し、不測の災害発生を防止すること。

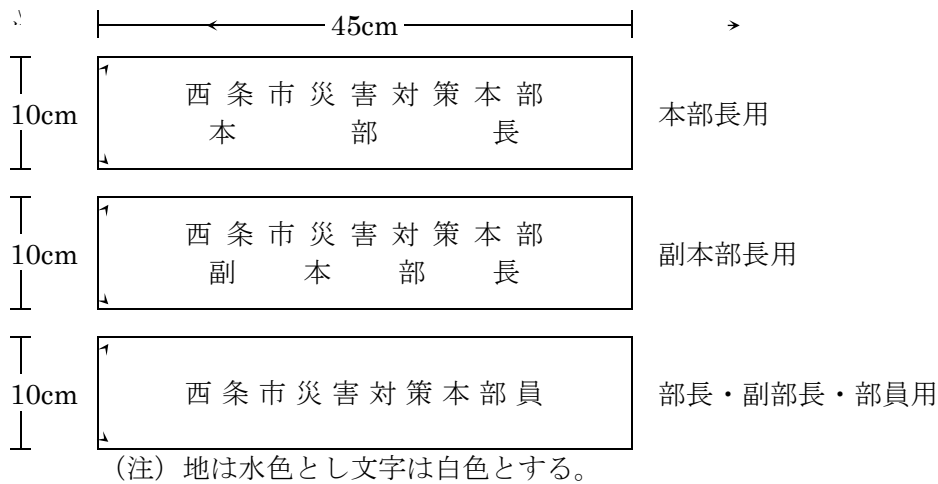
第9 地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は、上記に準じて対応するとともに、活動に際しては、次の事項に留意しなければならない。

- 1 参集途上、ラジオ等を活用し津波等に関する情報を収集するとともに、参集経路の安全性に留意すること。
- 2 原則として隊として活動することとし、情報収集と連絡、安全管理など任務分担を明確にして活動すること。
- 3 津波浸水想定区域内での活動の可否を明確にし、活動する際には、活動内容や活動時間等を厳守し、常に退避ルートを念頭に行動すること。

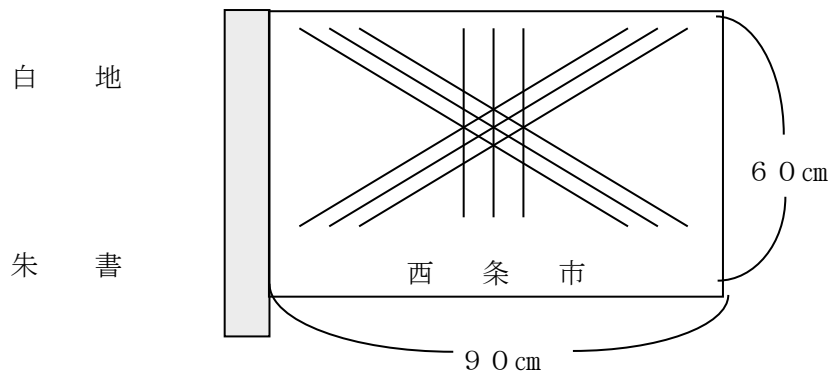
第10 水防作業の実施時において、作業従事者等は安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間や津波到達時刻等を考慮し、作業従事者等が自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先すること。

第7章 水防標識と身分証票

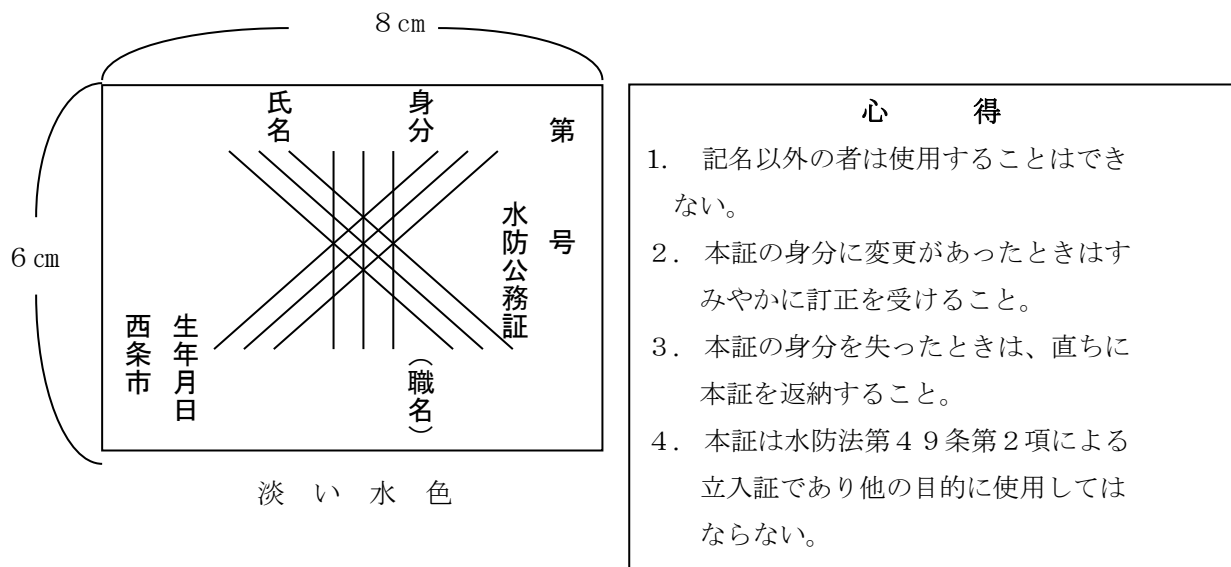
第1 災害警戒・対策本部における副部長以上の職員及び水防事務連絡のため派遣される職員は、下記雛形の腕章をつけるものとする。



第2 法第18条の規定による水防用車両の優先通行標識は、次のとおりとする。



第3 法第49条第2項の規定による身分証票は、次のとおりとする。



第 8 章 公用負担

第 1 法第 28 条の規定により公用負担の権限を行使する者は、水防管理者又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、他の者で委任を受けた場合は、下記の様式の証明書を携行し、必要がある場合には提示しなければならない。

第	号
公用負担権限委任証明書	
身分	
氏名	
上の者に〇〇地区内における、水防法第 28 条第 1 項の権限を委任したことを証明する。	
水防管理者	
西条市長	〇 〇 〇 〇 印

第 2 法第 28 条の規定により公用負担の権限を行使したときは、原則として次の様式による証票を 2 通作成し、その 1 通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡さなければならない。

第	号
公 用 負 担 証	
住所	
氏名	
殿	
1	物 件
1	数 量
1	負担の内容
使用・収用・処分等	
1	期 間
1	摘 要
令和 年 月 日	
西条市長	〇 〇 〇 〇 印

第 3 公用負担により損失を受けた者に対しては、時価により損失補償をするものとする。

第9章 避難

第1 避難指示等

水防管理者は、洪水や土砂災害等の災害事象の特性等を踏まえ、避難の対象となる区域や客観的な判断基準、伝達方法等を災害種別で記載した「西条市避難判断・伝達マニュアル」に基づき行い、発令の際は空振りを恐れず、早めに発令することを基本とする。

避難指示等の発令時の避難行動については、市が指定した避難場所等への「立退き避難」を基本とするが、立退き避難を行うことによりかえって人の生命、身体に危険が及ぶおそれがあるときは、建物の中で、より安全な場所へ移動する「屋内安全確保」を行うよう伝達する。

1 避難指示等の客観的な発令基準

(1) 避難指示等の概要

警 戒 レベル	行動を促す情報		住民がとるべき行動
1	警報級の 可能性	・警報級の現象が5日先までに予想されているときその可能性[高]、[中]の2段階の確度を付して松山気象台が発表	●災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。
2	注意報 (大雨、 洪水、 高潮)	・洪水、大雨、高潮によって災害の起こるおそれがある場合に松山気象台が発表	●自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。
3	高齢者等 避難	・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生するおそれがある状況	●危険な場所から高齢者等は避難 ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・その他の人は立退き避難の準備(※1)を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。
4	避難指示	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	●危険な場所から全員避難 ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命の危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所(※2)」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保(※3)」を行う。 ※自宅に留まる「退避」や屋内の2階以上に移動する「垂直避難」の行動。
5	緊急安全 確保	・災害が実際に発生した又は切迫した状況	●命の危険、直ちに安全確保 ・既に災害が発生又は切迫している状況であり、命を守るための最善の行動。

※1 立退き避難の準備：家族等との連絡、非常用持出品の用意等の準備。

※2 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

※3 屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動

注 突発的な災害の場合、避難指示等の発令が間に合わないこともあるため、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。特に、津波については強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表と同時に避難指示を発令するため、居住者等が自発的かつ速やかに立退き避難をすることが必要である。

(2) 土砂災害等の避難基準

警戒レベル	行動を促す情報	
3	高齢者等避難	- 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）となった場合 - 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）
4	避難指示	- 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合（※土砂災害警戒情報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル4 避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと） - 土砂災害の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）となった場合 - 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） - 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） - 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合
5	緊急安全確保	＜災害が切迫＞ - 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合 ＜災害発生を確認＞ - 土砂災害の発生が確認された場合

(3) 洪水時の避難基準

警戒レベル	2	3	4	5
避難を促す情報	はん濫注意情報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
加茂川	長瀬観測所の水位が 3.80m (はん濫注意水位) を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき	長瀬観測所の水位が 4.30m (避難判断水位) を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき	長瀬観測所の水位が 5.10m (はん濫危険水位) を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき	当該河川において決壊や越流を確認したとき
渦井川	飯積橋観測所の水位が 2.50m (はん濫注意水位) を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき	飯積橋観測所の水位が 2.70m (避難判断水位) を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき	飯積橋観測所の水位が 2.90m (はん濫危険水位) を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき	当該河川において決壊や越流を確認したとき
中山川	田野上方観測所の水位が 1.50m (はん濫注意水位) を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき	田野上方観測所の水位が 2.00m (避難判断水位) を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき	田野上方観測所の水位が 2.20m (はん濫危険水位) を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき	当該河川において決壊や越流を確認したとき
鞍瀬川	鞍瀬観測所の水位が 3.00m (はん濫注意水位) を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき			当該河川において決壊や越流を確認したとき
大明神川	河之内観測所の水位が 2.50m (はん濫注意水位) を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき			当該河川において決壊や越流を確認したとき

※ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令については、河川ごとの基準を基に、直近の気象情報や、河川巡視等からの報告を含め、総合的に判断する。

(4) 高潮の避難基準

警戒レベル	行動を促す情報	
3	高齢者等避難	・高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合（数時間先に高潮警報が発表される状況の時に発表） ・高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が市町村にかかると予想されている、又は台風が市町村に接近することが見込まれる場合 ・警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ・「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸 24 時間前に、特別警報発表の可能性のある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合
4	避難指示	・高潮警報（警戒レベル4相当情報 [高潮]）あるいは高潮特別警報（警戒レベル4相当情報 [高潮]）が発表された場合 ・警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合など）（夕刻時点で発令）

5	緊急安全確保	・水門、陸閘等の異常が確認された場合 ・潮位が「危険潮位※」を超え、浸水が発生したと推測される場合 ・水位周知海岸において、高潮氾濫発生情報が発表された場合 ※危険潮位：その潮位を超えると、海岸堤防等を越えて浸水のおそれがあるものとして、各海岸による堤防等の高さ、過去の高潮時の潮位等に留意して、市町村が避難情報の対象区域毎に設定する潮位 <災害発生を確認> ・海岸堤防等が倒壊した場合 ・異常な越波・越流が発生した場合 ・水位周知海岸において、高潮氾濫が発生した場合
---	--------	--

※ 避難指示等の発令については、直近の気象状況や沿岸巡視等からの報告を含め、総合的に判断する。

(5) 津波時の避難基準

津波警報等が出されたときは、次の発令基準のとおり即座に避難指示等を発令する。
ただし、津波警報等の発表に先立って、津波が到達することもあることから、強い地震（震度4以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じた場合は、速やかに避難指示等の発令を検討する。

種別	対象情報
避難指示	・大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された場合 ・停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合

※ 遠地地震による津波で、愛媛県瀬戸内海沿岸津波予報区に津波注意報が発表される場合などは、沿岸地域に注意喚起を促すなど、臨機応変な対応を図るものとする。

第2 避難の周知

避難指示等は、同報系防災行政無線、サイレン、緊急速報メール、市ホームページ、SNS、半鐘、ハンドマイク、口頭をもって周知する。

この際、西条警察署、西条西警察署及び東予地方局建設部に通知しなければならない。

また、本市における情報伝達体制を定める必要がある配慮者利用施設は、資料編の情報伝達体制を定める必要がある要配慮者利用施設一覧、土砂災害警戒区域内の要配慮者関連施設一覧のとおりとする。その伝達方法等については、西条市地域防災計画によるものとする。

資料編	・ <u>情報伝達体制を定める必要がある要配慮者利用施設一覧</u> ・ <u>土砂災害警戒区域内の要配慮者関連施設一覧</u>
-----	---

第3 避難場所

本市における避難場所は、資料編の指定緊急避難場所一覧、指定避難所一覧及び福祉避難所一覧のとおりとする。

資料編	・ <u>市指定緊急避難場所一覧</u> ・ <u>市指定避難所一覧</u> ・ <u>福祉避難所一覧</u>
-----	---

第10章 水防資材及び輸送

第1 本市における水防資材は、資料編の水防資材一覧のとおりである。

資料編 ・ 水防資材一覧

第2 水防管理者は、水防資機材の盗難、腐敗及び損傷を防止するため、責任者を定め管理させるものとする。

第3 化繊土のう袋、杭及び縄は、あらかじめ一定量を購入して水防倉庫に備蓄しておくほか、必要に応じ販売業者等と契約しておくものとする。

第4 石、土砂の採取場所及び竹木の伐採場所は、消防分団ごとにあらかじめ予定しておくものとする。

第5 本市が有する公用車両については、次のとおりである。

(本庁)

No.	区	担当部署	登録番号	車 名	車 種	AT	配置先	班名
1	集	施設管理課【1号車】	480 に 8570	スズキエブリイ	軽貨物車	◎	港湾河川課	港湾河川班
2	集	施設管理課【2号車】	480 す 4256	スズキエブリイバン	軽貨物車	◎	農水振興課	農林水産班
3	集	施設管理課【3号車】	480 に 2521	ダイハツ	軽貨物車	◎	林業振興課	農林水産班
4	集	施設管理課【4号車】	480 な 872	ダイハツ	軽貨物車	◎	施設管理課	集中管理
5	集	施設管理課【5号車】	480 て 1506	ダイハツハイゼット箱バン	軽貨物車	◎	観光振興課	観光班
6	集	施設管理課【6号車】	480 す 4255	スズキエブリイバン	軽貨物車	◎	介護保険課	保健班
7	集	施設管理課【7号車】	480 て 4092	ダイハツ	軽貨物車	◎	農水振興課	農林水産班
8	集	施設管理課【8号車】	480 せ 3050	スズキエブリイバン	軽貨物車	◎	用地課	港湾河川班
9	集	施設管理課【9号車】	581 さ 307	ダイハツ	軽乗用車	◎	生活福祉課	救援班
10	集	施設管理課【10号車】	480 と 1032	ダイハツ	軽貨物車	◎	都市計画課	都市計画班
11	集	施設管理課【11号車】	580 ま 1866	ダイハツミライース	軽乗用車	◎	港湾河川課	港湾河川班
12	集	施設管理課【12号車】	580 せ 6037	スズキアルト	軽乗用車	◎	教育総務課	教育総務班
13	集	施設管理課【13号車】	480 こ 4840	ダイハツミラバン	軽貨物車	◎	生活福祉課	救援班
14	集	施設管理課【14号車】	480 こ 5239	ダイハツ箱バン	軽貨物車	◎	施設管理課(住宅係)	施設管理班
15	集	施設管理課【15号車】	580 ち 5420	スズキアルト	軽乗用車	◎	生活福祉課	救援班
16	集	施設管理課【16号車】	480 せ 3992	ダイハツハイゼット	軽貨物車	◎	施設管理課	施設管理班
17	集	施設管理課【17号車】	480 け 2339	スズキアルト	軽貨物車	◎	施設管理課	施設管理班
18	集	施設管理課【18号車】	480 さ 2113	スズキアルト	軽貨物車	◎	課税課	調査班
19	集	施設管理課【19号車】	480 そ 2766	スズキキャリイ	軽貨物車	◎	人権擁護課	市民物資班
20	集	施設管理課【20号車】	480 に 8311	スズキ	軽貨物車	◎	保育・幼稚園課	救援班
21	集	施設管理課【21号車】	480 せ 3051	スズキエブリイバン	軽貨物車	◎	建設道路課	道路班
22	集	施設管理課【22号車】	480 せ 4801	ダイハツハイゼット	軽貨物車	◎	国保医療課	救援班
23	集	施設管理課【23号車】	480 た 3227	ダイハツハイゼット	軽貨物車	◎	国保医療課	救援班
24	集	施設管理課【24号車】	480 た 2231	ダイハツハイゼットトラック	軽貨物車	◎	移住推進課	市民物資班
25	集	施設管理課【25号車】	581 く 4878	ダイハツミライース	軽乗用車	◎	生活福祉課	救援班
26	集	施設管理課【26号車】	480 ち 3746	ダイハツハイゼット	軽貨物車	◎	生活福祉課	救援班
27	集	施設管理課【27号車】	480 そ 4100	ダイハツハイゼット	軽貨物車	◎	施設管理課	施設管理班
28	集	施設管理課【28号車】	580 ま 1869	ダイハツミライース	軽乗用車	◎	産業振興課	産業班
29	集	施設管理課【29号車】	480 す 2650	ダイハツハイゼット箱バン	軽貨物車	◎	社会教育課	社会教育班
30	集	施設管理課【30号車】	480 せ 4802	ダイハツハイゼット	軽貨物車	◎	保育・幼稚園課	救援班
31	集	施設管理課【31号車】	480 そ 2767	スズキエブリイバン	軽貨物車	◎	子育て支援課	救援班
32	集	施設管理課【32号車】	480 い 4944	スズキアルト	軽貨物車	◎	子育て支援課	救援班
33	集	施設管理課【33号車】	41 て 55	ミツビシミニカ	軽貨物車	◎	課税課	調査班
34	集	施設管理課【34号車】	41 の 8804	ダイハツハイゼット	軽貨物車		くらし支援課	市民物資班
35	集	施設管理課【35号車】	41 に 6960	ダイハツハイゼット	軽貨物車		建設道路課	道路班
36	集	施設管理課【36号車】	41 そ 8869	ホンダ軽トラ	軽貨物車	◎	くらし支援課	市民物資班
37	集	施設管理課【37号車】	41 と 679	スバルサンバー	軽貨物車		課税課	調査班
38	集	施設管理課【デスカネット】	300 ち 4881	ニッサンキャラバン	普通乗用車	◎	市民協働推進課	市民協働班
39	集	施設管理課【デスカネット】	501 ね 5307	ニッサンウイングロード	小型乗用車	◎	社会教育課	社会教育班
40	集	施設管理課【デスカネット】	501 て 110	ニッサンラフェスタ	小型乗用車	◎	選挙管理委員会	協力班

No.	区	担当部署	登録番号	車名	車種	AT	配置先	班名
41	集	施設管理課【デスクネット】	400 ち 7921	トヨタプロボックス	小型貨物車	◎	生活福祉課	救援班
42	集	施設管理課	400 ち 7922	トヨタプロボックス	小型貨物車		教育総務課	教育総務班
43	集	施設管理課【デスクネット】	400 さ 1168	トヨタスプリンター	小型貨物車		市民課	市民協働班
44	集	施設管理課【デスクネット】	500 な 492	ダイハツステップワゴン	小型自動車	◎	職員厚生課	動員班
45	集	施設管理課【デスクネット】	400 さ 2035	サクシード	小型貨物車	◎	総務課	総務班
46	本	施設管理課	41 は 2643	三菱ミニキャブ箱バン	軽貨物車	◎	施設管理課(住宅係)	施設管理班
47	本	施設管理課【市長車】	333 つ 5151	トヨタエスティマ	普通乗用車	◎	秘書課	秘書班
48	本	施設管理課【副市長車】	501 た 5762	ダイハツルミナス	小型乗用車	◎	秘書課	秘書班
49	本	施設管理課【議長車】	331 せ 2700	トヨタクラウン	普通乗用車	◎	議会事務局	議会班
50	本	観光振興課	480 こ 2711	ダイハツ箱バン 4WD	軽貨物車	◎	観光振興課	観光班
51	本	政策企画課	480 た 3228	ダイハツハイゼット	軽貨物車	◎	シティプロモーション推進課	広報班
52	本	危機管理課	480 い 4940	スズキアルト	軽貨物車	◎	危機管理課	危機管理班
53	本	危機管理指令車	88 な 7320	ホンダオルティア	特種(緊急)用途車	◎	危機管理課	危機管理班
54	本	総務課	480 つ 3926	ダイハツハイゼット	軽貨物車	◎	総務課	総務班
55	本	総務課	480 に 2522	ダイハツ	軽貨物車	◎	総務課	総務班
56	本	衛生課	400 そ 9696	マツダキャブオーバ	小型貨物車		衛生課	環境衛生班
57	本	衛生課(ひうちクリーンセンター)	41 く 716	スズキ	軽貨物車		衛生課	環境衛生班
58	本	林業振興課	581 え 6428	ジムニー	軽乗用車	◎	林業振興課	農林水産班
59	本	農水振興課	400 つ 2797	ニッサン AD バン	小型貨物車	◎	農水振興課	農林水産班
60	本	農林土木課	480 た 3229	ダイハツハイゼット 4WD	軽貨物車	◎	農林土木課	農林水産班
61	本	農林土木課	480 そ 2769	スズキエブリイバン	軽貨物車	◎	農林土木課	農林水産班
62	本	建設道路課	800 す 2700	ニッサン AD バン	特種用途車	◎	建設道路課	道路班
63	本	建設道路課	480 す 5043	スズキエブリイバン	軽貨物車	◎	建設道路課	道路班
64	本	建設道路課	400 ち 6244	ニッサン AD バン 4WD	小型貨物車	◎	建設道路課	道路班
65	本	建設道路課	41 ち 4377	キャリー	軽貨物車	◎	建設道路課	道路班
66	本	建設道路課	41 は 1440	ダイハツハイゼット 4WD	軽貨物車	◎	建設道路課	道路班
67	本	建設道路課	41 の 7964	スズキエブリイバン	軽貨物車	◎	建設道路課	道路班
68	本	都市計画整備課	480 く 1164	スズキエブリイバン 4WD	軽貨物車	◎	都市計画課	都市計画班
69	本	都市計画整備課	480 つ 3936	ダイハツハイゼット 4WD	軽貨物車	◎	都市計画課	都市計画班
70	本	国土調査課	480 こ 2498	スズキエブリイバン 4WD	軽貨物車	◎	国土調査課	農林水産班
71	本	国土調査課	480 あ 6731	スズキ 4WD	軽貨物車		国土調査課	農林水産班
72	本	建築審査課	480 い 9884	スズキエブリイバン	軽貨物車	◎	建築審査課	建築班
73	本	長寿介護課	480 か 8527	スズキバン	軽貨物車	◎	介護保険課	救援班
74	本	長寿介護課	480 か 8528	スズキバン	軽貨物車	◎	介護保険課	救援班
75	本	長寿介護課	480 ち 3747	ダイハツハイゼット	軽貨物車	◎	介護保険課	救援班
76	本	包括支援課	581 え 6187	ダイハツミライース	軽乗用車	◎	介護保険課	保健班
77	本	包括支援課	581 く 2459	ダイハツミライース	軽乗用車	◎	介護保険課	保健班
78	本	包括支援課	480 て 1507	ダイハツハイゼット	軽貨物車	◎	介護保険課	保健班
79	本	包括支援課	480 す 4257	スズキエブリイバン	軽貨物車	◎	介護保険課	保健班
80	本	包括支援課	480 つ 2714	ダイハツハイゼットカーゴ	軽貨物車	◎	介護保険課	保健班
81	本	包括支援課	581 く 4879	ダイハツミライース	軽貨物車	◎	介護保険課	保健班
82	本	健康医療推進課	50 を 2497	スズキアルト	軽乗用車	◎	健康医療推進課	保健班
83	本	健康医療推進課	480 そ 2768	スズキエブリイバン	軽貨物車	◎	健康医療推進課	保健班
84	本	健康医療推進課	50 ゆ 6792	スズキアルト	軽乗用車	◎	健康医療推進課	保健班
85	本	健康医療推進課	480 と 4265	ダイハツ	軽貨物車	◎	健康医療推進課	保健班
86	本	社会教育課(西条図書館)	800 す 6335	トヨタトヨエース	特種用途車		—	—
87	本	社会教育課(西条図書館)	480 き 9132	スズキエブリイ	軽貨物車	◎	社会教育課	社会教育班
88	本	社会教育課(西条図書館)	480 て 2982	スズキエブリイ	軽貨物車	◎	社会教育課	社会教育班
89	本	学校教育課(リソグサポーターセンター)	480 さ 4501	ダイハツハイゼット箱バン	軽貨物車	◎	学校教育課	学校教育班
90	本	学校教育課(青少年育成センター)	41 に 3465	三菱ミニキャブ箱バン	軽貨物車		学校教育課	学校教育班
91	本	スポーツ健康課(西条西部公園)	41 の 8479	スバルサンバー	軽貨物車		スポーツ健康課	救援班
92	企	下水道工務課	880 あ 1594	ダイハツハイゼット箱バン	特殊用途車	◎	下水道工務課	下水道班
93	企	下水道工務課	480 ち 3744	ダイハツハイゼット	軽貨物車	◎	下水道工務課	下水道班
94	企	下水道工務課	41 ほ 8891	ホンダアクティバン	軽貨物車	◎	下水道工務課	下水道班
95	企	下水道工務課(西条浄化センター)	480 き 8160	スズキエブリイ箱バン	軽貨物車	◎	—	—
96	企	下水道業務課	480 せ 3991	ダイハツハイゼット	軽貨物車	◎	下水道業務課	下水道班

No.	区	担当部署	登録番号	車 名	車 種	AT	配置先	班名
97	企	水道業務課	41 ぼ 8952	スズキエブリイ箱バン	軽貨物車	◎	水道業務課	水道班
98	企	水道工務課	480 す 5856	ダイハツハイゼット	軽貨物車	◎	水道工務課	水道班
99	企	水道工務課	41 な 7723	ダイハツハイゼット	軽貨物車		水道工務課	水道班
100	企	水道業務課	480 そ 8455	スズキエブリイバン	軽貨物車	◎	水道業務課	水道班
101	企	環境課(公営企業)	480 た 3878	ハイゼットカーゴ	軽貨物車	◎	水道工務課	水道班
102	企	環境課(公営企業)	41 と 4602	スズキエブリイバン	軽貨物車	◎	水道工務課	水道班
103	集	施設管理課	41 ね 2413	スバルサンバーバン	軽貨物車	◎	西部環境課へ貸与中	

集：集中管理 本：本庁各課による管理 企：公営企業担当課による管理

※網掛け車両については、災害発生後 2 週間を目途に、配置先より集中管理に戻す。

(西部支所)

No.	区	担当部署	登録番号	車 名	車種	AT	配置先	班名
1		東予保健センター	500 な 929	ニッサンマーチ	小型乗用車	◎	東予保健センター	保健班
2	西	環境課(生活環境係)	480 た 2331	スズキキャリー	軽貨物車	◎	環境課	環境衛生班
3	西	市民福祉課	41 ね 2411	スバルサンバーバン	軽貨物車	◎	市民福祉課	市民物資班
4	西	農林建設課	480 た 2843	ダイハツハイゼットカーゴ	軽貨物車	◎	農林建設課	西部支所各班
5	西	農林建設課	480 つ 3927	ダイハツハイゼットカーゴ	軽貨物車	◎	農林建設課	西部支所各班
6	西	農林建設課	41 ち 4379	スズキキャリー	軽貨物車		農林建設課	西部支所各班
7	西	農林建設課	50 め 4447	スズキジムニー	軽乗用車		農林建設課	西部支所各班
8	西	農林建設課	480 さ 4502	ダイハツハイゼット箱バン	軽貨物車	◎	農林建設課	西部支所各班
9	西	農業基盤整備課	480 こ 5238	ダイハツハイゼット 4WD	軽貨物車	◎	農業基盤整備課	農林水産班
10	西	農林建設課	41 と 8492	スズキキャリー	軽貨物車		農林建設課	西部支所各班
11	西	農林建設課	480 て 8140	ハイゼット 2WD	軽貨物車	◎	農林建設課	西部支所各班
12	西	農林建設課【旧 2 号車】	480 う 253	スズキエブリイバン	軽貨物車	◎	農林建設課	西部支所各班
13	西	農林建設課	480 さ 2340	スズキエブリイバン	軽貨物車	◎	農林建設課	西部支所各班
14	西	農林建設課	41 の 7519	スズキキャリー	軽貨物車		農林建設課	西部支所各班
15	西	農林建設課	480 て 3950	ダイハツハイゼットカーゴ	軽貨物車	◎	農林建設課	西部支所各班
16	西	総務管理課(税務係)	480 ち 3743	ダイハツハイゼット箱バン	軽貨物車	◎	総務管理課	調査班
17		社会教育課(東予郷土館)	41 な 2792	ホンダアクティ	軽貨物車		社会教育課	社会教育班
18	企	環境課(公営企業)	480 た 2332	スズキエブリイバン	軽貨物車	◎	環境課	水道班
19	企	環境課	480 い 9809	スズキキャリー	軽貨物車		環境課	下水道班
20	企	環境課(公営企業)	480 す 5857	ダイハツハイゼット	軽貨物車	◎	環境課	水道班
21	企	環境課(公営企業)	41 ね 6143	スズキエブリイ	軽貨物車	◎	環境課	水道班

西：西部支所各課による管理 企：公営企業担当課による管理 空白の区分：支所以外の駐車車両

※網掛け車両については、車両を必要とする部署に貸出する。

(丹原サービスセンター)

No.	区	担当部署	登録番号	車 名	車種	AT	配置先	班名
1	丹	農林建設課	480 て 8141	ハイゼット 4WD	軽貨物車	◎	農林建設課	西部支所各班
2	丹	農林建設課	480 そ 4099	ダイハツハイゼット	軽貨物車	◎	農林建設課	西部支所各班
3		西部ウィングサポートセンター	480 せ 4803	ダイハツハイゼット	軽貨物車	◎	西部ウィングサポートセンター	学校教育班
4		丹原保健センター	581 く 5384	ダイハツミライース	軽乗用車	◎	丹原保健センター	保健班
5		丹原学校給食センター	41 ぼ 6532	スズキエブリイ	軽貨物車		丹原学校給食センター	教育総務班
6		丹原学校給食センター	11 そ 7065	三菱キャンター	普通貨物車		丹原学校給食センター	教育総務班
7		丹原学校給食センター	100 す 9119	三菱ふそうキャンター	普通貨物車		丹原学校給食センター	教育総務班

丹：西部支所農林建設課による管理 空白の区分：支所以外の駐車車両

※網掛け車両については、車両を必要とする部署に貸出する。

(小松サービスセンター)

No.	区	担当部署	登録番号	車 名	車種	AT	配置先	班名
1	小	農林建設課	480 ち 3745	ハイゼットカーゴ	軽貨物車	◎	農林建設課	西部支所各班
2	小	農林建設課	45 す 4452	カローラバン	小型貨物車	◎	農林建設課	西部支所各班
3		小松学校給食センター	100 さ 686	キャンター	普通貨物車	◎	小松学校給食センター	教育総務班
4		道前グリーンセンター	44 る 2728	ニッサン MN	小型貨物車		道前グリーンセンター	環境衛生班
5		小松東保育所	41 そ 4066	スズキエブリイキャリー	軽貨物車	◎	小松東保育所	救援班
6		小松保健センター	581 く 5401	ダイハツミライース	軽乗用車	◎	小松保健センター	保健班

小：西部支所農林建設課による管理 空白の区分：支所以外の駐車車両

※網掛け車両については、車両を必要とする部署に貸出する。

(単車)

No.	区	担当部署	登録番号		車 名	排気量
1	本	港湾河川課	A	25	ヤマハ	50
2	本	包括支援課	A	24	ヤマハ	50

本：本庁各課による管理

消防車両等配備状況（水防用務に従事する緊急自動車指定車両）

（令和6年5月1日現在）

車種	所属	常 備				非 常 備				合 計
		消防本部	東消防署	西消防署	小計	団本部	東支団	西支団	小計	
消防ポンプ（水槽付含む）自動車			3	3	6		9	9	18	24
はしご自動車（小型空中作業車含む）			1	1	2				0	2
化学消防ポンプ自動車			1	1	2				0	2
救助工作車			1	1	2				0	2
小型動力ポンプ付水槽車				1	1				0	1
資機材搬送車			1	1	2		10		10	12
指揮車			1	1	2				0	2
津波・大規模風水害対策車			1		1				0	1
その他の車両		3		1	4	1		1	2	6
小型動力ポンプ積載車					0		1	25	26	26
小型動力ポンプ軽四積載車					0		2	32	34	34
合計		3	9	10	22	1	22	67	90	112

第6 ダンプカー、ショベルカー、その他の水防工作機械の借り上げ等については、（一社）愛媛県建設業協会西条支部と西条市が締結している「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づくものとする。

第11章 協力及び応援

第1 河川管理者の協力

河川管理者愛媛県知事は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- 1 河川に関する情報の提供
- 2 重要水防箇所の合同点検の実施
- 3 水防管理団体が行う水防訓練等における水防指導者への技術的支援
- 4 水防管理団体の水防資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の水防資器材の貸与かつ河川管理施設の予防又は復旧に必要な資材の提供
- 5 水防活動状況の写真等の記録及び広報

なお、洪水、津波又は高潮により河川管理施設の被害が予想される場合は、水防管理団体と共に河川管理者がその被害を防止する措置を講じる。

第2 水防機関の相互応援協定

隣接市町村の相互応援協定については、西条市地域防災計画によるものとする。”

第12章 水防解除

- 第1 水防管理者は、水位がはん濫注意水位以下に減り、水防警戒の必要がないと認め水防解除を命じたときは、これを一般に周知させるとともに、東予地方局建設部を経由して県水防本部に対し、その旨を報告するものである。

第13章 通信連絡

- 第1 水防管理者は、あらかじめ通信施設責任者と通信使用について協議しておくものとする。
- 第2 緊急時等の通信連絡のため必要な関係機関は、資料編の防災関係機関連絡先一覧のとおりとする。

資料編 ・ <u>防災関係機関連絡先一覧</u>

第14章 報告

- 第1 水防活動実施報告
- 水防管理者は、水防活動を実施した場合、速やかに資料編に掲げる水防活動実施報告書2部作成し、活動実施の翌月の5日までに東予地方局建設部へ提出するものとする。

第15章 水防訓練

- 第1 水防訓練実施要領
- 水防活動の万全を期するため、次の項目について十分訓練を行い、一般住民の参加を求め、水防思想の高揚に努めるものとする。
- なお、水防訓練は、別に定める計画に基づき実施するものとする。
- 1 観測（水位、潮位、雨量、風速）
 - 2 水防工法
 - 3 水門（角落しの操作）
 - 4 避難・立退（危険区域居住者の避難）
 - 5 その他必要事項
- 第2 水防訓練の実施時期
- 水防訓練の実施は、最も効果のある時期を選び、毎年1回以上実施するものとする。

第 16 章 災害警戒本部事務処理要領

第 1 水防従事者の職能

1 チーム長

部長は、災害警戒本部長の指揮監督を受け他のチーム長と密接な連絡を取りながら班長を指揮監督し、所管の事務を処理する責任を有する。

2 班 長

班長は、部長の指揮監督を受け各担当班長と密接な連絡を保ちながら班員を指揮監督して、担当の事務を処理する責任を有する。

3 班 員

班員は、班長の指揮を受けて、指定された分任の事務を処理する責任を有する。

4 本部連絡員

本部連絡員は、各部の災害に関する情報を取りまとめ災害警戒本部へ報告するとともに、災害警戒本部からの伝達事項を各部に伝達する責任を有する。

第 2 事務処理に伴う留意事項

1 各班共通事項

(1) 本部員の招集・配置に関する事項

ア 本部要員のうち部長及び本部連絡員並びに必要とする班長の定位置は、災害警戒本部とする。

イ 招集に応じた本部員の班内個々の配置については、それぞれの班長が決める。

ウ 招集及び勤務配置を完了したとき、班長は部長に、部長は本部長にその旨を報告する。

2 危機管理班

(1) 災害警戒本部設置及び解散に関する事項

ア 大雨、洪水、その他の警報が発表され危険箇所の巡視警戒が必要な状態となり、災害警戒本部設置基準により開設し、その必要がなくなったときは、解散する。

イ 東予地方局防災対策室、建設部、西条警察署、西条西警察署、(一社)愛媛県建設業協会西条支部の関係者に本部を設置した旨を通知する。(解散のときも同じ。)

(2) 活動報告に関する事項

ア 水防計画第 14 章の規定により水防活動実施報告書(資料編の様式 3)を作成し、東予地方局建設部へ報告する。

イ 災害対策基本法第 53 条の規定による報告は、次の要領により行うものとする。

(ア)「発生報告」は、災害を覚知したとき直ちに別記様式 1により速報するものとする。

(イ)「中間報告」は、被害状況が判明次第、逐次報告するもので、別記様式 2 の(1)に定める事項について、判明した事項から順次報告し、速報が 2 報以上にわたるときは、先報との関連を十分保持するため一連番号を付して、報告時限を明らかにするものとする。

(ウ)「最終報告」は、被害確定報告であるので正確な調査結果を、災害応急対策終了後 10 日以内に、別紙様式 2 の(2)により行うものとする。

(3) 災害警戒本部の庶務に関する事項

- ア 本部員の人員の確認・対外折衝その他水防に関する重要な記録など、一切の庶務に従事する。

3 動員班

(1) 水防要員の招集及び勤務配置に関する事項

- ア 災害警戒本部を設置するときは、本部長の命を受けて水防要員編成表により必要な各部長、班長を招集する。
- イ 招集を受けた部長、班長は、必要な人員を順次招集にあたる。

4 広報班

(1) 水防広報に関する事項

- ア 報道関係に対する情報提供については、対応する者を決めておくと共に時期を失しないよう配慮し効果的な報道を実施すること。
- イ 水防活動の記録撮影に関すること。
- ウ 市民に対する気象情報はテレホンサービス等で常に新しい情報を提供するように配慮すること。

5 道路班・港湾河川班

(1) 被害対策に関する事項

- ア 現場の状況に応じて、水防効果をねらいとする補強工作、又は水防工法について技術的な計画をたて水防活動にあたる。
- イ 西条市の管理する道路等に被害が発生し、応急処置等により、道路を遮断する場合は、迂回路を確保するとともに、関係機関に連絡する。
- ウ 班内での調整、連絡を密にし、水防活動にあたる。

6 市民物資班

避難者に対して応急給食・物資等の必要性が生じたときは、本部長の承諾を得て、臨機適切な処置をとる。

7 契約班

水防資材の補給を求められたとき、又は状況により備蓄量の不足が生じるようであれば、その所要量を購入し、若しくは他から借受けて、直ちに供給の措置をとり備蓄量の補充を図る。

8 都市計画班

(1) 資材の輸送、車両の確保に関する事項

- ア 輸送する水防資材は、災害復旧資材、医薬品、生活必需品等とし、人員については、被災者、水防要員、災害復旧要員等を優先する。
- イ 西条市の保有する水防用車両及び公用車両が不足する場合は、事前に協力依頼している団体の車両を確保し、配車する。

9 会計班

災害警戒本部設置後に購入した資材をはじめ物件の借り上げ、費用弁償等一切の支出負担行為について、すみやかに把握、確認し記録する。

10 情報班

(1) 気象警報、水位、降雨量の調査報告に関する事項

- ア 県知事から気象の予報を受けたとき、又は高潮等の恐れを察知したときは、本部長に報告する。危険が去ったときも同様とする。

- イ 量水標所在地又は雨量観測を実施している関係機関と連絡を取り、水位又は雨量の状況を常時把握し、所定の時刻に本部長へ報告するとともに、東予地方局建設部を経由して県水防本部へ報告する。

なお、観測場所は、次のとおりとする。

(ア) 河川

加茂川(長瀬、釜ノ口)、渦井川(飯積橋)、中山川(田野上方)、鞍瀬川(鞍瀬)、大明神川(河之内)

(イ) 雨量

東消防署、市之川、東之川、藤之石、黒瀬ダム、大平、成就社、周布、大郷、河之内、保井野、鞍瀬、田滝、楠河

(ウ) ダムの放流量

黒瀬ダム、中山川逆調整池ダム、志河川ダム

- ウ 水防の状況については、消防分団から逐次情報を収集して、本部長に報告し場内に掲示する。

- エ 被害情報等を受信した場合については、別記様式4に必要事項を記載の上、本部長に報告する。

11 警防・連絡班

(1) 消防・水防に関する事項

- ア 消防無線・防災行政無線を統括して、調査班等の連絡にあたり、円滑な水防活動の推進にあたる。

- イ 災害の状況に応じて、西消防署の職員を西部支所及び丹原、小松サービスセンターに連絡員として1名派遣し、次の業務にあたる。

(ア) 西消防署と支所及び両サービスセンター間の連絡調整

(イ) 西消防署と各分団間の連絡調整

(ウ) 支所及び両サービスセンターにおける水防活動への支援

12 消防分団班

(1) 消防団員の招集及び配置・連絡に関する事項

- ア 消防団長は、本部長の命により消防団員を招集して、各地区所定の詰所等に集合し、集合が完了したときは、直ちに本部長に報告する。解散は、本部長の命により団長が行う。

- イ 消防団長の定位置は、災害警戒本部とする。なお、消防団長は、支団の活動を掌握するため、支団長を各支団本部へ配置するものとする。

- ウ 各分団の電話(FAX)がある施設には、常時1名の連絡要員を置くこと。

- エ 本部等と分団間の連絡は、無線による他、上記の電話(FAX)を活用すること。

(2) 派遣並びに消防団員の配置に関する事項

各分団長は、本部からの派遣職員並びに消防団員を掌握し、事務分担及び配置箇所を決定して人員を配置する。各分団長は、配置が完了したときは、直ちに支団長に報告する。

(3) 水防作業の実施及び報告に関する事項

本部建設班から派遣された技術者の指導に従い、水防作業を実施し、作業に着手又は作業が完了したとき、各分団長は直ちに支団長に報告する。

(4) 居住者に対する水防従事要請に関する事項

「水防管理者又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、その地区に居住する者又は水防の現場にいる者を水防に従事させることができる。」という法の規定を適法に運用する。

(5) 水防資機材の保管並びに運用に関する事項

各地区に備蓄又は現場に輸送された水防資材の現有量を調査確認し、受け払いを記録し、本部と連携して手持量の融通を図り、限られた資材量で最高度の水防効果をあげるよう相互に協力する。

(6) 公用負担物件の運用に関する事項

「水防のため緊急に必要があるときは、水防管理者又は消防機関の長は、水防の現場において必要な土地を一時使用し、土石竹木その他資材を使用し、若しくは収容し、車両その他の運搬具若しくは器物を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。」ものであるが、これを適法に実施して扱った公用負担物件について、分団長が時価若しくは損失補償の推定額を記録し、本部長に報告する。

(7) 水位の状況報告に関する事項

ア 水防計画の定めるところにより量水標が所在する地域の分団長は、水位の状況を消防団長又は情報班を経由して、本部長に報告する。

イ 海岸の陸こう及び角落しについては、管轄分団を中心に各分団協力して対応する。設置場所及び管轄分団については別表1のとおり。

(8) 警戒区域の設定並びに警戒に関する事項

水防上緊急を要する場所においては、消防団員は警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止若しくは制限し、又はその区域からの撤去を命ずることができる。

なお、この場合その警戒について必要があるときは、警察官の協力を求めることできる。

(9) 決壊の通報に関する事項

水防に際し堤防その他の施設が決壊したときは、本部長が関係者あてに行う決壊の通報に資するため、直ちに本部に報告する。

(10) 住民の避難立退きの指示に関する事項

洪水又は高潮等の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき、分団長は、本部長の命を受けて、必要と認める区域の居住者に対して避難のため立退きを指示する。

なお、この場合の避難した人員及び避難場所等を本部長に報告する。

立退き先の決定は、本人の事由に委ねるものではあるが、状況によりあらかじめ設定した避難場所へ救護を要する者に対しては、配置の保健師において、若しくは医師に連絡して臨機救護の措置をとる。ただし、避難指示はサイレン・半鐘・マイク・口頭をもって周知する。

(11) 消防団員の応急給食に関する事項

応急給食を必要とするときは、各分団で対応する。

(12) 水防作業従事者の人員確保に関する事項

水防作業に従事した者を消防団員、派遣技術者及びその他に分けて、人員を確認し、氏名を記録する。

(13) 支出負担行為の専決に関する事項

現場水防に関し緊急上やむを得ない物品の購入、物件の借上げ、費用弁償等の支出負担行為については、分団長が即決し、およぶ限り早い機会に、その請求若しくは証拠書類を徴し、消防団長を経由して本部に提出する。

(14) 被害の状況報告に関する事項

地区内に被害が発生した場合は、その都度判明した段階で、速やかに本部に報告するとともに、状況の詳細等を調査し順次報告する。

別表 1

消防団が操作する西条市内の角落とし・陸こう一覧表

高潮等により被害が予想される場合、各分団で協力し設置・操作する。

支団名称	管轄分団名	角落とし	陸こう	担当外施設
東支団	禎瑞	0	36	0
	氷見	0	11	0
	西条・神拝	14	1	5
	玉津	3	2	0
	東支団合計	17	50	5
西支団	楠河	7	0	0
	国安	0	5	0
	壬生川	4	27	1
	多賀	1	2	6
	吉井	2	10	0
	西支団合計	14	44	7
西条市内合計		31	94	12

※ 担当外施設は、消防団以外が操作する施設。

資 料 編

< 目 次 >

○	<u>防災関係機関連絡先一覧</u>	4 4
○	<u>水防箇所一覧</u>	4 8
○	<u>情報伝達体制を定める必要がある</u> <u>要配慮者利用施設一覧</u>	5 1
○	<u>土砂災害警戒区域内の要配慮者関連施設一覧</u>	5 5
○	<u>市指定緊急避難場所一覧</u>	5 6
○	<u>市指定避難所一覧</u>	6 1
○	<u>福祉避難所一覧</u>	6 7
○	<u>水防資機材一覧</u>	6 8
○	<u>ポンプ場・排水機場一覧</u>	7 1
○	<u>ため池一覧（防災重点農業用ため池）一覧</u>	7 2
○	報告様式関係	
1	<u>災害発生報告（様式1）</u>	7 6
2	<u>中間報告・最終報告（共用）（様式2の1）</u>	7 7
3	<u>被害状況内訳表（様式2の2）</u>	7 9
4	<u>水防活動実施報告書（様式3）</u>	8 5
5	<u>情報受付（処理）票（様式4）</u>	8 6

○防災関係機関連絡先一覧

1 市

名 称	所 在 地	電 話 番 号
西条市役所	西条市明屋敷 164	0897-56-5151
〃 西部支所	西条市周布 349-1	0898-64-2700
〃 丹原サービスセンター	西条市丹原町池田 1733-1	0898-68-7300
〃 小松サービスセンター	西条市小松町新屋敷甲 496	0898-72-2111

2 県関係

名 称	所 在 地	電 話 番 号
県民環境部防災局防災危機管理課	松山市一番町 4-4-2	089-912-2335
〃 防災航空事務所	松山市南吉田町 2731	089-972-2133
東予地方局地域産業振興部総務県民課 防災対策室	西条市喜多川 796-1	0897-56-3731
〃 建設部道路課	西条市喜多川 796-1	0897-56-4463
〃 〃 河川港湾課	西条市喜多川 796-1	0897-55-4712
〃 健康福祉環境部健康増進課	西条市喜多川 796-1	0897-55-7577
〃 産業経済部農村整備課	西条市丹原町池田 1611	0898-68-7321
〃 西条保健所	西条市喜多川 796-1	0897-56-1300
〃 東予家畜保健衛生所	西条市氷見乙 2025	0897-57-9122
〃 黒瀬ダム管理事務所	西条市黒瀬乙 158-6	0897-56-3131

3 指定地方行政機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
松山地方気象台	松山市北持田町 102	089-933-3610
松山河川国道事務所	松山市土居田町 797-2	089-972-0034
〃 西条国道維持出張所	西条市福武甲 459-1	0897-56-1264
今治海上保安部	今治市片原町 1-2	0898-22-0118
中四国農政局松山地域センター	松山市宮田町 188	089-932-1177
愛媛森林管理署	松山市朝美 2-6-32	089-924-0550

4 指定公共機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
日本郵便(株)西条郵便局	西条市大町 1710-4	0897-56-3112
日本郵便(株)東予郵便局	西条市三津屋南 11-29	0898-64-2850
日本郵便(株)丹原郵便局	西条市丹原町丹原 225-2	0898-68-7877
日本郵便(株)小松郵便局	西条市小松町新屋敷甲 471-4	0898-72-3100
西日本電信電話(株)愛媛支店	松山市一番町 4-3	089-936-2281
(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ四国愛媛支店	松山市宮西 2 丁目 9-33	089-923-3113
日本赤十字社愛媛県支部	松山市岩崎町 2-3-40	089-921-8603

名 称	所 在 地	電 話 番 号
日本放送協会松山放送局	松山市堀之内 5	089-921-1111
電源開発(株)西日本支店四国情報通信所	西条市飯岡 2810	0897-55-2263
四国電力送配電(株)西条事業所	西条市朔日市 300-1	0897-53-1051
西日本高速道路(株)四国支社愛媛高速道路事務所	松山市井門町 804	089-905-0181
日本通運(株)新居浜支店	新居浜市多喜浜 67-182	0897-46-2000
四国旅客鉄道(株)松山営業所	松山市竹原町 2-1-76	089-941-0702
〃 伊予西条駅	西条市大町 859-1	0897-56-3133
〃 壬生川駅	西条市三津屋 444-2	0898-64-2062

5 指定地方公共機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
南海放送(株)	松山市本町 1-1-1	089-915-3333
(株)テレビ愛媛	松山市真砂町 119	089-943-1111
(株)あいテレビ	松山市竹原町 1-5-25	089-921-2121
(株)愛媛朝日テレビ	松山市和泉北 1-14-11	089-946-4600
(株)エフエム愛媛	松山市竹原町 1-10-7	089-945-1111
(一社)愛媛県医師会	松山市三番町 4-5-3	089-943-7582
(一社)愛媛県薬剤師会	松山市三番町 7-6-9	089-941-4165
(公社)愛媛県看護協会	松山市道後町 2-11-14	089-923-1287
(一社)愛媛県歯科医師会	松山市柳井町 2-6-2	089-932-5048

6 警察

名 称	所 在 地	電 話 番 号
西条警察署	西条市新田 133-1	0897-56-0110
西条西警察署	西条市周布 349-1	0898-64-0110

7 消防

名 称	所 在 地	電 話 番 号
西条市消防本部	西条市新田 183-1	0897-56-0250
〃 東消防署	西条市新田 183-1	0897-55-0119
〃 西消防署	西条市周布 1684	0898-68-0119
〃 東消防署飯岡出張所	西条市飯岡 3565-9	0897-53-1119
〃 東消防署橘出張所	西条市野々市 51-1	0897-57-1119
〃 西消防署小松出張所	西条市小松町大頭甲 1086-10	0898-72-6619
〃 西消防署河北出張所	西条市実報寺甲 196-4	0898-66-1119
〃 土砂災害対応訓練施設	西条市飯岡 4020 (飯岡処理場内)	-

8 自衛隊

名 称	所 在 地	電 話 番 号
陸上自衛隊第 14 旅団	香川県善通寺市南町 2-1-1	0877-62-2311
〃 中部方面特科連隊	兵庫県姫路市峰南町 1-70	079-222-4001
〃 中部方面特科連隊第 4 大隊	松山市南梅本町乙 115	089-975-0911
海上自衛隊呉地方総監部	広島県呉市幸町 8-1	0823-22-5511
航空自衛隊西部航空方面隊司令部	福岡県春日市原町 3-1-1	092-581-4031

9 その他の公共的団体

名 称	所 在 地	電 話 番 号
(一社)西条市医師会	西条市大町 828-2	0897-56-2211
(一社)愛媛県建設業協会西条支部	西条市神拝甲 184-2	0897-56-0320
(一社)愛媛県トラック協会	松山市井門町 1081-1	089-957-1069
愛媛東予クレーン協同組合	新居浜市繁本町 7-3	0897-32-6709
西条市社会福祉協議会本所／東予支所	西条市周布 606-1	0898-64-2600
〃 西条支所	西条市神拝甲 324-2	0897-53-0873
〃 丹原支所	西条市丹原町池田 1733-1	0898-76-2433
〃 小松支所	西条市小松町新屋敷乙 48-1	0898-72-6363
四国開発フェリー(株)	西条市今在家 1500-2	0898-64-5510
えひめ未来農業協同組合	愛媛県新居浜市田所町 3-63	0897-37-1004
えひめ未来農業協同組合西条総合相談センター	西条市神拝甲 478-1	0897-56-1800
周桑農業協同組合	西条市丹原町池田 1701-1	0898-68-7800
東予園芸農業協同組合	西条市丹原町今井 431	0898-68-4545
愛媛県漁業協同組合 西条支所	西条市樋之口 445-1	0897-56-3165
愛媛漁業協同組合 ひうち支所	西条市ひうち 27	0897-56-3810
加茂川漁業協同組合	西条市中野甲 1172-4	0897-56-9524
愛媛県漁業協同組合 壬生川支所	西条市壬生川 547-7	0898-64-2019
愛媛県漁業協同組合 河原津支所	西条市河原津甲 241-5 地先	0898-66-5032
中山川漁業協同組合	西条市丹原町田野上方 2156-5	0898-68-4277
いしづち森林組合	西条市大町 1211	0897-56-0180
いしづち森林組合 周桑支所	西条市丹原町池田 1561-3	0898-68-7831
西条商工会議所	西条市朔日市 779-8	0897-56-2200
〃 東予支所	西条市周布 220-2	0898-64-5000
周桑商工会 本所	西条市丹原町池田 1711-1	0898-68-7244
〃 小松支所	西条市小松町新屋敷甲 364-1	0898-72-2119
(株)ハートネットワーク	新居浜市坂井町 2-3-17	0897-32-7777
愛媛新聞 西条支局	西条市大町 811-15	0897-55-2042
毎日新聞 新居浜通信部	新居浜市中須賀町 1-3	0897-32-2033
読売新聞 新居浜通信部	新居浜市一宮町 1-3-3	0897-32-3295

名 称	所 在 地	電 話 番 号
朝日新聞 新居浜支局	新居浜市繁本町 7-44	0897-33-2237
産経新聞 松山支局	松山市一番町 4-1-7	089-941-6680
NHK 新居浜報道室	新居浜市一宮町 1-5-50	0897-33-2131
南海放送 東予支局	新居浜市繁本町 3-1	0897-37-3960
テレビ愛媛 東予支局	新居浜市一宮町 1-5-50	0897-34-0600
あいテレビ 新居浜支局	新居浜市宮西町 1-9	0897-37-0522
愛媛朝日テレビ 新居浜支局	新居浜市一宮町 1-3-3	0897-32-4600

○自衛隊要求連絡先窓口

1 県

機関名	連絡窓口	所 在 地	電 話 番 号
愛 媛 県	県民環境部防災局 防災危機管理課	松山市一番町4-4-2	(089)912-2335 (089)941-2111 (直通：夜間・休日) F A X (089)941-2160
東予地方局	総 務 県 民 課 防 災 対 策 室	西条市喜多川796-1	(0897)56-1300 (0897)56-3731 (FAX兼)

2 自衛隊（県と通信不能の場合）

機 関 名	電話番号	県防災行政通信システム (地上系)	F A X 番号
陸上自衛隊中部方面特科連隊第4大隊	089-975-0911	7-6218	089-975-0911
海上自衛隊呉地方総監部	0823-22-5511	—————	0823-22-5692
航空自衛隊西部航空方面隊司令部	092-581-4031	—————	082-581-4031

○航空隊及びヘリコプターの常駐場所及び連絡先

名 称	所 在 地	連 絡 先
愛媛県防災航空事務所	松山市南吉田町2731 (松山空港内)	緊急連絡用電話：089-965-1119 一般事務用電話：089-972-2133 ファクシミリ：089-972-3655

○水防箇所一覧

河川名	水防箇所		特に危険な箇所及び対策						関係箇所			避難	
	右左岸	延長(m)	右左岸	延長(m)	危険な状態	水防対策工法	必要資材及び数量	担当消防団	集落名	戸数(戸)	人口(人)	避難場所	収容能力(人)
中山川	左岸	5,745							蛭子 吉田 玉之江	865	1,859	氷見小学校 西条西中学校 吉井小学校	2,217
	右岸	5,910							新兵衛			氷見小学校 西条西中学校	
室川	左岸	120							明神木 横黒中 新元橋町 水明町	344	785	大町小学校 玉津小学校	2,284
	右岸	0											
界谷川	左岸	1,140	左岸	100	堤防高不足 越水決壊	積み土のう 工	杭 130本 土のう袋 2,000枚 土砂 80m ³	大町分団 玉津分団	明神木 若葉町東 沢 横黒中 新元橋町 水明町	646	1,464	大町小学校 玉津小学校	2,284
	右岸	1,140	右岸	300									
渦井川	左岸	0							玉津 大谷西	699	1,582	玉津小学校 西条東中学校 玉津公民館 他	4,474
	右岸	410											
東谷川	左岸	170							宮の下	82	178	氷見小学校 西条西中学校	1,533
	右岸	170											
西谷川	左岸	210							土居 宮の下	184	372	氷見小学校 西条西中学校	1,533
	右岸	210											

河川名	水防箇所		特に危険な箇所及び対策						関係箇所			避難	
	右左岸	延長(m)	右左岸	延長(m)	危険な状態	水防対策工法	必要資材及び数量	担当消防団	集落名	戸数(戸)	人口(人)	避難場所	収容能力(人)
崩口川	左岸	1,713	左岸 右岸	276 369	溢水	積み土のう工	土のう袋 3,000枚	周布分団 吉井分団	周布 石田	1,785	3,692	東予東中学校 周布小学校 多賀小学校 他	3,606
	右岸	1,669					杭 土 砂 80m³						
大曲川	左岸	800							三津屋	1,639	3,000	壬生川小学校 壬生川公民館 多賀小学校 他	3,302
	右岸	800											
北川	左岸	535	左岸 右岸	150 150	決壊	積み土のう工	土のう袋 3,000枚	楠河分団	楠	792	1,506	楠河小学校 河北会館 河北中学校 三芳小学校 他	3,069
	右岸	535					杭 土 砂 80m³						
都谷川	左岸	950							玉之江				
	右岸	500											
一ツ橋川	左岸	200							北条	623	1,385	多賀公民館 多賀小学校 北条新田会館	1,969
	右岸	200											
小向川	左岸	1,950							楠 三芳	1,908	3,669	楠河小学校 河北中学校 三芳小学校 他	3,904
	右岸	1,950											
小松川	左岸	910							小松町 一本松	319	629	小松小学校 小松公民館	1,475
	右岸	880											
大日川	左岸	460							小松町 川原谷	162	352	小松中学校 小松地域福祉センター 小松小学校	2,811
	右岸	260											
大日川	左岸	110							小松町 新宮	175	400	小松中学校 小松地域福祉センター	1,720
	右岸	110											

河川名	水防箇所		特に危険な箇所及び対策						関係箇所			避難	
	右岸	延長(m)	右左岸	延長(m)	危険な状態	水防対策工法	必要資材及び数量	担当消防団	集落名	戸数(戸)	人口(人)	避難場所	収容能力(人)
大谷川	左岸	150							小松町 南川				
	右岸	150											
鉄砲谷川	左岸	300							小松町 都谷	161	305	小松中学校 小松地域福祉センター 小松公民館	2,104
	右岸	300											
西川	左岸	800							丹原町 田滝	71	143	田滝小学校	298
	右岸	800											
東谷川	左岸	80							丹原町 寺尾	101	228	中川公民館 中川小学校 丹原西中学校	1,823
	右岸	80											
合計	(36)	32,472	(6)	1,345						/	/		/

○情報伝達体制を定める必要がある要配慮者利用施設一覧

No.	施設名称	所在地	電話番号	洪水浸水想定区域			高潮浸水 想定区域	津波災害 警戒区域
				加茂川	渦井川	中山川		
1	みのり保育園	下島山甲363-1	0897-56-6527		○			
2	としもり内科	下島山甲1264-4	0897-53-6300		○			
3	デイサービスセンター ひうち	下島山甲1384	0897-56-1001		○		○	○
4	未来翔	下島山甲1428-1	0897-66-8277		○		○	○
5	サカタ産婦人科	下島山甲1453	0897-55-1103		○		○	
6	グループホームたまつ	下島山甲2055-52	0987-66-8058		○			
7	玉津保育園	玉津156-1	0897-55-8339		○		○	○
8	玉津幼稚園	玉津202-5	0897-55-6208		○		○	○
9	済生会西条短期入所事業所	新田109-1	0897-55-5130	○	○		○	○
10	済生会西条デイサービス事業所	新田109-1	0897-55-5130	○	○		○	○
11	済生会西条特別養護老人ホーム	新田109-1	0897-55-5130	○	○		○	○
12	未来翔Ⅱ	下島山甲1429-1	0897-66-8277		○		○	○
13	マーカバステーション	下島山甲1233-1	0897-53-5820		○			
14	ペーカリー ラ・スリーズ	新田109-1	0897-53-5820	○	○		○	○
15	済生会西条病院	朔日市269-1	0897-55-5100	○	○		○	○
16	済生会西条老人保健施設いしづち苑	朔日市269-1	0897-53-1155	○	○		○	○
17	高橋こどもクリニック	朔日市313-5	0897-55-0776	○	○		○	○
18	愛・ゆめいろ保育園	朔日市319-2	0897-55-2281	○	○		○	○
19	セントケア西条朔日市	朔日市78-7	0897-52-5331	○	○		○	○
20	デイサービス川辺の家	船屋甲584-2	0897-52-0578		○		○	○
21	篠原外科耳鼻科	大町520-8	0897-56-3521	○	○		○	○
22	アシストジャパン デイサービスセンター6号館	大町539-1	0897-55-7576	○	○		○	○
23	玉津児童クラブ	玉津200-1	0897-53-3714		○		○	○
24	西条市立玉津小学校	玉津200-1	0897-56-3161		○		○	○
25	西条市立西条東中学校	下島山甲865	0897-56-2653		○			
26	山元眼科	大町645-3	0897-55-0155	○	○		○	○
27	めぐみ保育園	朔日市626	0897-55-3560	○	○		○	○
28	めぐみ幼稚園	朔日市623-2	0897-55-3442	○	○		○	○
29	サスケ工房西条	大町1699-3	0897-47-8565	○	○		○	○
30	みやざきメンタルクリニック	大町1699-3	0897-47-5255	○	○		○	○
31	指定短期入所生活介護事業所 大師苑	大師町182-2	0897-55-2200	○	○		○	○
32	地域密着型特別養護老人ホーム 大師苑	大師町182-2	0897-55-2200	○	○		○	○
33	西条認定こども園	本町1-133-2	0897-55-3106	○	○		○	○
34	みずほ	本町23-1	0897-27-8024	○	○		○	○
35	わかば保育園	朔日市807-7	0897-53-6053	○	○		○	○
36	西条中央病院	朔日市804	0897-56-0300	○	○		○	○
37	西条中央病院通所リハビリテーションふれあい	朔日市804	0897-56-2133	○	○		○	○
38	ココロココ西条	朔日市804	0897-66-8688	○	○		○	○
39	デイサービスセンター あさひ	神拝乙35-5	0897-55-8045	○	○		○	○
40	ひので	神拝乙35-5	0897-53-1219	○	○		○	○
41	西条栄光幼稚園	明屋敷236-17	0897-56-2711	○	○		○	○
42	のぞみ保育園	明屋敷657-5	0897-55-6556	○	○		○	○
43	のぞみアカデミー	明屋敷657-5	0897-47-3775	○	○		○	○
44	しらかた皮フ科クリニック	明屋敷562-3	0897-55-1511	○	○		○	○
45	きずな	明屋敷363-1	0897-47-5825	○			○	○
46	あぜち内科	樋之口438-6	0897-52-1630	○	○		○	○
47	つだ眼科ピコリック	樋之口436-8	0897-55-7700	○	○		○	○
48	もりざね耳鼻咽喉科	樋之口436-12	0897-47-3387	○	○		○	○
49	みどり保育園	喜多川764-1	0897-55-2780	○			○	○
50	グループホーム フルーツの家	喜多川792-1	0897-52-0793	○			○	○
51	通所介護 フルーツの家	喜多川792-1	0897-52-0793	○			○	○
52	通所介護 杜の家	朔日市892	0897-52-1003				○	○
53	杜の家	朔日市892	0897-52-1003				○	○
54	特別養護老人ホームついたちの里	朔日市892-25	0897-47-5981				○	○
55	ショートステイついたちの里	朔日市892-25	0897-47-5981				○	○
56	ピッコロ	朔日市892-25	0897-66-9030				○	○

No.	施設名称	所在地	電話番号	洪水浸水想定区域			高潮浸水 想定区域	津波災害 警戒区域
				加茂川	渦井川	中山川		
57	グループホーム竹梅小路	本町48	0897-58-5252	○	○		○	○
58	西条児童クラブ	神拝乙112	0897-55-0628	○			○	○
59	西条市立西条小学校	神拝乙112	0897-56-3117	○			○	○
60	西条市立西条北中学校	朔日市400-1	0897-56-0170	○			○	○
61	愛媛県立西条高等学校	明屋敷234	0897-56-2030	○			○	○
62	東予乳幼児保育園	大町427	0897-56-9388	○	○		○	○
63	レインボーキッズメソッド2	樋之口437-4	0897-55-2927	○	○		○	○
64	弁財天耳鼻咽喉科クリニック	大町613-3	0897-58-5959	○	○		○	○
65	星加小児科内科ファミリークリニック	大町612-1	0897-55-3105	○	○		○	○
66	西条聖マリア幼稚園	大町716-1	0897-55-2497	○	○		○	○
67	宮島小児科医院	大町710-2	0897-55-2615	○	○		○	○
68	米田脳神経外科	大町706-4	0897-56-9165	○	○		○	○
69	とのやまクリニック	大町703-1	0897-47-2525	○	○		○	○
70	かりやま整形外科	大町701-2	0897-47-1717	○	○		○	○
71	ラ・スリーズ	大町1630-3	0897-53-5131	○			○	○
72	松浦皮膚科医院	大町1714	0897-55-2346	○	○		○	○
73	地域活動支援センターちゅうりっぷ	神拝甲324-2	0897-53-7101	○			○	○
74	地域活動支援センターさくらんぼハウス	神拝甲324-2	0897-53-1803	○			○	○
75	かがやき園	神拝甲324-2	0897-55-5022	○			○	○
76	吉峯耳鼻科・歯科	大町1582-3	0897-56-5101	○			○	○
77	夢門塾ゆうゆう西条	神拝甲233-13	0897-66-8020	○			○	○
78	回生堂医院	神拝甲591	0897-55-3101	○	○		○	○
79	土岐医院	神拝甲538-6	0897-56-2090	○	○		○	○
80	松本整形外科医院	神拝甲498-2	0897-52-1011	○	○		○	○
81	じょうとく内科クリニック	神拝甲217-1	0897-58-2233	○			○	○
82	デイサービスセンター笑歩会 西条神拝	神拝甲561-1	0897-55-6003	○	○		○	○
83	サービス付き高齢者向け住宅 笑歩会 西条神拝	神拝甲561-1	0897-55-6003	○	○		○	○
84	有料老人ホーム 笑歩会 西条神拝	神拝甲561-1	0897-55-6003	○	○		○	○
85	神拝保育園	神拝甲239-3	0897-55-3052	○			○	○
86	坂根医院	喜多川438-4	0897-55-4021	○			○	○
87	デイサービスセンター たいよう	喜多川452-1	0897-47-0107	○			○	○
88	ながい小児科	喜多川634-7	0897-53-7707	○			○	○
89	かなで	古川甲118	0897-55-7176	○			○	○
90	ゆいまーる さいじょう	古川甲345-2	0897-64-9933	○			○	○
91	矢野外科胃腸科医院	古川甲382-2	0897-55-1777	○			○	○
92	古川認定こども園	古川甲120-1	0897-55-7143	○			○	○
93	グループホームくれない	樋之口380-1	0897-56-9071	○			○	○
94	レッツ倶楽部西条古川	古川甲417-3	0897-66-7211	○			○	○
95	神拝児童クラブ	神拝甲427	0897-56-3156	○			○	○
96	西条市立神拝小学校	神拝甲427	0897-56-3107	○			○	○
97	NPO法人石鎚 グループホームさくらの家	福武甲577-1	0897-53-0900	○	○		○	
98	こもだ内科神経科医院	福武甲1126-1	0897-56-9511	○			○	
99	東予こどもデイ青空	大町264-1	0897-58-3087	○			○	
100	びのきお おおまち	大町267-3	0897-47-6275	○			○	
101	JAえひめ未来 デイサービスセンター いずみの里	大町200-6	0897-52-1600	○				
102	和田内科・皮膚科	大町84-15	0897-55-0515	○				
103	大町幼稚園	大町68	0897-55-4193	○				
104	大町保育園	大町55	0897-55-3652	○				
105	小規模多機能型居宅介護事業所武丈の里	大町980-4	0897-55-2101	○				
106	複合型サービス事業所 仲まち	大町303-1	0897-56-2361	○	○		○	○
107	サービス付き高齢者向け住宅 スウィング大町	大町303-1	0897-56-2321	○	○		○	○
108	ケアハウス水の里	大町776-23	0897-52-0340	○			○	
109	せせらぎ短期入所生活介護事業所	大町736-1	0897-52-1000	○	○		○	○
110	地域密着型特別養護老人ホーム せせらぎ	大町736-1	0897-52-1000	○	○		○	○
111	村上記念病院	大町739	0897-56-2300	○	○		○	○
112	老人保健施設 水都苑	大町739	0897-56-2301	○	○		○	○
113	デイサービス Swingゆらり	大町739	0897-58-2210	○	○		○	○
114	ひよこハウス	大町739	0897-56-5335	○	○		○	○
115	カンガルーハウス（村上記念病院）	大町739	0897-56-5185	○	○		○	○

No.	施設名称	所在地	電話番号	洪水浸水想定区域			高潮浸水 想定区域	津波災害 警戒区域
				加茂川	渦井川	中山川		
116	ケアプラザ「サン愛」大町事業所	大町776-22	0897-55-2313	○			○	
117	グループホーム かわせみ	大町307-6	0897-52-0390	○			○	
118	さくら保育園	大町992-1	0897-56-6227	○				
119	秋山医院	大町1352-1	0897-56-0885	○				
120	松永耳鼻科咽喉科医院	大町1365	0897-53-7171	○				
121	愛あい西条	福武甲164-1	0897-58-3581	○			○	
122	大町児童クラブ	大町992-2	0897-53-8990	○				
123	西条市立大町小学校	大町992-2	0897-56-2114	○				
124	西条市立西条南中学校	大町1120	0897-56-0380	○				
125	愛媛県立西条農業高等学校	福武甲2093	0897-56-3611	○				
126	西条愛寿会病院	福武甲158-1	0897-55-2300				○	
127	愛寿会保育室（西条愛寿会病院）	福武甲158-1	0897-58-3583				○	
128	老人保健施設 ゆるぎ荘	福武甲162-1	0897-55-0622				○	
129	松本クリニック	大町1183-4	0897-47-8773	○				
130	あおのクリニック	洲之内甲170-1	0897-52-1155	○				
131	かんべ幼稚園	洲之内甲221	0897-56-3229	○				
132	神戸保育園	洲之内甲220	0897-55-3656	○				
133	神戸児童クラブ	洲之内甲200	0897-56-2786	○				
134	西条市立神戸小学校	洲之内甲200	0897-56-2744	○				
135	ケアホーム古川	古川乙148-4	0897-53-2223	○			○	○
136	ケアたまご	禎瑞884-2	0897-56-3738	○			○	○
137	JAえひめ未来 デイサービスセンターみずほの里	禎瑞1033	0897-56-3100	○			○	○
138	ていずい	禎瑞385	0897-52-5300	○			○	○
139	野菜工房ていずい	禎瑞381	0897-56-8282	○			○	○
140	とうふ工房ていずい	禎瑞388	0897-55-0102	○			○	○
141	禎瑞保育所	禎瑞1622	0897-57-9220	○			○	○
142	禎瑞児童クラブ	禎瑞1829	0897-57-9277	○			○	○
143	西条市立禎瑞小学校	禎瑞1829	0897-57-9280	○			○	○
144	デイサービスいしづちの湯	西田甲421-5	0897-55-8800	○			○	○
145	ひまわり幼稚園	氷見乙639-2	0897-57-7797			○	○	○
146	西条市立西条西中学校	氷見乙558	0897-57-9434			○	○	
147	カイト西条	今在家1077-3	0898-35-5009			○	○	
148	小規模多機能型居宅介護 エンジョイライフ玉之江	玉之江317	0898-55-8111			○		
149	サービス付き高齢者向け住宅 エンジョイライフ玉之江	玉之江317	0898-55-8111			○		
150	黒田医院	石田319-1	0898-64-3780			○	○	○
151	きゃんぱす東予	石田319-4	0898-35-2879			○	○	○
152	東予南こども園	石田397-1	0898-64-3081			○		
153	デイサービスセンター虹	石田564-5	0898-55-8312			○		
154	児童発達支援センター ひまわり	石田339-1	0898-65-6144			○	○	
155	吉井児童クラブ	玉之江235-1	0898-64-3211			○		
156	西条市立吉井小学校	玉之江235-1	0898-64-3080			○		
157	デイサービスセンター なごみ	周布326	0898-64-7003			○	○	○
158	指定短期入所生活介護事業所 なごみ	周布326	0898-64-7003			○	○	○
159	特別養護老人ホームなごみ	周布326	0898-64-7003			○	○	○
160	ひだまり	周布326	0898-64-7003			○	○	○
161	渡部病院	周布331-1	0898-64-1200			○	○	○
162	老人保健施設 コスモス	周布338	0898-64-6300			○	○	
163	近藤クリニック	周布344-3	0898-64-2760			○	○	
164	平田クリニック	周布2172-1	0898-76-2256			○		
165	東予こどもデイ青空壬生川	周布201-2	0898-68-7377			○		
166	花園保育園	周布1112-1	0898-68-7377			○		
167	西条市社会福祉協議会 デイサービスセンターひまわり	周布606-1	0898-64-2600			○	○	○
168	西条市障害者相談支援センター	周布606-1	0898-64-2600			○	○	○
169	まつうら小児科	周布599-5	0898-64-0460			○	○	
170	いしづちやまクリニック	周布921	0898-68-8885			○		
171	あけぼの	周布835-3	0898-68-8015			○		
172	飯尾皮膚科泌尿器科	周布782	0898-64-5577			○		
173	周布児童クラブ	周布1521	0898-68-7622			○		
174	西条市立周布小学校	周布1521	0898-68-7116			○		
175	西条市立東予東中学校	周布160	0898-64-2132			○		

No.	施設名称	所在地	電話番号	洪水浸水想定区域			高潮浸水 想定区域	津波災害 警戒区域
				加茂川	渦井川	中山川		
176	愛媛県立東予高等学校	周布650	0898-64-2119			○		
177	シグナルケアステーション	北条469-6	0898-64-5917			○	○	○
178	長山眼科	三津屋東48	0898-64-5588			○	○	○
179	サービス付き高齢者住宅 媛達磨	三津屋東49	0898-55-8761			○	○	○
180	多賀幼稚園	北条1504	0898-64-2767			○	○	○
181	デイサービス多賀の里	北条231-1	0898-65-6662			○	○	○
182	グループホーム多賀の里	北条231-1	0898-65-6662			○	○	○
183	小規模多機能型居宅介護さざえもん	北条231-1	0898-65-6662			○	○	○
184	森内科	三津屋南5-30	0898-64-5858			○	○	○
185	フィットネス型デイサービスセンター 煌き	三津屋南7-7	0898-35-3370			○	○	○
186	介護医療院共立病院	三津屋南9-10	0898-64-2662			○	○	○
187	共立病院	三津屋南9-10	0898-64-2662			○	○	○
188	ショートステイ たらちね	三津屋南9-10	0898-64-2662			○	○	○
189	通所介護センター まほろば	三津屋南10-20	0898-64-6010			○	○	○
190	田淵外科	北条1658-1	0898-65-5651			○	○	○
191	安永クリニック	北条1651-1	0898-64-5760			○	○	○
192	ふじ保育園	三津屋南7-12	0898-64-0315			○	○	○
193	松田循環器科内科	三津屋南13-50	0898-76-1117			○	○	○
194	たから幼稚園	三津屋99	0898-64-2306			○	○	○
195	グループホームちとせ	三津屋南8-24	0898-64-2233			○	○	○
196	グループホームあかね	北条858-1	0898-64-2566			○	○	○
197	多賀児童クラブ	北条1504	0898-64-2550			○	○	○
198	西条市立多賀小学校	北条1504	0898-64-2042			○	○	○
199	Visee	三津屋444-10	0898-52-7377			○	○	○
200	レーンボーキッズメソッド3	三津屋東1-3	0898-52-8507			○	○	○
201	そんげん	三津屋東24-16	0898-64-0303			○	○	○
202	さわやか愛の家 さいじょう館	三津屋東30-13	0898-64-2677			○	○	○
203	森山内科	壬生川86-1	0898-65-4332			○	○	○
204	園延整形外科	壬生川95-4	0898-64-2630			○	○	○
205	フィットネス型デイサービスセンター 太陽と月	壬生川650-1	0898-35-3007			○	○	○
206	デイサービスセンターセトウチ	壬生川675-1	0898-65-5505			○	○	○
207	西条市立周桑病院	壬生川131	0898-64-2630			○	○	○
208	ひかり託児所（周桑病院）	壬生川131	0898-64-2630			○	○	○
209	ぼんぼこハウス（周桑病院）	壬生川131	0898-76-1330			○	○	○
210	壬生川耳鼻咽喉科	円海寺18-3	0898-76-1112			○	○	
211	キッズクリニックババ	周布486-3	0898-76-1788			○	○	
212	通所介護水車の家	周布494-1	0898-76-8330			○	○	
213	グループホーム水車の家	周布494-1	0898-76-8330			○	○	
214	壬生川児童クラブ	壬生川425-2	0898-64-2881			○	○	○
215	西条市立壬生川小学校	壬生川425-2	0898-64-2022			○	○	○
216	ふれあい診療所	壬生川111-1	0898-64-5285			○	○	○
217	楠河児童クラブ	河原津甲464-1	0898-66-5110				○	
218	西条市立楠河小学校	河原津甲464-1	0898-66-5024				○	
219	デイサービス あゆみ	河原津甲492-3	0898-55-8765				○	
220	サービス付き高齢者向け住宅くすの木	河原津甲492-3	0898-55-8765				○	
221	やまもと眼科クリニック	丹原町池田109-4	0898-76-1010			○		
222	くしべ整形外科	丹原町池田87	0898-76-7555			○		
223	小林耳鼻咽喉科クリニック	丹原町池田109-5	0898-64-3387			○		
224	スポーツデイ たんばら	丹原町願連寺196-6	0898-68-8882			○		
225	デイサービスセンター丹原	丹原町池田1651-1	0898-68-4356			○		
226	いろどり	丹原町願連寺196-1	0898-35-3851			○		
227	中村内科胃腸科	丹原町丹原21-6	0898-68-4976			○		
228	デイサービスセンター愛出合	丹原町池田243-3, 4	0898-55-8412			○		
229	西条市立中川診療所	丹原町来見甲549	0898-75-3385			○		
230	ほくしんコティ	小松町妙口甲1280	0898-76-9111			○		
231	介護法人保健施設まなべ	小松町妙口甲1521	0898-72-6131			○		
232	西条市市民病院	小松町妙口甲1521	0898-72-4111			○		
233	石燧園	小松町大頭甲1104-1	0898-72-3645			○		
234	明水荘	小松町大頭甲1104-1	0898-72-2233			○		
235	特別養護老人ホーム 道前荘	小松町大頭甲1085-1	0898-72-2290			○		
236	石根保育所	小松町大頭甲1039-2	0898-72-2138			○		
237	熟年コミュニティせとうち	小松町妙口甲1280	0898-72-2400			○		

○土砂災害警戒区域内の要配慮者関連施設一覧

No.	地区名	施設名	所在地	電話番号	伝達方法	警戒区域※
1	飯岡	飯岡保育園	飯岡 3240-2	TEL 0897-56-2381 FAX 0897-55-6824	電話・FAX	Y
2	飯岡	西条道前病院	飯岡 3290-1	TEL 0897-56-2247 FAX 0897-56-2667	電話・FAX	Y
3	飯岡	知的障害者入所更生施設 星の里	大浜 6324	TEL 0897-53-1112 FAX 0897-53-1113	電話・FAX	Y
4	大保木	大保木診療所	中奥 2 号 20-7	TEL 0897-53-1112 FAX 無	電話	Y
5	楠河	東予学園	楠乙 438-21	TEL 0898-66-5078 FAX 0898-66-5173	電話・FAX	R
6	中川	グループホーム こうゆう庵	丹原町寺尾 31-9	TEL 0898-76-6461 FAX 0898-76-6107	電話・FAX	Y
7	桜樹	西条市丹原高齢者生活福祉 センター	丹原町来見 乙 26-2	TEL 0898-73-2960 FAX 0898-73-2965	電話・FAX	Y

※警戒区域欄は、Yは警戒区域、Rは特別警戒区域

○市指定緊急避難場所一覧

地区	番号	施設名	所在地	延べ床またはグラウンド等面積(㎡)	避難人員(人)	電話番号	災害種別(※)						海拔	指定避難所との重複	備考
							地震	土砂	洪水	高潮	津波	火災			
玉津	1	玉津小学校(校舎・体育館)	玉津200-1	5,213	2,607	0897-56-3161 FAX 56-3340	×		満・室			×	2.5	有	洪水・津波・高潮災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする
		玉津小学校(グラウンド)		8,909	4,455				満	×	×				
	2	西条東中学校(校舎・体育館)	下島山甲865	5,768	2,884	0897-56-2653 FAX 56-3525	×		満			×	7.2	有	洪水災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする
		西条東中学校(グラウンド)		12,949	6,475				満						
	3	玉津公民館	玉津238-1	950	475	0897-56-5191 FAX 53-9013	×		満・室			×	2.7	有	洪水・津波・高潮災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする
	4	西条運動公園	ひうち1-2	150,016	75,008	なし				×			4.5		
	5	総合体育館	ひうち1-2	7,363	3,682	0897-53-3006	×					×	3.7	有	津波・高潮災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする
	6	ひうち体育館	ひうち1-3	1,464	732	0897-53-3357	×					×	3.8	有	津波・高潮災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする
飯岡	7	地域創生センター	ひうち1-16	2,121	1,061	0897-52-5156 FAX 47-5156	×					×	4.3	有	津波・高潮災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする
	8	生涯学習の館	天神1-205	964	482	0897-53-8686 FAX 63-8687	×					×	16.8	有	
	9	西条東部公園	飯岡1518-3他	11,396	5,698	0897-52-1548 FAX 52-1260							40.6		
	10	飯岡小学校(校舎・体育館)	飯岡2124	5,613	2,807	0897-56-2119 FAX 56-3430	×					×	30.2	有	
		飯岡小学校(グラウンド)		8,819	4,410										
	11	飯岡公民館(建物)	飯岡2171-2	875	438	0897-56-2118 FAX 56-9014	×					×	30.9	有	
	12	西条東部地域交流センター(建物)	飯岡550	595	298	0897-55-3961 FAX 55-3961	×					×	65.0	有	
		西条東部地域交流センター(駐車場)		2,764	1,382										
西条	13	西条小学校(校舎・体育館)	神拝乙112	5,922	2,961	0897-56-3117 FAX 56-3070	×		加・満			×	1.6	有	洪水・津波災害時は建物の2階以上、高潮災害時は建物の3階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする
		西条小学校(グラウンド)		8,648	4,324				×	×					
	14	西条北中学校(校舎・体育館)	朔日市400-1	7,714	3,857	0897-56-0170 FAX 56-3707	×		加・満			×	2.2	有	洪水・津波・高潮災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする
		西条北中学校(グラウンド)		16,910	8,455				×	×					
	15	西条高等学校(校舎・体育館)	明屋敷234	11,391	5,696	0897-56-2030 FAX 56-2059	×		加・満			×	3.0	有	洪水・津波・高潮災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする
		西条高等学校(グラウンド)		19,494	9,747				×	×					
	16	西条公民館(建物)	新田218-21	1,000	500	0897-52-1264 FAX 52-1268	×		加・満	×		×	1.4	有	洪水・津波災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする
	17	ひと・夢・未来創造拠点複合施設(SAIJO BASE 建物)	明屋敷131-2	3,470	1,735	0897-47-6063	×		加・満	×		×	1.9	有	洪水・津波災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする
神拝	18	神拝小学校(校舎・体育館)	神拝甲427	6,956	3,478	0897-56-3107 FAX 56-3266	×		加			×	2.5	有	洪水・津波・高潮災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする
		神拝小学校(グラウンド)		8,102	4,051				×	×					
	19	神拝公民館(建物)	喜多川351-1	1,139	570	0897-53-6946 FAX 53-9011	×		加			×	2.4	有	洪水・津波・高潮災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする
	20	川沿公園	喜多川284	970	485	なし			加	×	×		2.4		
		喜多川公園		3,794	1,897	なし			加	×	×		1.3		
	22	総合文化会館(建物)	神拝甲79-4	8,120	4,060	0897-53-5500 FAX 53-5566	×		加			×	4.2	有	洪水・高潮災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする
		総合文化会館(駐車場)		8,991	4,496				×						
	23	総合福祉センター(建物)	神拝甲324-2	8,064	4,032	0897-55-0294 FAX 52-1293	×		加			×	3.3	有	洪水・津波・高潮災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする
		総合福祉センター(駐車場)		3,225	1,612				×	×					
大町	24	大町小学校(校舎・体育館)	大町992-2	6,218	3,109	0897-56-2114 FAX 56-3270	×		加			×	5.3	有	洪水災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする
		大町小学校(グラウンド)		7,150	3,575										加茂川浸水区域は想定最大規模
	25	西条南中学校(校舎・体育館)	大町1120	7,365	3,683	0897-56-0380 FAX 56-3620	×		加			×	7.3	有	洪水災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする
		西条南中学校(グラウンド)		12,294	6,147										加茂川浸水区域は想定最大規模
	26	西条農業高等学校(校舎・体育館)	福武甲2093	12,577	6,289	0897-56-3611 FAX 56-3613	×		加			×	11.6	有	洪水災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする
		西条農業高等学校(グラウンド)		18,560	9,280										加茂川浸水区域は想定最大規模
	27	東部ウイングサポートセンター(建物)	大町68-6	654	327	0897-56-8114 FAX 56-8186	×					×	5.9	有	洪水災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする
	28	大町公民館(建物)	大町225-10	1,126	563	0897-56-3835 FAX 53-9012							4.6	有	洪水・高潮災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする
	29	西条市民公園	大町457	34,194	17,097	0897-56-2226			加・満	×	×		3.6		

地区	番号	施設名	所在地	延べ床またはグラウンド等面積 (㎡)	避難人員 (人)	電話番号	災害種別(※)						海拔	指定避難所との重複	備考
							地震	土砂	洪水	高潮	津波	火災			
神戸	30	神戸小学校(校舎・体育館)	洲之内甲200	3,466	1,733	0897-56-2744 FAX 56-3488	×					×	5.5	有	洪水災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする
		神戸小学校(グラウンド)		7,793	3,897				加						
	31	神戸公民館(建物)	中野甲566-4	634	317	0897-56-2160 FAX 53-9015	×		加			×	6.4	有	洪水災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする
	32	神戸公園	中野甲1799	10,098	5,049	なし							18.6		
摂津	33	摂津小学校(校舎・体育館)	摂津1829	2,477	1,239	0897-57-9280 FAX 57-6088	×		加			×	0.9	有	洪水・津波災害時は建物の2階以上、高潮災害時は建物の3階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする
		摂津小学校(グラウンド)		5,702	2,851					×	×				
	34	摂津公民館(建物)	摂津1829	428	214	0897-57-7274 FAX 57-6222	×		加・中	×		×	1.1	有	洪水・津波災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする
	35	石井記念公園	摂津1824	11,279	5,640	なし			加	×	×		0.4		
橋	36	橋小学校(校舎・体育館)	西泉乙417	2,382	1,191	0897-57-9845 FAX 57-6080	×					×	11.9	有	
		橋小学校(グラウンド)		6,568	3,284										
	37	橋公民館(建物)	櫛木54-1	655	327	0897-57-9543 FAX 57-6221	×					×	6.8	有	
水見	38	水見小学校(校舎・体育館)	水見乙1143-2	3,188	1,594	0897-57-9844 FAX 57-6233	×					×	21.8	有	
		水見小学校(グラウンド)		7,691	3,846										
	39	西条西中学校(校舎・体育館)	水見乙558	5,327	2,664	0897-57-9434 FAX 57-6123	×		中			×	4.2	有	洪水災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする
		西条西中学校(グラウンド)		13,606	6,803										
	40	水見公民館(建物)	水見乙1120-2	867	434	0897-57-9100 FAX 57-6223	×					×	20.6	有	
	41	西条西部公園	水見乙608	48,018	24,009	0897-57-9648							4.6		
	42	西条西部体育館	水見乙601	1,391	695	0897-57-9383 FAX 57-9648	×					×	4.9	有	洪水・高潮災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする
	43	西条市スポーツコミュニティセンター	水見乙601	506	253	0897-57-9383 FAX 57-9648	×					×	4.8	有	洪水災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする
	44	西条西部地域交流センター	水見西新開59	1,298	649	0897-57-6061 FAX 57-6061	×		中	×	×	×	3.1	有	
市之川	45	市之川公民館(駐車場)	市之川6678-1	3,222	1,611	0897-56-3300 FAX 56-3300		急							土砂災害警戒区域(急傾斜地):206-1-204(1) 平成28年3月1日指定
加茂	46	加茂公民館(建物)	荒川2号185	1,089	544	0897-58-0001 FAX 58-0234	×	土				×		有	土砂災害警戒区域(土石流):206-1130 平成28年3月1日指定
		加茂公民館(駐車場)		2,249	1,125			土							
大保木	47	浦山小学校(グラウンド)	黒瀬甲895-1	2,138	1,069			地							
	48	大保木公民館(建物)	中奥1号45	541	270	0897-59-0226 FAX 59-0138	×	土				×		有	土砂災害警戒区域(土石流):206-1122,206-1123 平成28年3月16日指定
		大保木公民館(駐車場)		2,262	1,131			土							土砂災害警戒区域(土石流):206-1122,206-1123 平成28年3月16日指定
	49	石籠ふれあいの里(建物)	中奥1号25-1	1,019	509	0897-59-0203 FAX 59-0203	×	土				×		有	土砂災害警戒区域(土石流):206-1129 平成28年3月1日指定
		石籠ふれあいの里(駐車場)		2,950	1,475			土							土砂災害警戒区域(土石流):206-1129 平成28年3月1日指定
周布	50	周布小学校(校舎・体育館)	周布1521	3,829	1,915	0898-68-7116 FAX 68-7124	×		中			×	10.1	有	洪水災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする
		周布小学校(グラウンド)		4,955	2,478										
	51	東予東中学校(校舎・体育館)	周布160	6,854	3,427	0898-64-2132 FAX 64-2161	×		中			×	6.1	有	洪水災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする
		東予東中学校(グラウンド)		12,981	6,491										
	52	東予高等学校(校舎・体育館)	周布650	10,877	5,439	0898-64-2119 FAX 64-4112	×		中			×	6.1	有	洪水災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする
		東予高等学校(グラウンド)		24,743	12,372										
	53	周布公民館(建物)	周布1281-1	452	226	0898-68-7030 FAX 68-7030	×		中			×	9.4	有	洪水災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする
	54	東予総合福祉センター(建物)	周布606-1	3,633	1,816	0898-64-2600 FAX 64-1156	×		中			×	4.5	有	洪水・高潮災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする
吉井	55	吉井小学校(校舎・体育館)	玉之江235-1	3,421	1,711	0898-64-3080 FAX 64-3085	×		中			×	5.1	有	洪水災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする
		吉井小学校(グラウンド)		6,108	3,054										
	56	吉井公民館(建物)	玉之江235-2	457	228	0898-64-3001 FAX 64-3001	×		中			×	5.1	有	洪水災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする
	57	東予南地域交流センター(建物)	石田402-1	1,855	927	0898-65-6680 FAX 65-6682	×		中・一			×	5.6	有	崩口川浸水想定区域付近
多賀	58	多賀小学校(校舎・体育館)	北条1504	3,717	1,859	0898-64-2042 FAX 64-2513	×		中			×	1.9	有	洪水・津波・高潮災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする
		多賀小学校(グラウンド)		7,179	3,590					×	×				
	59	多賀公民館(建物)	北条654-1	511	255	0898-64-2083 FAX 64-2083	×		中			×	2.4	有	洪水・津波・高潮災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする
	60	北条新田会館(建物)	北条1397-13	130	65	なし	×		中・一	×		×	1.3	有	洪水・津波災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする
	61	東予体育館(建物)	周布396	3,538	1,769	0898-65-5546 FAX 65-4405	×		中・新			×	2.7	有	洪水・津波・高潮災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする
		東予体育館(駐車場)		3,034	1,517					×	×				
	62	中央公民館(建物)	周布401-1	2,305	1,152	0898-65-4030 FAX 65-4032	×		中・新			×	4.0	有	洪水・高潮災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする
	63	本松寺児童遊園	北条78	500	250	なし			中・勝				7.2		
	64	北条新田公園	北条1300-1	3,623	1,812	なし			中・一	×	×		1.5		
	65	三津屋東1号公園	三津屋東43	10,000	5,000	なし			中・勝	×	×		1.5		
	66	大曲公園	三津屋南1番46	7,680	3,840	なし			中・勝	×	×		0.7		

地区	番号	施設名	所在地	延べ床またはグラウンド等面積 (㎡)	避難人員 (人)	電話番号	災害種別 (※)						海拔	指定避難所との重複	備考
							地震	土砂	洪水	高潮	津波	火災			
壬生川	67	壬生川小学校(校舎・体育館)	壬生川425-2	4,841	2,421	0898-64-2022 FAX 64-2096	×		中・新			×	2.1	有	洪水・津波・高潮災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする
		壬生川小学校(グラウンド)		7,405	3,703					×	×		2.1		
	68	壬生川公民館(建物)	壬生川200	780	390	0898-64-2202 FAX 64-2202	×		中・新・高			×	2.1	有	洪水・津波・高潮災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする
	69	北星会館(建物)	壬生川682-1	199	99	0898-64-0321	×		中・新・高	×		×	1.6	有	洪水・津波災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする
	70	大新田公園	大新田108-3	2,043	1,022	なし			中・新・高	×	×		0.5		
	71	喜多台児童遊園	喜多台68-1	1,091	546	なし							5.9		
	72	防災ひろば	壬生川124-1	2,567	1,283	なし			中・新	×					
国安	73	国安小学校(校舎・体育館)	桑村131	4,376	2,188	0898-66-5181 FAX 66-5792	×					×	13.4	有	
		国安小学校(グラウンド)		8,526	4,263										
	74	東予西中学校(校舎・体育館)	国安996	4,787	2,393	0898-66-5042 FAX 66-5619	×					×	27.5	有	
		東予西中学校(グラウンド)		11,278	5,639										
	75	国安公民館(建物)	桑村127-1	551	275	0898-66-5028 FAX 66-5028	×					×	12.8	有	
	76	桑村大池公園	桑村154-2	1,388	694	なし			明				15.9		大明神川浸水想定区域付近
	77	高須公園	高田458-1	10,753	5,377	なし			新・明	×	×		2.0		
吉岡	78	吉岡小学校(校舎・体育館)	広岡116-1	2,677	1,339	0898-66-5259 FAX 66-5797	×					×	31.2	有	
		吉岡小学校(グラウンド)		5,386	2,693										
	79	吉岡公民館	上市187-2	586	293	0898-66-5258 FAX 66-5258	×					×	15.2	有	
	80	大影子供広場	安用662-1	776	388	なし							17.4		
	81	吉岡東部ふれあい公園	安用出作136-3	1,570	785	なし							15.9		
三芳	82	三芳小学校(校舎・体育館)	三芳1217	2,659	1,330	0898-66-5227 FAX 66-5793	×		明			×	15.2	有	洪水災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする
		三芳小学校(グラウンド)		3,414	1,707										
	83	三芳公民館(建物)	三芳1027-2	1,396	698	0898-66-0504 FAX 66-0190	×		明・小			×	11.0	有	洪水災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする
	84	東予北地域交流センター(建物)	三芳997	1,607	804	0898-66-4185 FAX 66-0256	×		明			×	12.0	有	洪水災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする
楠河	85	楠河小学校(校舎・体育館)	河原津甲464-1	3,746	1,873	0898-66-5024 FAX 66-5605	×		小			×	4.9	有	
		楠河小学校(グラウンド)		6,455	3,228										北川浸水想定区域付近
	86	楠河公民館(建物)	河原津甲460-1	625	312	0898-66-0238 FAX 66-0238	×		小			×	4.0	有	高潮災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする 北川浸水想定区域付近
	87	河北会館(建物)	楠甲1295-1	199	99	0898-66-2895	×					×	8.9	有	
	88	東予運動公園	河原津新田甲157	186,458	93,229	0898-66-0361 FAX 66-5595			明	×	×		1.3		
庄内	89	庄内小学校(校舎・体育館)	且之上甲618	2,350	1,175	0898-66-5255 FAX 66-5793	×					×	84.1		
		庄内小学校(グラウンド)		4,345	2,173										
	90	河北中学校(校舎・体育館)	宮之内284	5,116	531	0898-66-5044 FAX 66-5789	×					×	19.4		
		河北中学校(グラウンド)		8,681	4,341				明						テニスコート等が大明神川の浸水想定区域内
	91	庄内公民館	且之上甲292-1	550	275	0898-66-1023 FAX 66-1023	×					×	64.8	有	
	92	本谷温泉館	河之内甲494	1,479	739	0898-66-0372 FAX 66-6461	×	土				×		有	土砂災害警戒区域(土石流):212-1011 平成28年3月25日指定
	93	本谷公園	河之内甲486-1	22,687	11,344	なし									
	94	黒谷公園	黒谷乙34-41	4,700	2,350	なし									
丹原	95	丹原小学校(校舎・体育館)	丹原町池田1778-1	5,284	2,642	0898-68-7005 FAX 68-7061	×					×	17.9	有	
		丹原小学校(グラウンド)		10,441	5,221										
	96	丹原東中学校(校舎・体育館)	丹原町今井4-1	6,582	3,291	0898-68-7054 FAX 68-5035	×					×	24.4	有	
		丹原東中学校(グラウンド)		15,516	7,758										
	97	丹原高等学校(校舎・体育館)	丹原町願連寺163	7,586	3,793	0898-68-7325 FAX 68-0675	×					×	14.2	有	
		丹原高等学校(グラウンド)		16,790	8,395										
	98	丹原公民館(建物)	丹原町池田1711-1	1,000	500	0898-68-6371 FAX 68-6371	×					×	17.1	有	
	99	丹原体育館(建物)	丹原町久妙寺甲288-1	1,544	772	0898-68-5580 FAX 68-5580	×					×		有	
	100	丹原総合公園	丹原町久妙寺甲244	50,000	25,000	0898-68-5580		土							土砂災害警戒区域(土石流):323-2001 令和3年2月26日指定
	101	丹原中央公園	丹原町願連寺53番地-1	22,600	11,300	0898-68-7300									
	102	丹原農村環境改善センター(建物)	丹原町高松148	1,169	584	0898-68-3744	×		中			×	26.8	有	
	103	久妙寺児童遊園	丹原町久妙寺甲671	250	125	なし							28.9		
	104	御陣家住宅ちびっこ広場	丹原町池田1176-1	625	313	なし							28.9		
	105	池田ちびっこ広場	丹原町池田1390	250	125	なし							16.7		
	106	池田児童遊園	丹原町池田696-1	500	250	なし							13.5		
	107	南部児童遊園	丹原町田野上方276-1	874	437	なし			中				21.9		

地区	番号	施設名	所在地	延べ床またはグラウンド等面積 (㎡)	避難人員 (人)	電話番号	災害種別 (※)						海拔	指定避難所との重複	備考
							地震	土砂	洪水	高潮	津波	火災			
徳田	108	徳田小学校(校舎・体育館)	丹原町古田甲720-1	2,319	1,160	0898-68-7163 FAX 68-7194	×					×	36.9	有	
		徳田小学校(グラウンド)		4,068	2,034										
	109	徳田公民館(建物)	丹原町古田甲725-2	480	240	0898-68-7027 FAX 68-7027	×					×	36.3	有	
	110	古田新出ちびっこ広場	丹原町池田502-1	343	171	なし			新				8.2		新川浸水想定区域付近
	111	高知児童遊園	丹原町高知甲731	341	171	なし		土					32.9		土砂災害警戒区域(土石流):323-1014 平成26年3月18日指定
	112	徳能ちびっこ広場	丹原町徳能乙5-1	2,718	1,359	なし							40.6		
	113	古田ちびっこ広場	丹原町古田甲1359	230	115	なし		土					76.9		土砂災害警戒区域(土石流):323-1009-3 令和3年2月26日指定
	114	徳能出作ちびっこ広場	丹原町徳能出作156	221	111	なし							8.6		新川浸水想定区域付近
	115	田滝小学校(校舎・体育館)	丹原町高松甲2266-1	1,492	763	0898-68-7557 FAX 68-7535	×					×	148.1	有	
		田滝小学校(グラウンド)		2,378	1,189										
田野	116	田野小学校(校舎・体育館)	丹原町田野上方2098-1	1,492	746	0898-68-7548 FAX 68-7592	×					×	44.7	有	
		田野小学校(グラウンド)		5,529	2,765										
	117	田野公民館(建物)	丹原町北田野1587-5	972	486	0898-68-7501 FAX 68-7501	×					×	47.5	有	
	118	丹原文化会館(建物)	丹原町田野上方2131-1	4,503	2,251	0898-68-3555 FAX 68-3571	×					×	39.6	有	
		丹原文化会館(駐車場)		20,156	10,078										
	119	川根東児童遊園	丹原町川根甲377	200	100	なし		土					120.7		土砂災害警戒区域(土石流):323-1008a、323-1008b 平成28年3月1日指定
	120	川根西児童遊園	丹原町川根甲951	225	113	なし		土					134.7		土砂災害警戒区域(土石流):323-1007 平成28年3月1日指定
	121	高松児童遊園	丹原町高松甲2208-4地先	280	140	なし							83.0		
	122	田野市原児童遊園	丹原町田野上方1792-1	900	450	なし			中				32.6		
中川	123	中川小学校(校舎・体育館)	丹原町来見1-122	3,443	1,722	0898-73-2301 FAX 73-2379	×					×	72.2	有	
		中川小学校(グラウンド)		5,470	2,735										
	124	丹原西中学校(校舎・体育館)	丹原町来見甲15-1	5,058	2,529	0898-73-2302 FAX 73-2161	×					×	82.3	有	
		丹原西中学校(グラウンド)		13,099	6,550										
	125	中川公民館(建物)	丹原町石経847-1	616	308	0898-73-2200 FAX 73-2200	×					×	58.7	有	
	126	丹原B&G海洋センター(建物)	丹原町志川甲12-1	1,485	727	0898-75-3933 FAX 75-3937	×	土	中			×	54.6	有	洪水災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする 土砂災害警戒区域(土石流):323-1017、323-2003 令和3年2月26日指定
	127	関屋児童遊園	丹原町関屋甲369-3	800	400	なし		土					173.7		土砂災害警戒区域(土石流):323-1043-2 令和3年2月26日指定
	128	石経児童遊園	丹原町石経930	450	225	なし							69.8		
	129	来見児童遊園	丹原町来見甲714	500	250	なし							69.5		
	130	志川ちびっこ広場	丹原町志川甲885	75	38	なし		土					67.1		土砂災害警戒区域(急傾斜地):323-1018 平成28年3月1日指定
桜樹	131	(旧)鞍瀬小学校	丹原町鞍瀬甲382-1	2,288	1,144	なし		急							土砂災害警戒区域(急傾斜地):323-1-17(2) 平成28年3月1日指定
	132	白坂ちびっこ広場	丹原町白坂丙135	80	40	なし		土							土砂災害警戒区域(土石流):323-1036 平成30年3月16日指定
	133	高座集会所(建物)	丹原町鞍瀬甲844	409	204	なし	×					×			
小松	134	小松小学校(校舎・体育館)	小松町新屋敷甲280-1	5,455	2,728	0898-72-2704 FAX 72-3170	×					×	18.7	有	
		小松小学校(グラウンド)		7,282	3,641										
	135	小松中学校(校舎・体育館)	小松町南川甲208	6,698	3,349	0898-72-2744 FAX 72-3587	×					×	17.2	有	
		小松中学校(グラウンド)		14,666	7,333										
	136	小松高等学校(校舎・体育館)	小松町新屋敷乙42-1	8,182	4,091	0898-72-2731 FAX 72-3669	×					×	43.9	有	
		小松高等学校(グラウンド)		28,623	14,311										
	137	小松公民館(建物)	小松町新屋敷甲3008	1,919	959	0898-72-2631 FAX 72-2631	×					×	24.5	有	
		小松公民館(駐車場)		1,517	759										
	138	小松地域福祉センター(建物)	小松町新屋敷乙48-1	1,905	952	0898-72-6363 FAX 72-6555	×					×	25.9	有	
	139	椿交流館(建物)	小松町新屋敷乙22-29	1,718	859	0898-76-3511 FAX 76-3512							117.8	有	
	140	小松幼稚園グラウンド	小松町新屋敷甲2210-1	1,700	850	0898-72-2702 FAX 72-2702							16.1		
	141	小松東保育所グラウンド	小松町新屋敷甲3009-1	2,750	1,375	0898-72-2305 FAX 72-2305							26.3		
	142	小松中央公園	小松町新屋敷甲2427	14,151	7,075	0898-72-5128							53.4		
	143	北川農村公園	小松町北川286-1	704	352	なし			中				11.1		

地区	番号	施設名	所在地	延べ床またはグラウンド等面積(m ²)	避難人員(人)	電話番号	災害種別(※)						海拔	指定避難所との重複	備考
							地震	土砂	洪水	高潮	津波	火災			
石根	144	石根小学校(校舎・体育館)	小松町大頭甲262-1	3,338	1,669	0898-72-2920 FAX 72-3142	×					×	29.6	有	
		石根小学校(グラウンド)		6,700	3,350										
	145	石根公民館	小松町大頭甲1048-1	1,436	718	0898-72-2620 FAX 72-2625	×		中			×	28.3	有	洪水災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする
		石根公民館(駐車場)		2,419	1,210										
	146	小松体育館	小松町妙口甲34-1	1,455	727	0898-72-5327	×					×	24.1	有	
	147	小松武道館	小松町妙口甲29-2	759	379	なし	×					×	22.8	有	
	148	石根ふれあい公園	小松町大頭甲614	7,000	3,500	なし							34.5		
	149	妙口上児童遊園	小松町妙口甲721-1	905	453	なし			妙						
	合計			1,394,013	694,985										

※災害種別について

- 土砂災害は災害の種類（急：急傾斜地危険箇所、土：土石流危険渓流箇所、地：地すべり危険箇所）
- 洪水は加茂川、中山川、渦井川、大曲川、新川、室川、界谷川、大明神川、北川、崩口川、大日川、妙谷川、一ツ橋川、小向川浸水想定区域（加：加茂川、中：中山川、渦：渦井川、曲：大曲川、新：新川、室：室川、界：界谷川、明：大明神川、北：北川、崩：崩口川、日：大日川、妙：妙谷川、一：一ツ橋川、小：小向川）
加茂川、中山川、渦井川は想定最大規模（1000年に1回程度起こる規模）
他河川は計画規模（50年に1回程度起こる規模）
- 津波は愛媛県地震被害想定調査（H25）の津波浸水想定区域（×は浸水想定該当箇所）
- 反転表示されている番号の避難場所は、津波浸水予想図における浸水区域もしくは、孤立が想定される箇所を示す。

○市指定避難所一覧

地区	番号	施設			延べ床面積 (㎡)	収容人員 (人)	建築年月日 及び構造	海拔 (m)	電話番号	備考
		名称	所在地	施設名						
玉津	1	玉津小学校	玉津200-1	北校舎	1,382	276	S56. 3 RC 3階建	2.5	0897-56-3161 FAX 56-3340	
				南校舎	1,990	398	S41. 7 RC 3階建			
				校舎(増築)	1,229	245	H27.3 R、W 2階建			
				体育館	612	122	S49. 3 S 2階建			
	2	西条東中学校	下島山甲865	体育館	1,480	296	S47. 3 S 2階建	7.2	0897-56-2653 FAX 56-3525	
				北校舎	2,636	527	S54. 3 RC 4階建			
				南校舎	1,652	330	S59. 2 RC 3階建			
	3	玉津公民館	玉津238-1		950	190	(H15. 3) S 2階建	2.7	0897-56-5191 FAX 53-9013	
	4	総合体育館	ひうち1-2	体育館	7,170	1,434	S61. 2 SRC 2階建	3.6	0897-53-3006	
				弓道場	193	39	S61. 2 SR 1階建			
	5	ひうち体育館	ひうち1-3		1,464	293	S58. 7 RC 2階建	3.8	0897-53-3357	
	6	西条市地域創生センター	ひうち1-16		2,121	424	H5. 8 RC 4階建	4.3	0897-52-5156 FAX47-5153	
	7	西条市生涯学習の館	天神1-205		964	193	H7. 3 RC 2階建	3.8	0897-53-8686 FAX 63-8687	
飯岡	8	飯岡小学校	飯岡2124	北校舎	2,621	524	S48. 3. 31 RC 4階建	30.2	0897-56-2119 FAX 56-3430	
				南校舎	1,533	306	S56. 3 RC 4階建			
				体育館	1,459	292	S51. 3 S 1階建			
	9	飯岡公民館	飯岡2171-2		875	175	(H11. 10) SR 2階建	30.9	0897-56-2118 FAX 56-9014	
	10	西条東部地域交流センター	飯岡550		595	119	H2. 3 RC 1階建	65.0	0897-55-3961 FAX 55-3961	
西条	11	西条小学校	神拝乙112	北校舎	2,515	503	S46. 3 RC 3階建	1.6	0897-56-3117 FAX 56-3070	
				南校舎	1,810	362	H2. 3 RC 3階建			
				屋内運動場	725	145	S52. 3 SC 2階建			
				普通特別教室棟	672	134	H21. 3 W 2階建			
				ことばの教室	200	50	H20.2 W 1階建			
	12	西条北中学校	朔日市400-1	体育館	1,742	348	H29.10 W 2階建	2.2	0897-56-0170 FAX 56-3707	
				柔剣道場	459	92	H4. 1 S 1階建			
				西校舎	1,720	344	S56. 3 RC 4階建			
				東校舎	3,793	759	S52. 3 RC 4階建			
	13	西条高等学校	明屋敷234	理科教棟	1,139	228	S40.2 RC 3階建	3.0	0897-56-2030 FAX 56-2059	
				商業教棟	1,023	205	S45.7 RC 4階建			
				本館	3,098	620	S48. 3 RC 4階建			
				普通教棟	3,251	650	S52.9 RC 4階建			
				芸術教棟	641	128	S60.3 RC 3階建			
				体育館	1,696	339	H27.2 RC 2階建			
				卓球場	165	33	S42.8 木造平屋			
				格技場	378	76	S53. 3 鉄骨造平屋			
	14	西条公民館	新田218-21		1,000	200	H17. 3 SR 2階建	1.4	0897-52-1264 FAX 52-1268	
	15	ひと・夢・未来創造拠点 複合施設(SAIJO BASE)	明屋敷131-2		3,470	694	S59.8 RC 2階建	1.9	0897-47-6063	

地区	番号	施設			延べ床面積 (㎡)	収容人員 (人)	建築年月日 及び構造	海拔 (m)	電話番号	備考
		名称	所在地	施設名						
神 拝	16	神拝小学校	神拝甲427	本校舎	3,754	751	S50. 3 RC 4階建	2.5	0897-56-3107 FAX 56-3266	
				西校舎	520	104	S57. 3 RC 4階建			
				体育館	945	189	S53. 3 S 1階建			
				南校舎	1,737	347	H17. 2 RC 3階建			
	17	神拝公民館	喜多川351-1		1,139	228	H6. 3 RC 2階建	2.4	0897-53-6946 FAX 53-9011	
大 町	18	総合文化会館	神拝甲79-4		8,120	1,624	H7. 10 SRC 2階建	4.2	0897-53-5500 FAX 53-5566	
	19	総合福祉センター	神拝甲324-2		8,064	1,613	H16.9 SR 3階建	3.3	0897-55-0294 FAX 52-1293	
	20	大町小学校	大町992-2	南校舎	3,781	756	S54. 3 RC 4階建	5.3	0897-56-2114 FAX 56-3270	
				北校舎	1,492	298	S40. 3 RC 3階建			
				体育館	945	189	S54.3 S 1階建			
	21	西条南中学校	大町1120	本校舎	5,138	1,028	S43. 1 RC 4階建	7.3	0897-56-0380 FAX 56-3620	
				体育館	1,753	351	H30.10 W 2階建			
				柔剣道場	474	95	H3.2 S 2階建			
	22	西条農業高等学校	福武甲2093	本館	2,537	507	S48. 3 RC 4階建	11.6	0897-56-3611 FAX 56-3613	
				第二教棟	2,868	574	S40.2 RC 3階建			
				特別教棟	1,584	317	S58. 3 RC 3階建			
				造園教棟	881	176	S43. 6 RC 3階建			
				農業教棟	1,553	231	S47.3 RC 4階建			
				林業教棟	1,060	212	S63.3 RC 3階建			
				体育館	1,459	292	H14.3 RC 3階建			
				第二体育館	298	60	T9.6 木造平屋			
				武道場	337	67	S48. 3 鉄骨造平屋			
	23	東部ウイングサポートセンター	大町68-6		654	131	S51.3 RC 2階建	5.9	0897-56-8114 FAX 56-8186	
	24	大町公民館	大町225-10		1,126	225	H22. 4 S 2階建	4.6	0897-56-3835 FAX 53-9012	
神 戸	25	神戸小学校	洲之内甲200	校舎	2,926	585	S54. 2 RC 4階建	5.5	0897-56-2744 FAX 56-3488	
				体育館	540	108	S48.1 S 1階建			
	26	神戸公民館	中野甲566-4		634	127	H5.3 S 2階建	6.4	0897-56-2160 FAX 53-9015	
禎 瑞	27	禎瑞小学校	禎瑞1829	本校舎	1,140	228	S54. 2 RC 3階建	0.9	0897-57-9280 FAX 57-6088	
				特別教室棟	805	161	H3.3 SC 3階建			
				体育館	532	106	S56.3 SC 2階建			
橘	28	禎瑞公民館	禎瑞1829		428	86	S54.12 RC 2階建	1.1	0897-57-7274 FAX 57-6222	
	29	橘小学校	西泉乙417	校舎	1,850	370	S55.2 RC 4階建	11.9	0897-57-9845 FAX 57-6080	
				体育館	532	106	S55.2 S 1階建			
氷 見	30	橘公民館	檜木54-1		655	131	H17. 3 SR 2階建	6.8	0897-57-9543 FAX 57-6221	
	31	氷見小学校	氷見乙1143-2	校舎	2,656	531	S54. 3 RC 4階建	21.8	0897-57-9844 FAX 57-6233	
				体育館	532	106	S54. 1 S 1階建			
	32	西条西中学校	氷見乙558	体育館	1,546	309	R1.12 W 2階建	4.2	0897-57-9434 FAX 57-6123	
				本校舎	2,632	526	S53. 3 RC 4階建			
				特別教室等	695	139	S58. 3 RC 2階建			
				柔剣道場	454	91	H7. 3 S 1階建			
	33	氷見公民館	氷見乙1120-2		867	173	H31.3 S 2階建	20.6	0897-57-9100 FAX 57-6223	
	34	西条西部体育館	氷見乙601		1,391	278	S62. 3 RC 2階建	4.9	0897-57-9383 FAX 57-9648	
	35	西条市スポーツコミュニティーセンター	氷見乙601		506	101	H22.11 RC 2階建	4.8	0897-57-9383 FAX 57-9648	
	36	西条西部地域交流センター	氷見西新開59		1,298	260	H5. 4 S 1階建	3.1	0897-57-6061 FAX 57-6061	

地区	番号	施設			延べ床面積 (㎡)	収容人員 (人)	建築年月日 及び構造	海抜 (m)	電話番号	備考
		名称	所在地	施設名						
加茂	37	加茂公民館	荒川2号185		1,089	222	S48. 3 RC 2階建		0897-58-0001 FAX 58-0234	
大保木	38	大保木公民館	中奥1号45		541	108	H18. 3 木造 1階建		0897-59-0226 FAX 59-0138	
	39	石鎚ふれあいの里	中奥1号25-1		1,019	218	S27. 1 木造 2階建		0897-59-0203 FAX 59-0203	
周布	40	周布小学校	周布1521	管理普通特別教室棟	2,935	587	S61. 3 RC 3階建	10.1	0898-68-7116 FAX 68-7124	
				屋内運動場	894	179	H10. 3 RC 1階建			
	41	東予東中学校	周布160	屋内運動場	1,478	295	S47. 2 RC2階建	6.1	0898-64-2132 FAX 64-2161	
				管理特別教室棟	2,179	436	S45. 12 RC3階建			
				図書室棟	251	50	S46. 3 RC2階建			
				普通教室棟1	1,478	296	S45. 3 RC3階建			
				普通教室棟2	1,306	261	S45. 12 RC3階建			
				武道場	162	32	S48. 3 S1階建			
	42	東予高等学校	周布650	本館教棟	2,355	471	H23.3 RC4階建	6.1	0898-64-2119 FAX 64-4112	
				電気システム科教棟	718	144	S52.6 RC3階建			
				土木教棟	540	108	S48.3 RC2階建			
				建築教棟	1,080	216	S49.7 RC2階建			
				電気システム科教棟	1,770	354	H6.3 RC3階建			
				機械科教棟	1,805	361	H9.3 RC2階建			
吉井	43	周布公民館	周布1281-1		452	90	S52. 7 RC 2階建	9.4	0898-68-7030 FAX 63-7030	
	44	東予総合福祉センター	周布606-1		3,633	727	H10. 1 SRC 2階建	4.5	0898-64-2600 FAX 64-1156	
	45	吉井小学校	玉之江235-1	管理普通特別教室棟	2,865	573	H3. 3 RC 2階建	5.1	0898-64-3080 FAX 64-3085	
	46	吉井公民館	玉之江235-2		457	91	S52.1 RC 1階建	5.1	0898-64-3001 FAX 64-3001	
	47	東予南地域交流センター	石田402-1		1,855	371	S53. 2 RC 2階建	5.6	0898-65-6680 FAX 65-6682	
多賀	48	多賀小学校	北条1504	管理特別教室棟	1,667	333	H16.3 木造	1.9	0898-64-3080 FAX 64-3085	
				普通教室棟	1,368	274	S58. 3 RC 3階建		0898-64-2042 FAX 64-2513	
				屋内運動場	682	136	S54. 3 RC 2階建			
	49	多賀公民館	北条654-1		511	102	S55. 3 RC 2階建	2.4	0898-64-2083 FAX 64-2083	
	50	北条新田会館	北条1397-13		130	26	S58. 3 RC 2階建	1.3	0898-64-5560	
	51	東予体育館	周布396		3,538	708	S58. 3 RC 2階建	2.7	0898-65-5546 FAX 65-4405	
	52	中央公民館	周布401-1		2,305	461	S55.8 RC 2階建	4.0	0898-65-4030 FAX 65-4032	
壬生川	53	壬生川小学校	壬生川425-2	管理特別教室棟	2,441	488	S58. 3 RC 3階建	2.1	0898-64-2022 FAX 64-2096	
				普通教室棟	1,105	221	S60. 3 RC 3階建			
				特別教室棟	455	91	S60. 3 RC 1階建			
				屋内運動場	840	168	S60. 3 RC 1階建			
	54	壬生川公民館	壬生川200		780	156	H3. 3 RC 2階建	2.1	0898-64-2202 FAX 64-2202	
	55	北星会館	壬生川682-1		199	40	S50. 3 RC 2階建	1.6	0898-64-0321	

地区	番号	施設			延べ床面積 (㎡)	収容人員 (人)	建築年月日 及び構造	海拔 (m)	電話番号	備考
		名称	所在地	施設名						
国安	56	国安小学校	桑村131	管理普通教室棟	3,536	707	S57. 3 RC 3階建	13.4	0898-66-5181 FAX 66-5792	
				屋内運動場	840	168	H1.3 RC 1階建			
	57	東予西中学校	国安996	屋内運動場	830	144	S41.3 SW 1階建	27.5	0898-66-5042 FAX 66-5619	
				管理普通教室棟	2,280	456	H2.3 RC 2階建			
				特別教室棟(西)	264	53	H2.3 RC 1階建			
				特別教室棟(東)	1,206	241	H2.3 RC 3階建			
	58	国安公民館	桑村127-1		551	110	S55.1 RC 1階建	12.8	0898-66-5028 FAX 66-5028	
							S59. 3 RC 2階建			
吉岡	59	新市会館	新市639-3		130	26	S50 RC 2階建	18.5	0898-66-0670	
	60	吉岡小学校	広岡116-1	管理普通特別教室棟	2,140	428	H4. 3 RC 2階建		0898-66-5259 FAX 66-5797	
				屋内運動場	537	107	S53. 1 S 1階建			
三芳	61	吉岡公民館	上市187-2		586	117	H6. 3 RC 2階建	31.5	0898-66-5258 FAX 66-5258	
	62	三芳小学校	三芳1217	管理普通特別教室棟	2,140	428	S62. 3 RC 3階建	15.2	0898-66-5227 FAX 66-5793	
				屋内運動場	519	104	S48. 3 SR 1階建			
	63	三芳公民館	三芳1027-2		1,396	279	H2. 6 RC 2階建	11.0	0898-66-0504 FAX 66-0504	
楠河	64	東予北地域交流センター	三芳997		1,607	321	H12. 3. 31 RC 2階	12.0	0898-66-4185 FAX 66-0256	
	65	楠河小学校	河原津甲464-1	管理普通教室棟	2,180	436	S58. 3 RC 3階建	4.9	0898-66-5024 FAX 66-5605	
				特別教室棟	1,016	203	S51. 1 RC 2階建			
				屋内運動場	550	110	S46. 3 S 1階建			
	66	楠河公民館	河原津甲460-1	楠河公民館	625	125	H7. 3 RC 2階建	4.0	0898-66-0238 FAX 66-0238	
	67	河北会館	楠甲1295-1	河北会館	199	40	S51. 3 RC 2階建	8.9	0898-66-2895	
庄内	68	庄内小学校	旦之上甲618	管理普通特別教室棟	1,796	359	S56. 3 RC 3階建	84.1	0898-66-5255 FAX 66-5793	
				屋内運動場	554	111	S56. 3 RC 1階建			
	69	河北中学校	宮之内284	屋内運動場	1,107	221	S59. 3 RC 2階建	19.4	0898-66-5044 FAX 66-5789	
				管理普通教室棟	3,804	761	S63. 3 RC 3階建			
				武道場	205	41	S53. 11 RC 1階建			
	70	庄内公民館	旦之上甲292-1		550	110	H5. 3 RC 2階建	64.8	0898-66-1023 FAX 66-1023	
	71	本谷温泉館	河之内甲494		1,479	296	H6. 3 RC 2階建		0898-66-0372 FAX 66-6461	

地区	番号	施設			延べ床面積 (㎡)	収容人員 (人)	建築年月日 及び構造	海拔 (m)	電話番号	備考
		名称	所在地	施設名						
丹原	72	丹原小学校	丹原町池田1778-1	校舎	3,406	681	S52. 2 SRC 3階建	17.9	0898-68-7005 FAX 68-7061	
				体育館	1,376	275	S52. 2 SR 2階建			
				特別教室	502	100	S56. 3 SR 3階建			
	73	丹原東中学校	丹原町今井4-1	校舎	3,603	721	H9. 3 SRC 3階建	24.4	0898-68-7054 FAX 68-5035	
				体育館	1,378	275	H10. 3 SRC 2階建			
				特別教室棟	1,331	266	H10. 3 SRC 2階建			
				武道場	270	54	S56. 3 S 1階建			
	74	丹原高等学校	丹原町願連寺163	本館	3,100	620	S48.3 RC4階建	14.2	0898-68-7325 FAX 68-0675	
				第2教棟	2,802	560	S54.3 RC4階建			
				体育館	1,334	267	S55.8 S1階建			
				武道場	350	70	S57.3 S1階建			
75	丹原公民館	丹原町池田1711-1		1,000	200	H20.3 S2階建	17.1	0898-68-6371 FAX 68-6371		
76	丹原体育館	丹原町久妙寺甲288-1		1,544	309	S61. 4. 30 SRC 1階建	27.2	0898-68-5580 FAX 68-5580		
77	丹原農村環境改善センター	丹原町高松148		1,169	234	S59. 7. 20 SRC 2階建	26.8	0898-68-3744		
徳田	78	徳田小学校	丹原町古田甲720-1	校舎	1,776	355	S55. 3 RC 3階建	36.9	0898-68-7163 FAX 68-7194	
				体育館	543	109	S55. 3 S 1階建			
	79	徳田公民館	丹原町古田甲725-2		480	96	S57. 3 RC 2階建	36.3	0898-68-7027 FAX 68-7027	
	80	田滝小学校	丹原町高松甲2266-1	校舎	952	190	H1. 2 SRC 2階建	148.1	0898-68-7557 FAX 68-7535	
体育館				540	108	H1. 2 RC 1階建				
田野	81	田野小学校	丹原町田野上方2098-1	校舎	2,327	465	S60.3 SRC 3階建	44.7	0898-68-7548 FAX 68-7592	
				体育館	825	165	H8.2 SRC 1階建			
	82	田野公民館	丹原町北田野1587-5		563	113	H16. 3 RC 2階	47.5	0898-68-7501 FAX 68-7501	
				409	82	S56.3 RC 2階				
83	丹原文化会館	丹原町田野上方2131-1		4,503	901	H5.3.31 SRC 4階建	39.6	0898-68-3555 FAX 68-3571		
中川	84	中川小学校	丹原町来見1-122	校舎	2,579	515	S59.3 RC 3階建	72.2	0898-73-2301 FAX 73-2379	
				体育館	864	173	S59.3 SRC 1階建			
	85	丹原西中学校	丹原町来見甲15-1	校舎	3,585	717	H12.3.31 RC 3階建	82.3	0898-73-2302 FAX 73-2161	
				体育館	1,083	217	H12.3.31 RC 3階建			
				地域連携施設	176	35	H12.3.31 RC 1階建			
				武道場	214	43	H12.3.31 RC 1階建			
	86	中川公民館	丹原町石経847-1		616	123	S57.3.20 RC 2階建	58.7	0898-73-2200 FAX 73-2200	
87	丹原B&G海洋センター	丹原町志川甲12-1		1,485	297	H6.6.10 SRC 2階建	54.6	0898-75-3933 FAX 75-3937		
桜樹	88	桜樹公民館	丹原町鞍瀬甲344		456	91	S58.3.20 RC 2階建		0898-73-2505 FAX 73-2505	

地区	番号	施設			延べ床面積 (㎡)	収容人員 (人)	建築年月日 及び構造	海拔 (m)	電話番号	備考
		名称	所在地	施設名						
小松	89	小松小学校	小松町新屋敷甲280-1	校舎	4,433	887	S55.3 RC 3階		0898-72-2704 FAX 72-3170	
				屋内運動場	1,022	204	S55.3 RC 1階			
	90	小松中学校	小松町南川甲208	校舎	3,685	737	H16. 3 SR 3階建		0898-72-2744 FAX 72-3587	
				屋内運動場	1,631	326	H17. 3 RC 2階建			
				特別教室棟	1,382	276	H3. 3 RC 2階建			
	91	小松高等学校	小松町新屋敷乙42-1	第一教棟-1	1,557	311	S48.3 RC 4階建	43.9	0898-72-2731 FAX 72-3669	
				第一教棟-2	1,059	212	S49.7 RC 4階建			
				第二教棟-1	2,059	412	S52.6 RC 4階建			
				第二教棟-2	684	137	S54.1 RC 4階建			
				第三教棟	825	165	S58.3 RC 3階建			
				武道場	355	71	S45.12 S 1階建			
				屋内運動場	1,643	328	H15.3 RC 2階建			
	92	小松公民館	小松町新屋敷甲3008		1,919	384	S54.3.31 RC 2階建	24.5	0898-72-2631 FAX 72-2631	
	93	小松地域福祉センター	小松町新屋敷乙48-1		1,905	381	H8.5 RC 1階建	25.9	0898-72-6363 FAX 72-6555	
	94	椿交流館	小松町新屋敷乙22-29		1,718	344	H15. 12 RC 1階	117.8	0898-76-3511 FAX 76-3512	
石根	95	石根小学校	小松町大頭甲262-1	校舎	2,635	527	S57.3 SR 3階建	29.6	0898-72-2920 FAX 72-3142	
				屋内運動場	703	141	S55.2 S 1階建			
	96	石根公民館	小松町大頭甲1048-1		405	81	H20.3 木造1階	28.3	0898-72-2620 FAX 72-2625	
			小松町大頭甲1045-1		1,031	206	S57.1.31 RC 2階建	28.4		
	97	小松体育館	小松町妙口甲34-1		1,455	291	S54. 2 S造 2階	24.1	0898-72-5327	
	98	小松武道館	小松町妙口甲29-2		759	152	S58. 4 RC 1階	22.8	なし	
合計					298,149	59,550				

※ 反転表示されている番号の避難場所は、津波浸水予想図における浸水区域、もしくは孤立が想定される箇所を示す。

○福祉避難所一覧

(市有施設)

No.	施設名	所在地	電話番号
1	総合福祉センター	〒793-0041 西条市神拝 324-2	0897-55-0297 F A X 52-1293
2	東予総合福祉センター	〒799-1371 西条市周布 606-1	0897-64-2600 F A X 64-1156
3	小松地域福祉センター	〒799-1101 西条市小松町新屋敷乙 48-1	0898-72-6363 F A X 72-6555
4	西条東部地域交流センター	〒793-0010 西条市飯岡 550	0897-55-3961 F A X 55-3961
5	西条西部地域交流センター	〒793-0072 西条市氷見西新開 59	0897-57-6061 F A X 57-6061
6	東予南地域交流センター	〒799-1364 西条市石田 402-1	0898-65-6680 F A X 65-6682
7	東予北地域交流センター	〒799-1301 西条市三芳 997	0898-66-4185 F A X 66-0256

(社会福祉法人施設)

No.	法人名	区分	法人所在地	施設名
1	社会福祉法人あおい会	障害者	西条市古川甲 118	星の里
2	社会福祉法人いしづち会	障害者	西条市丹原町高松甲 1887-2	西条福祉園
3	社会福祉法人恩賜財団済生会	高齢者	西条市朔日市 269-1	いしづち苑
4	社会福祉法人回生会	高齢者	西条市飯岡 3383	福武荘 伊予千寿苑
5	社会福祉法人亀天会	高齢者	西条市三芳 1535-1	亀天荘 大師苑
6	社会福祉法人光明会	高齢者	西条市大町 736-1	せせらぎ
7	社会福祉法人潤和会	高齢者	西条市周布 326	なごみ
8	社会福祉法人聖風会	高齢者 障害者	西条市氷見丙 195	ていずい 道前育成園 東予学園 光風館 光風館 氷見の里 道前荘
9	社会福祉法人丹原福祉園	高齢者	西条市丹原町今井 457-1	ル・ソレイユ
10	社会福祉法人同心会	高齢者	西条市朔日市 892-25	ついたちの里
11	社会福祉法人白鳥会	障害者	西条市三芳 1839-5	東予希望の家

(医療法人施設)

No.	法人名	区分	法人所在地	施設名
1	医療法人愛寿会	高齢者	西条市福武甲 158-1	ゆるぎ荘
2	医療法人弘仁会	高齢者	西条市三津屋南 9-10	あすか
3	医療法人倬清会	高齢者	西条市小松町新屋敷甲 2385-1	リハ・クリネ
4	医療法人北辰会	高齢者	西条市小松町妙口甲 1521	まなべ
5	医療法人門の内会	高齢者	西条市周布 331-1	コスモス

(社会医療法人施設)

No.	法人名	区分	法人所在地	施設名
1	社会医療法人社団更生会	高齢者	西条市大町 739	水都苑

(その他法人施設)

No.	法人名	区分	法人所在地	施設名
1	有限会社 あさひ	高齢者	西条市神拝乙 35-5	たまつ

○水防資機材一覧

(令和6年4月1日現在)

品名	倉庫名	単位	本部水防倉庫	西署水防倉庫	榎瑞水防 用資材庫	楠河防災倉庫	中央水防倉庫
ビニール土のう		枚	50,000	20,000	0	1,800	9,500
袋							
麻袋		〃	0	0	0	0	0
かます		〃	0	0	0	170	0
杭・丸太	1 m	本	1,500	0	0	50	50
	2 m	〃	2,000	0	2,000	50	50
	3 m	〃	250	0	0	0	0
	4 m	〃	0	0	0	0	0
	5 m	〃	0	0	0	0	0
縄		巻	0	0	0	0	0
ロープ		本	0	0	0	5	1
釘		kg	0	0	0	0	0
かすがい		本	0	0	0	0	0
つるはし		丁	5	1	0	1	2
剣先スコップ		〃	50	24	0	2	16
角スコップ		〃	50	2	0	0	2
くわ		〃	5	7	0	0	6
雁爪		〃	0	6	0	0	0
じょれん		〃	20	2	0	0	0
掛矢		〃	10	0	0	10	35
ハンマー		〃	10	0	0	0	11
大ハンマー		〃	0	0	0	0	0
ベンチ		〃	5	0	0	0	5
チェンソー		台	0	7	0	4	8
鎌		丁	5	0	0	2	34
鋸		〃	25	0	0	0	10
おの・なた		〃	5	0	0	5	9
羽口		〃	10	0	0	4	80
クリッパー		〃	15	0	0	0	5
ざるかご		ケ	0	0	0	0	0
照明灯		〃	0	0	0	10	5
発電機		台	0	0	0	5	3
マイク		〃	0	0	0	0	3
水防マット		組	10	0	0	0	0
防水シート		枚	0	0	0	50	50
防水マット用塩ビ管		本	3	0	0	0	0
たたみ		〃	0	0	0	0	0
手蓑		ケ	0	0	0	0	0
一輪車		台	0	0	0	0	0
鋼杭		本	100	0	0	0	15
ヘルメット		ケ	50	0	0	0	0
雨具		着	30	9	0	0	0
大型土のう		袋	50	50	0	0	0
しの			20	1	0	0	30
おいこ			0	0	0	0	9
サイル			0	0	0	0	10
はしこ			0	0	0	0	0
コードリール			0	0	0	6	14
懐中電灯			0	0	0	0	30
がんりき			0	0	0	0	0
バール			0	0	0	0	0
強力ライト			0	0	0	0	0
鉄線		kg	600	0	0	14	8
砂		m ³	10	15	0	0	0
土のう		袋	3,000	2,000	0	0	300
その他の備品						10 t ジャッキ 5 脚 組立 10 式リヤ カー 3 タンカ 10 組立 式トイ レ	ガソリン 缶 1 ビニール 缶 5

倉庫名 品名	単位	吉井水防 倉庫	吉田水防 倉庫	国安水防 倉庫	旦之上水 防倉庫	田野上方 水防倉庫	石経水防 倉庫
ビニール土のう 袋	枚	2,200	1,800	1,800	1,900	2,000	2,000
麻袋	〃	0	0	20	0	0	0
かます	〃	20	0	0	0	0	0
杭・丸太 1 m	本	70	70	100	450	80	100
〃 2 m	〃	150	200	250	200	130	100
〃 3 m	〃	0	20	100	200	100	0
〃 4 m	〃	0	10	20	0	0	0
〃 5 m	〃	30	40	30	0	0	0
縄	巻	1	1	29	4	0	0
ロープ	本	1	0	0	0	0	0
釘	kg	0	0	0	0	0	0
かすがい	本	0	0	0	0	0	0
つるはし	丁	0	0	5	0	0	0
剣先スコップ	〃	6	4	4	19	0	0
角スコップ	〃	2	0	0	0	2	10
くわ	〃	0	5	2	8	0	0
雁爪	〃	0	0	0	0	0	0
じょれん	〃	0	2	2	0	2	3
掛矢	〃	15	20	10	10	1	2
ハンマー	〃	0	0	0	0	0	1
大ハンマー	〃	0	0	0	0	0	0
ペンチ	〃	0	2	0	0	0	0
チェーンソー	台	0	0	0	0	0	0
鎌	丁	2	13	1	8	0	0
鋸	〃	0	4	1	8	0	0
おの・なた	〃	0	0	0	0	0	0
羽口	〃	5	10	0	0	0	0
クリッパー	〃	1	0	0	0	1	2
ざるかご	ケ	0	0	0	0	0	0
照明灯	〃	0	0	0	0	0	0
発電機	台	0	0	0	0	0	0
マイク	〃	0	0	0	0	0	0
水防マット	組	0	0	0	0	0	0
防水シート	枚	0	0	0	0	0	0
防水マット用塩ビ 管	本	0	0	0	0	0	0
たたみ	〃	0	0	0	0	100	30
手蓑	ケ	0	0	0	0	0	0
一輪車	台	0	0	0	0	0	0
鋼杭	本	20	40	0	0	0	0
ヘルメット	ケ	0	0	0	0	0	0
雨具	着	0	0	0	0	0	0
大型土のう	袋	0	0	0	0	0	0
しの		0	0	0	0	0	0
おいこ		0	0	0	0	0	0
ザイル		0	0	0	0	0	0
はしご		0	0	0	0	0	0
コードリール		0	0	0	0	0	0
懐中電灯		0	0	0	0	0	0
がんりき		0	0	0	0	0	0
パール		0	0	0	0	0	0
強力ライト		0	0	0	0	0	0
鉄線	kg	3	5	3	5	0	0
砂	m³	0	0	2	6	3	0
土のう	袋	50	100	50	50	50	50
その他の備品							

倉庫名 品名	単位	関屋水防 倉庫	丹原水防 倉庫	北田野水 防倉庫	小松水防 倉庫	石根水防 倉庫	総合計
ビニール土のう 袋	枚	2,000	11,600	2,000	11,200	8,000	127,800
麻袋	〃	0	0	0	30	0	50
かます	〃	0	0	0	10	70	270
杭・丸太 1 m	本	100	100	80	45	340	3,135
〃 2 m	〃	30	80	150	500	800	6,696
〃 3 m	〃	100	2	0	0	0	772
〃 4 m	〃	30	0	20	0	0	80
〃 5 m	〃	0	0	0	0	0	100
縄	巻	0	0	0	3	0	38
ロープ	本	0	0	0	1	0	8
釘	kg	0	0	0	2	0	2
かすがい	本	0	0	0	0	0	0
つるはし	丁	0	15	0	14	0	43
剣先スコップ	〃	0	20	0	20	20	185
角スコップ	〃	0	35	2	0	0	105
くわ	〃	0	15	0	3	9	60
雁爪	〃	0	8	0	1	0	15
じょれん	〃	0	20	0	66	13	130
掛矢	〃	0	10	1	10	5	139
ハンマー	〃	0	4	1	10	2	40
大ハンマー	〃	0	1	0	0	0	1
ペンチ	〃	0	0	0	3	2	17
チェンソー	台	0	0	0	0	0	19
鎌	丁	0	20	0	29	11	125
鋸	〃	0	8	0	10	0	66
おの・なた	〃	0	0	0	10	5	34
羽口	〃	0	5	0	47	5	166
クリッパー	〃	0	10	2	0	1	37
ざるかご	ケ	0	0	0	0	0	0
照明灯	〃	0	0	0	0	0	15
発電機	台	0	1	0	0	0	9
マイク	〃	0	0	0	0	0	3
水防マット	組	0	0	0	0	0	10
防水シート	枚	0	0	0	1	0	101
防水マット用塩 ビ管	本	0	0	0	0	0	3
たたみ	〃	20	23	15	0	0	188
手囊	ケ	0	0	0	0	0	0
一輪車	台	0	4	0	0	0	4
鋼杭	本	0	0	0	0	0	193
ヘルメット	ケ	0	0	0	0	0	50
雨具	着	0	0	0	0	0	39
大型土のう	袋	0	0	0	0	0	100
しの		0	0	0	11	5	67
おいこ		0	0	0	0	0	9
ザイル		0	0	0	0	0	10
はしご		0	0	0	1	1	2
コードリール		0	3	0	0	0	23
懐中電灯		0	9	0	0	0	39
がんりき		0	0	0	1	0	1
バール		0	0	0	1	0	1
強力ライト		0	0	0	0	0	0
鉄線	kg	0	0	0	60	40	738
砂	m ³	3	0	3	6	18	66
土のう	袋	0	0	0	200	0	5,850
その他の備品							

○ポンプ場・排水機場一覧

1 下水道工務課管理

ポンプ場名称	所在地
唐樋ポンプ場	西条市朔日市 887 番地 20 地先
本陣川ポンプ場	西条市明屋敷 616 番地 2 地先
船屋ポンプ場	西条市船屋甲 638 番地 2
干拓ポンプ場	西条市港 435 番地 4
三津屋都市排水機場	西条市三津屋 822 番地 2
本河原都市排水機場	西条市三津屋 219 番地 2
本河原雨水ポンプ場	西条市三津屋 219 番地 3

2 農林土木課管理

ポンプ場名称	委託先改良区 等
明神木排水機場	西条市大町土地改良区
玉津排水機場	西条市玉津土地改良区
加茂川左岸排水機場	西条市禎瑞土地改良区
氷見排水機場	西条市氷見土地改良区
蛭子排水機場	〃
楠河西排水機場	(有)河原津農園
三芳排水機場	西条市三芳土地改良区
今在家排水機場	西条市東予土地改良区
広江排水機場	〃
北条排水機場	〃
大新田排水機場	〃
壬生川北排水機場	〃
高田排水機場	〃

3 港湾河川課管理

ポンプ場名称	所在地
乙女川排水機場	西条市禎瑞 1398-1

○ため池（防災重点農業用ため池）一覧

1. 西条地区

整理 番号	ため池 番号	ため池名称		所在地	管理者	堤高 (m)	堤長 (m)	貯水量 (千m3)	※ため池ハ ザードマップ 作成
1	382060002	加納戸池	かのといけ	下島山加納戸甲2595	西条市下島山土地改良区	6.4	65.0	6.0	○
2	382060003	水谷池	みずたにいけ	下島山水谷甲2391	西条市下島山土地改良区	6.0	58.0	16.0	○
3	382060004	里木池	さとぎいけ	下島山里木甲2372	西条市下島山土地改良区	6.6	87.2	18.4	○
4	382060006	金蔵坊池	こんぞぼいけ	下島山金蔵坊甲2144	西条市下島山土地改良区	4.6	96.0	6.8	○
5	382060007	岡寺池	おかでらいけ	下島山岡寺甲2015	西条市下島山土地改良区	4.3	88.0	17.0	○
6	382060010	菅谷池	すげたにいけ	下島山菅谷甲219	西条市下島山土地改良区	2.8	34.0	2.0	○
7	382060014	新池（飯岡）	しんいけ	飯岡北山133	西条市飯岡土地改良区	4.5	55.0	1.2	○
8	382060015	荘八池	そうはちいけ	飯岡庄八谷1172-1	西条市飯岡土地改良区	3.0	18.0	0.9	○
9	382060019	夫婦池	めおといけ	飯岡池の内1488-1、-2、-3	西条市飯岡土地改良区	3.0	175.0	7.0	○
10	382060020	征露池	せいろいけ	飯岡池の内1496	西条市飯岡土地改良区	2.6	135.0	5.0	○
11	382060021	八幡池	はちまんいけ	飯岡八幡原1219	西条市飯岡土地改良区	3.7	154.0	5.2	○
12	382060022	祖父崎池	そふさぎいけ	飯岡涌井1080	西条市飯岡土地改良区	4.7	110.6	29.0	○
13	382060023	旧皇子池	きゅうおうじいけ	飯岡花免414	西条市飯岡土地改良区	5.0	50.0	3.5	○
14	382060024	皇子池	おうじいけ	飯岡半田山	西条市飯岡土地改良区	9.9	95.0	75.0	○
15	382060025	椎ノ木池	しいのきいけ	飯岡半田山444-6、477-3、488-2	西条市飯岡土地改良区	2.0	22.0	0.5	○
16	382060026	半田池	はんだいけ	飯岡大森532	西条市飯岡土地改良区	4.5	136.5	6.0	○
17	382060027	産能池	さんのういけ	飯岡山元2743-2	西条市飯岡土地改良区	2.5	142.0	3.6	○
18	382060028	天皇池	てんのういけ	飯岡2765	西条市飯岡土地改良区	2.8	68.0	2.6	○
19	382060029	中ノ内池	なかのうちにけ	飯岡前坂2995	西条市飯岡土地改良区	4.0	76.0	1.9	○
20	382060030	つく池	つくいけ	飯岡野口前坂3026-1	西条市飯岡土地改良区	2.4	53.0	2.0	○
21	382060031	日明池	ひあけいけ	中野日明甲1639-1	西条市神戸土地改良区	2.5	60.0	0.3	○
22	382060032	上野池 1	うえのいけいち	中野上野甲1670	西条市神戸土地改良区	3.6	65.0	5.0	○
23	382060034	保国寺池	ほুকくじいけ	中野上野甲1690-1	西条市神戸土地改良区	2.0	39.0	2.5	○
24	382060035	風呂ヶ谷池 1	ふろがたにいけいち	中野風呂ヶ谷甲1716	西条市神戸土地改良区	8.0	23.0	15.0	○
25	382060040	新池（坂元）	しんいけ	坂元向原甲472-1	西条市橋土地改良区	3.5	53.0	3.0	○
26	382060041	ツケ池	つけいけ	西泉乙322	西条市橋土地改良区	5.0	33.0	0.7	○
27	382060042	向原下池	むかいばらしもいけ	坂元甲460-1	西条市橋土地改良区	4.9	70.0	2.0	○
28	382060043	向原上池	むかいばらかみいけ	坂元甲475	西条市橋土地改良区	5.0	56.0	0.6	○
29	382060046	住吉池	すみよしいけ	坂元北山上組甲212	西条市橋土地改良区	4.7	75.0	16.0	○
30	382060050	柿池	かきいけ	坂元甲98-1、97-2	西条市橋土地改良区	2.5	15.0	0.7	○
31	382060052	北山池	きたやまいけ	坂元北山上組甲126	西条市橋土地改良区	2.5	30.0	1.6	○
32	382060054	なすび池	なすびいけ	坂元北山上組甲91	西条市橋土地改良区	4.0	15.0	0.4	○
33	382060055	角池	かくいけ	坂元北山上組甲78	西条市橋土地改良区	3.0	65.0	2.3	○
34	382060056	野々市池	ののいちいけ	坂元北山上組甲50-2	西条市橋土地改良区	3.0	35.0	2.0	○
35	382060057	センゾウ池	せんぞういけ	坂元北山上組甲49	西条市橋土地改良区	2.0	50.0	0.8	○
36	382060058	赤池	あかいけ	氷見上寺丙187、186-2、185	西条市氷見土地改良区	6.0	145.0	4.8	○
37	382060059	上寺池	かみてらいけ	氷見丙281、278、279、280-1	西条市氷見土地改良区	5.0	130.0	9.0	○
38	382060060	庵ノ池	あんのいけ	氷見岡林丙152	西条市氷見土地改良区	5.9	68.0	4.6	○
39	382060063	城ノ谷池	しろのたにいけ	氷見尾土居城ノ谷	西条市氷見土地改良区	27.4	133.0	287.0	○
40	382060064	小森池	こもりいけ	氷見切川	西条市氷見土地改良区	10.0	70.0	9.0	○
41	382060065	オカル池	おかるいけ	氷見丙1307	西条市氷見土地改良区	6.0	31.0	3.1	○
42	382060066	山尾西池	さんおにしいけ	氷見丙1309	西条市氷見土地改良区	3.5	39.0	1.6	○
43	382060067	螻谷池	はめだにいけ	氷見丙1135	西条市氷見土地改良区	10.5	97.0	34.0	○
44	382060068	土居ノ池	どいのいけ	千町土居	土居自治会	4.0	30.0	3.6	○
45	382060069	西郷池	にしごういけ	千町中屋	中屋自治会	3.0	15.0	1.4	○

2. 東予地区

整理 番号	ため池 番号	ため池名称		所在地	管理者	堤高 (m)	堤長 (m)	貯水量 (千m3)	※ため池ハ ザードマップ 作成
46	382060072	裏丈山池	うらじょうざんいけ	河原津甲1130	西条市楠河土地改良区	5.0	30.0	1.3	○
47	382060073	六軒大池	ろっけんおおいけ	楠甲2094	西条市楠河土地改良区	7.5	164.0	12.9	○
48	382060074	瓢箪池	ひょうたんいけ	楠甲1583	西条市楠河土地改良区	5.5	90.0	5.5	○
49	382060075	成福寺大池	じょうふくじおおいけ	楠甲1547	西条市楠河土地改良区	6.7	85.0	7.2	○
50	382060076	小池	こいけ	楠甲1555	西条市楠河土地改良区	3.5	22.5	1.7	○
51	382060077	長池	ながいけ	楠甲1556	西条市楠河土地改良区	5.0	30.0	2.0	○
52	382060079	大池	おおいけ	実報寺甲1072	西条市東予土地改良区	7.9	241.0	8.0	○
53	382060080	王子池	おうじいけ	実報寺甲1002	西条市東予土地改良区	4.8	112.0	3.6	○
54	382060081	新月上池	しんげつかみいけ	実報寺甲999	西条市東予土地改良区	6.8	60.0	5.2	○
55	382060082	新月下池	しんげつしもいけ	実報寺甲997	西条市東予土地改良区	6.5	50.0	1.0	○
56	382060083	下谷池	しもだにいけ	実報寺甲507	西条市東予土地改良区	8.0	91.0	31.2	○
57	382060084	松木池	まつぎいけ	実報寺甲491	西条市東予土地改良区	4.0	36.0	5.2	○
58	382060085	寺池	てらいけ	実報寺甲759	西条市東予土地改良区	2.5	530.0	1.1	○
59	382060086	庵池	あんいけ	実報寺甲782	西条市東予土地改良区	5.0	16.0	0.6	○
60	382060087	まくま池	まくまいけ	実報寺甲762	西条市東予土地改良区	4.0	44.0	0.2	○
61	382060094	大明神池	だいみょうじんいけ	福成寺乙160-11	西条市東予土地改良区	25.8	212.0	450.0	○
62	382060095	水谷池	みずたにいけ	旦之上甲1496	西条市東予土地改良区	11.0	305.0	120.0	○
63	382060096	五ヶ谷池	いつがだにいけ	旦之上甲1149	西条市東予土地改良区	9.7	48.0	38.5	○
64	382060097	昭和池	しょうわいけ	旦之上甲1080	西条市東予土地改良区	10.2	80.0	67.8	○
65	382060098	今日川池	きょうかわいけ	旦之上甲1050	西条市東予土地改良区	3.5	48.0	1.8	○
66	382060099	麦尻池	むぎじりいけ	旦之上甲977	西条市東予土地改良区	3.7	40.0	1.4	○
67	382060100	上池	うわいけ	上市甲999-1	西条市東予土地改良区	7.6	135.0	14.1	○
68	382060101	新池	しんいけ	上市甲994-1	西条市東予土地改良区	6.8	275.0	53.0	○
69	382060102	古池（上市古池）	こいけ	上市甲933	西条市東予土地改良区	6.3	167.0	30.0	○
70	382060103	北谷池	きただにいけ	広岡甲376-5	西条市東予土地改良区	12.5	135.0	18.0	○
71	382060104	蓮池	はすいけ	広岡甲381-3	西条市東予土地改良区	8.0	82.0	10.0	○
72	382060105	四十谷池	しじゅうたにいけ	広岡甲571	西条市東予土地改良区	5.1	35.0	3.6	○
73	382060106	安用奥池	やすもちおくいけ	安用甲1098-1	西条市東予土地改良区	7.2	53.0	10.8	○
74	382060107	山王池	さんおういけ	安用甲1106-4	西条市東予土地改良区	7.6	94.0	10.4	○
75	382060108	寺池	てらいけ	安用甲1042-1	西条市東予土地改良区	6.0	35.0	5.0	○
76	382060109	池の谷池	いけのたにいけ	安用甲1031-4	西条市東予土地改良区	8.1	61.0	57.0	○

3. 丹原地区

整理 番号	ため池 番号	ため池名称		所在地	管理者	堤高 (m)	堤長 (m)	貯水量 (千m3)	※ため池ハ ザードマップ 作成
100	382060140	新池（高知）	しんいけ	丹原町高知甲395	丹原町土地改良区	6.3	128.0	32.9	○
101	382060142	じとわ池	じとわいけ	丹原町高知甲518	丹原町土地改良区	3.5	35.0	1.5	○
102	382060143	寺池	てらいけ	丹原町高知甲594-1	丹原町土地改良区	6.3	65.0	8.0	○
103	382060144	奥池（高知）	おくいけ	丹原町高知甲749-1	丹原町土地改良区	7.2	53.0	15.4	○
104	382060145	大成寺池	だいじょうじいけ	丹原町高知甲737	丹原町土地改良区	4.1	66.6	3.6	○
105	382060146	湯ノ谷池	ゆのたにいけ	丹原町高知甲5-1	丹原町土地改良区	4.0	72.0	2.6	○
106	382060148	神池	しんいけ	丹原町徳能甲615	丹原町土地改良区	5.1	106.0	12.0	○
107	382060149	塩出池	しおでいけ	丹原町徳能甲409-2	丹原町土地改良区	4.5	110.0	5.8	○
108	382060150	山ノ神池	やまのかみいけ	丹原町徳能甲694	丹原町土地改良区	5.6	40.0	2.8	○
109	382060151	長尾池	ながおいけ	丹原町徳能乙235-97	丹原町土地改良区	9.5	45.0	13.0	○
110	382060152	上池	かみいけ	丹原町古田甲1646-1	丹原町土地改良区	6.8	69.5	2.9	○
111	382060153	蓮池	はすいけ	丹原町古田甲1654-1	丹原町土地改良区	5.0	47.0	4.2	○
112	382060154	西山池	にしやまいけ	丹原町古田甲1653	丹原町土地改良区	24.2	68.0	95.0	○
113	382060155	走田池	はしんでいけ	丹原町古田甲833	丹原町土地改良区	4.2	194.0	11.0	○
114	382060156	善文池	ぜんじょういけ	丹原町久妙寺甲2-1	丹原町土地改良区	7.7	164.0	18.3	○
115	382060157	弘法院池	こうぼういんいけ	丹原町久妙寺甲190	丹原町土地改良区	8.8	65.0	24.7	○
116	382060158	新池（久妙寺）	しんいけ	丹原町久妙寺甲189	丹原町土地改良区	7.0	140.0	32.0	○
117	382060159	ハス池	はすいけ	丹原町久妙寺甲196	丹原町土地改良区	5.3	81.0	3.6	○
118	382060160	谷池	たにいけ	丹原町久妙寺甲266	丹原町土地改良区	4.5	41.0	4.5	○
119	382060162	池之内池	いけのうちいけ	丹原町高松甲748-1	丹原町土地改良区	11.7	475.0	469.0	○
120	382060165	西池	にしいけ	丹原町高松甲1098	丹原町土地改良区	4.9	143.0	4.2	○
121	382060167	兼久前池	かねさまえいけ	丹原町高松甲520	丹原町土地改良区	3.0	209.0	11.7	○
122	382060168	笹ヶ窪池	ささがくぼいけ	丹原町北田野308-1	丹原町土地改良区	4.1	400.0	23.3	○
123	382060169	大明神池	だいみょうじんいけ	丹原町北田野922-1	丹原町土地改良区	7.1	350.0	52.9	○
124	382060170	照井池	てるいいけ	丹原町北田野1218	丹原町土地改良区	5.8	426.0	63.6	○
125	382060171	小池	こいけ	丹原町北田野1204	丹原町土地改良区	4.0	64.0	6.0	○
126	382060175	真萱尻池	まかやじりいけ	丹原町川根甲154	丹原町土地改良区	3.8	63.7	1.7	○
127	382060176	新堀池	しんほりいけ	丹原町川根甲517	丹原町土地改良区	7.6	29.0	19.0	○
128	382060178	古池（川根）	ふるいけ	丹原町川根甲568	丹原町土地改良区	3.7	27.0	1.0	○
129	382060179	上谷池	かみたにいけ	丹原町川根甲548	丹原町土地改良区	6.5	87.0	3.0	○
130	382060180	山之神池	やまのかみいけ	丹原町川根甲670-1	丹原町土地改良区	4.8	84.0	2.7	○
131	382060181	寺池	てらいけ	丹原町川根乙7-24	丹原町土地改良区	2.9	146.2	5.5	○
132	382060182	かつざん池	かつざんいけ	丹原町川根甲793-1	丹原町土地改良区	2.9	40.0	5.5	○
133	382060185	古池（明穂）	ふるいけ	丹原町明穂乙342	丹原町土地改良区	4.8	81.0	5.0	○
134	382060187	宮前池	みやまえいけ	丹原町寺尾甲603	丹原町土地改良区	6.4	173.0	23.0	○
135	382060188	寺尾上池	てらおかみいけ	丹原町寺尾甲768	丹原町土地改良区	7.1	87.0	21.0	○
136	382060189	ひょうたん池	ひょうたんいけ	丹原町寺尾甲424	丹原町土地改良区	6.3	41.0	9.4	○
137	382060190	原池	はらいけ	丹原町志川甲394-1	丹原町土地改良区	4.3	45.0	3.2	○
138	382060191	竹谷池	たけたにいけ	丹原町来見甲641	丹原町土地改良区	2.5	35.0	2.0	○
139	382060192	六本松池	ろっぽんまついけ	丹原町来見乙26-1	丹原町土地改良区	10.4	156.0	60.0	○
140	382060193	西ノ谷池	にしのたにいけ	丹原町湯谷口甲335	丹原町土地改良区	7.3	48.0	5.0	○

4. 小松地区

整理 番号	ため池 番号	ため池名称		所在地	管理者	堤高 (m)	堤長 (m)	貯水量 (千m3)	※ため池ハ ザードマップ 作成
77	382060110	天神旧池	てんじんきゅういけ	小松町新屋敷甲2748	西条市小松町土地改良区	7.0	238.0	35.8	○
78	382060111	三角池	さんかくいけ	小松町新屋敷乙4-8	西条市小松町土地改良区	8.8	59.0	10.7	○
79	382060112	幸神谷新池	こうじんだにしんいけ	小松町新屋敷乙11-2	西条市小松町土地改良区	13.3	71.0	46.8	○
80	382060113	幸神谷旧池	こうじんだにきゅういけ	小松町新屋敷乙10	※個人	5.8	39.0	3.3	○
81	382060114	半吉谷池	はんきちたにいけ	小松町新屋敷乙12-56	西条市小松町土地改良区	13.8	109.5	58.0	○
82	382060115	香池	こういけ	小松町新屋敷甲2502-1	※個人	1.3	45.5	0.5	○
83	382060116	藍刈池	あいがりいけ	小松町新屋敷甲2427	西条市	8.7	53.0	7.8	○
84	382060117	上裏池	かみうらいけ	小松町南川甲8	香園寺	3.0	25.0	0.7	○
85	382060118	築池	ちくいけ	小松町南川甲16	高鴨神社	3.0	30.0	0.9	○
86	382060119	大谷池	おおたにいけ	小松町南川乙1-2	西条市小松町土地改良区	27.3	211.5	1032.0	○
87	382060120	池の谷池	いけのたにいけ	小松町妙口乙2-75	西条市小松町土地改良区	16.0	122.0	101.0	○
88	382060121	修理谷池	しゅりたにいけ	小松町妙口乙7-2	西条市小松町土地改良区	14.5	90.0	73.8	○
89	382060122	地藏谷池	じぞうたにいけ	小松町妙口乙49-1	西条市小松町土地改良区	11.5	104.0	18.0	○
90	382060127	池ノ谷池	いけのたにいけ	小松町大郷甲200付近	※個人	8.0	35.0	3.5	○
91	382060129	山ノ神池	やまのかみいけ	小松町大郷乙55-16	※個人	5.0	27.0	2.0	○
92	382060131	上城ヶ平池	かみじょうがなるいけ	小松町大郷乙61-1	※個人	5.0	38.2	8.0	○
93	382060133	寺東池	てらひがしいけ	小松町明穂甲678付近	西条市小松町土地改良区	6.4	80.0	7.8	○
94	382060134	中池	なかいけ	小松町明穂甲678	西条市小松町土地改良区	5.5	78.2	4.5	○
95	382060135	西屋敷池	にしやしきいけ	小松町明穂甲671	西条市小松町土地改良区	6.4	287.0	35.1	○
96	382060136	阿弥陀池	あみだいけ	小松町安井甲312	西条市小松町土地改良区	4.8	291.0	22.6	○
97	382060137	畑池	はたいけ	小松町安井甲319	西条市小松町土地改良区	5.3	249.0	15.6	○
98	382060138	中ノ池	なかのいけ	小松町安井甲317	西条市小松町土地改良区	5.5	78.2	5.0	○
99	382060139	西谷泉池	にしにいずみいけ	小松町安井甲316	西条市小松町土地改良区	4.9	53.0	1.2	○

○災害発生報告（様式１）

様 式 １

災 害 発 生 報 告

西 条 市

受信時刻 月 日 時 分

発 信 者

受 信 者

1 災害発生の日時 年 月 日 時 分						
2 災害発生場所						
3 災害発生原因						
4 被害 の 概 況	(1) 状況					
	(2) 死傷者	氏 名	年 齢	職 業	住 所	備 考
	(3) 被害家屋	世 帯 主	年 齢	職 業	所 在 地	被 害 状 況
	5 災害 に 対 し と ら れ た 措 置	(1) 主な措置				
	(2)	地 区 名	世 帯 数	人 員	避 難 先	指示、自主の別、その他
	避 難 状 況					
	(3) 消防機関の活動状況					
	ア 出動人員	消防職員	名、	消防団員	名、	計 名
	イ 主な活動内容(使用した機材を含む)					

○中間・最終報告（様式2の（1））

様式2の(1)

中 間 報 告 ・ 最 終 報 告 （ 共 用 ）

発 信 機 関 西 条 市				区 分		被 害	区 分		被 害
報告 第 報				そ	11 田	(1) 流失、埋没 (2) 冠 水	ha.	34 公 立 文 教 設	千円
番号(月 日 時現在)								35 農 林 水 産 設	千円
報告者名					12 畑	(1) 流失、埋没 (2) 冠 水	ha.	36 公 共 土 木 設	千円
受領者名									37 そ の 他 の 設
区 分					13 文 教 施 設	箇所	38 小 計	千円	
人 的 被 害	1 死 者	人		の	14 病 院	箇所	39 公 共 施 設 被 害 団 体		
	2 行 方 不 明 者	人			15 道 路	箇所	そ の 他	40 農 産 被 害	千円
	3 負 傷 者	(1) 重 傷 人 (2) 軽 傷 人			16 橋 り ょ う	箇所		41 林 産 被 害	千円
					17 河 川	箇所		42 畜 産 被 害	千円
住 家 被 害	4 全 壊	棟		他	18 港 湾	箇所		43 水 産 被 害	千円
		世帯			19 砂 防	箇所	44 商 工 被 害	千円	
		人			20 清 掃 施 設	箇所			
	5 半 壊	棟			21 崖 く ず れ	箇所			
		世帯			22 鉄 道 不 通	箇所	45 そ の 他	千円	
		人			23 被 害 船 舶	隻	46 被 害 総 額	千円	
	6 一 部 破 損	棟			24 水 道 戸		人 的 被 害 者 の 住 所 氏 名 等		
		世帯			25 電 話 回 線				
		人			26 電 気 戸				
	7 床 上 浸 水	棟			27 ガ ス 戸				
		世帯			28 ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所			
		人						消 防 機 関 の 活 動 状 況	
非 住 家	8 床 下 浸 水	棟		29 り 災 世 帯 数	世帯				
		世帯		30 り 災 者 数	人				
		人		火 災 発 生					
	9 公 共 建 物	棟		31 建 物 件					
			32 危 険 物 件						
10 そ の 他	棟		33 そ の 他 件						

災 害 名							
発 生 年 月 日							
発 生 場 所							
災 害 の 概 況							
47	市町村災害対策本部の設置状況						
48	災害救助法の適用状況						
避 難 状 況							
応急措置及び救助活動の状況							
出 動 状 況	49 消 防 団	人	51 警 察 官	人	53 自 衛 隊	人	
	50 消防吏員	人	52 その他の 応 援 者	人	計	人	
文教施設・公共建物の名称、被害程度				不 通 道 路 橋 り ょ う 名			

○被害状況内訳表（様式２の（２））

様式 ２ の（ ２ ）

被 害 状 況 内 訳 表

区 分			符 号	被 害 量		被 害 額（千 円）	備 考
一 般 被 害 者	人 的 被 害 者	死 者	1		人		
		行 方 不 明	2		人		
		負 傷 者	重 傷	3	人		
			軽 傷	4	人		
			小 計	5	人		
	住 家	全 壊	棟 数	6	棟		
			世 帯	7	世帯		
		流 焼	人 員	8	人		
			棟 数	9	棟		
	家	半 壊	世 帯	10	世帯		
			人 員	11	人		
		一 破	棟 数	12	棟		
			世 帯	13	世帯		
	被 害	部 損	人 員	14	人		
		床 浸	棟 数	15	棟		
			世 帯	16	世帯		
		上 水	人 員	17	人		
			棟 数	18	棟		
	害	床 浸	世 帯	19	世帯		
			人 員	20	人		
		下 水	棟 数	21	棟		
			世 帯	22	世帯		
	非 住 家	り 災 世 帯	り 災 者	23	人		
			全流壊焼	24	棟		
		県 有 施 設	庁 舎 等	25	箇所		
			その他の行政財産	26	箇所		
	市 町 村 有 施 設	（他のものを除く） 他の項目に掲げ	普 通 財 産	27	箇所		
			県 立 大 学	28	箇所		
		（他のものを除く） 他の項目に掲げ	そ の 他	29	箇所		
			小 計	30	箇所		
	計	市 町 村 有 施 設	庁 舎 等	31	箇所		
			その他の行政財産	32	箇所		
		（他のものを除く） 他の項目に掲げ	普 通 財 産	33	箇所		
			そ の 他	34	箇所		
	計	小 計	小 計	35	箇所		
			計	35	箇所		

区 分		符 号	被 害 量		被 害 額 (千 円)	備 考
厚 生 関 係 被 害	社 会 福 祉 施 設	生 活 保 護 施 設	36		箇所	
		身 障 更 生 保 護 施 設	37		箇所	
		老 人 福 祉 施 設	38		箇所	
		児 童 福 祉 施 設	39		箇所	
		婦 人 保 護 施 設	40		箇所	
		そ の 他	41		箇所	
		小 計	42		箇所	
	医 療 施 設	伝 染 病 棟	43		棟	
		伝 染 病 舎	44		棟	
		公 的 病 院	45		箇所	
		私 的 病 院	46		箇所	
		そ の 他	47		箇所	
		小 計	48			
	環 境 衛 生 施 設	水 道 施 設	49		箇所	
		下 水 道 施 設	50		箇所	
		清 掃 施 設	51		箇所	
		そ の 他	52		箇所	
		小 計	53		箇所	
	計		54			
	商 工 労 働 関 係 被 害	中 建 物 (住 宅 部 分 除 く)	55		棟	
		小 機 械 設 備	56		箇所	
		商品、原材料、仕掛品	57		箇所	
		そ の 他	58		箇所	
		業 小 計	59			
		鉦 建 物	60		箇所	
		機 械 設 備	61		箇所	
		工 製品、原材料、仕掛品	62		箇所	
		そ の 他	63		箇所	
		業 小 計	64		箇所	
		観 ホ テ ル ・ 旅 館	65		箇所	
		光 観 光 施 設	66		箇所	
		施 所 の 他	67		箇所	
		設 小 計	68		箇所	
	計		69			

区 分			符 号	被 害 量	被 害 額（千 円）	備 考	
農 林 関 係 被 害	農 施 設 関 係	共同利用施設	畜産関係	70		箇所	
			蚕糸関係	71		箇所	
			園芸関係	72		箇所	
			入植関係	73		箇所	
			その他	74		箇所	
			小計	75		箇所	
		非協同利用施設	畜産関係	76		箇所	
			蚕糸関係	77		箇所	
			園芸関係	78		箇所	
			入植関係	79		箇所	
			その他	80		箇所	
			小計	81		箇所	
	関	牧野地		82		ha.	
		牧野施設		83			
		果樹、桑樹、茶樹の樹体被害		84		ha.	
	係	地方公共団体等の施設	畜産関係	85		箇所	
			蚕糸関係	86		箇所	
			園芸関係	87		箇所	
			入植関係	88		箇所	
			その他	89		箇所	
			小計	90		箇所	
			計		91		
	農 畜 産 物 等	農 畜 産 物 関 係	水陸稲	92		ha. t	
			麦類	93		ha. t	
			野菜	94		ha. t	
			果樹	95		ha. t	
			園芸作物	96		ha. t	
			茶	97		ha. t	
			桑	98		ha. t	
			飼料作物	99		ha. t	
			その他	100		ha. t	
			小計	101		ha. t	

区 分				符 号	被 害 量		被 害 額 (千 円)	備 考
農 林 関 係 被 害	農 畜 産 物 等	家	畜	102				
			産 物	103				
		畜 等	繭	104				
			そ の 他	105				
			小 計	106				
		貯 蔵 品 、 加 工 品		107				
		計		108				
	水 産 関 係	漁	港	109		箇所		
			船	110		隻		
			具	111		件		
		共 同 利 用 施 設		112		箇所		
		非 共 同 利 用 施 設		113		箇所		
		養 殖 施 設		114		箇所		
		養 殖 物		115		箇所		
		漁協(連合会)在庫物		116				
		そ の 他		117				
		計		118				
	耕 地 農 業 関 係	農 田	流 失 埋 没	119		ha.		
			冠 水	120		ha.		
			小 計	121		ha.		
		畑	流 失 埋 没	122		ha.		
			冠 水	123		ha.		
			小 計	124		ha.		
		農 業 用 施 設	た め 池	125		箇所		
			頭 首 工	126		箇所		
			水 路	127		箇所		
			堤 と う	128		箇所		
			道 路	129		箇所		
			橋 り よ う	130		箇所		
			揚 水 機	131		箇所		
			そ の 他	132		箇所		
			小 計	133		箇所		
		計		134				

区 分			符 号	被 害 量		被 害 額 (千 円)	備 考
農 林 関 係 被 害	山 林 道	山 地 崩 壊	135		ha.		
		道 路	136		箇所		
		橋 架	137		箇所		
		小 計	138				
	業 林 産 物	木 材	139		m ²		
		立 木	140		ha.		
		木 炭	141		kg		
		薪	142		kg		
	関 係 被 害	そ の 他	143				
		小 計	144				
		一 般 林 道 施 設	145		箇所		
		木 炭 施 設	146		箇所		
		そ の 他	147				
		計	148				
	合 計		149				
土 木 関 係 被 害	国 庫 負 担 工 事	県					
		河 川	150		箇所		
		砂 防	151		箇所		
		道 路	152		箇所		
		橋 り よ う	153		箇所		
		港 湾	154		箇所		
		漁 港	155		箇所		
		小 計	156		箇所		
	市 工 事	河 川	157		箇所		
		砂 防	158		箇所		
		道 路	159		箇所		
		橋 り よ う	160		箇所		
		港 湾	161		箇所		
		漁 港	162		箇所		
		小 計	163		箇所		
	単 独 工 事	市					
		河 川	164		箇所		
		砂 防	165		箇所		
		道 路	166		箇所		

区 分				符 号	被 害 量		被 害 額（千 円）	備 考
土 木 関 係 被 害	単 独 工 事	市 工 事	橋 り よ う	167		箇所		
			港 湾	168		箇所		
			漁 港	169		箇所		
			小 計	170		箇所		
	一 般 都 市 施 設			171		箇所		
	そ の 他			172		箇所		
	計			173		箇所		
文 教 関 係 被 害	学 校 関 係	幼 稚 園	174		件			
			小 学 校	175		校		
			中 学 校	176		校		
			高 等 学 校	177		校		
			そ の 他 の 学 校	178		校		
			小 計	179				
	社 会 教 育 施 設	公 民 館	180		箇所			
			そ の 他	181		箇所		
			小 計	182		箇所		
	文 化 財 関 係	国 宝	183		件			
			重 文	184		件		
			県 指 定 文 化 財	185		件		
			史 跡 名 勝	186		箇所		
			天 然 記 念 物	187		箇所		
			小 計	188				
	計			189				
総 合 合 計			190					

○水防活動実施報告書（様式3）

様 式 3

年 月 分 水 防 活 動 実 施 報 告 書

水 防 管 理 団 体 名

実 施 月 日	実施河川 等 名 〔実 施 箇所名〕	実 施 工 法 及び延 長	活 動 延 人 員	使 用 資 材 費			機 械 等 借 料	食糧費	出 動 手 当 等	その他	計
				主 要 資 材	そ の 他 資 材	小 計					
			人 ()	円	円 ()	円 ()	円 ()	円	円		円 ()
			()		()	()	()				()
	計		()		()	()	()				()

（記入要領）

- 1 「活動延人員」は、巡視活動を行った人員も含んで記入することとし、上段（ ）書きに巡視活動人員を記入する。なお、待機のみ場合は含まない。
- 2 「主要資材」は、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、縄、竹、生木、丸太、杭、板類、鉄線、釘、かすがい、じゃこご、及び置石の使用額を記入する。
- 3 「その他資材」は、主要資材以外の使用額を記入し、上段（ ）書きに土、砂、砂利の使用額を記入する。
- 4 「機械等借料」は、水防活動のために賃借した自動車、建設機械等の賃借料を記入し、上段（ ）書きに、水防資材の運搬に使用した機械の賃借料を記入する。
- 5 上段（ ）書きは、すべて内書きとする。

○情報受付（処理）表（様式4）

様式4

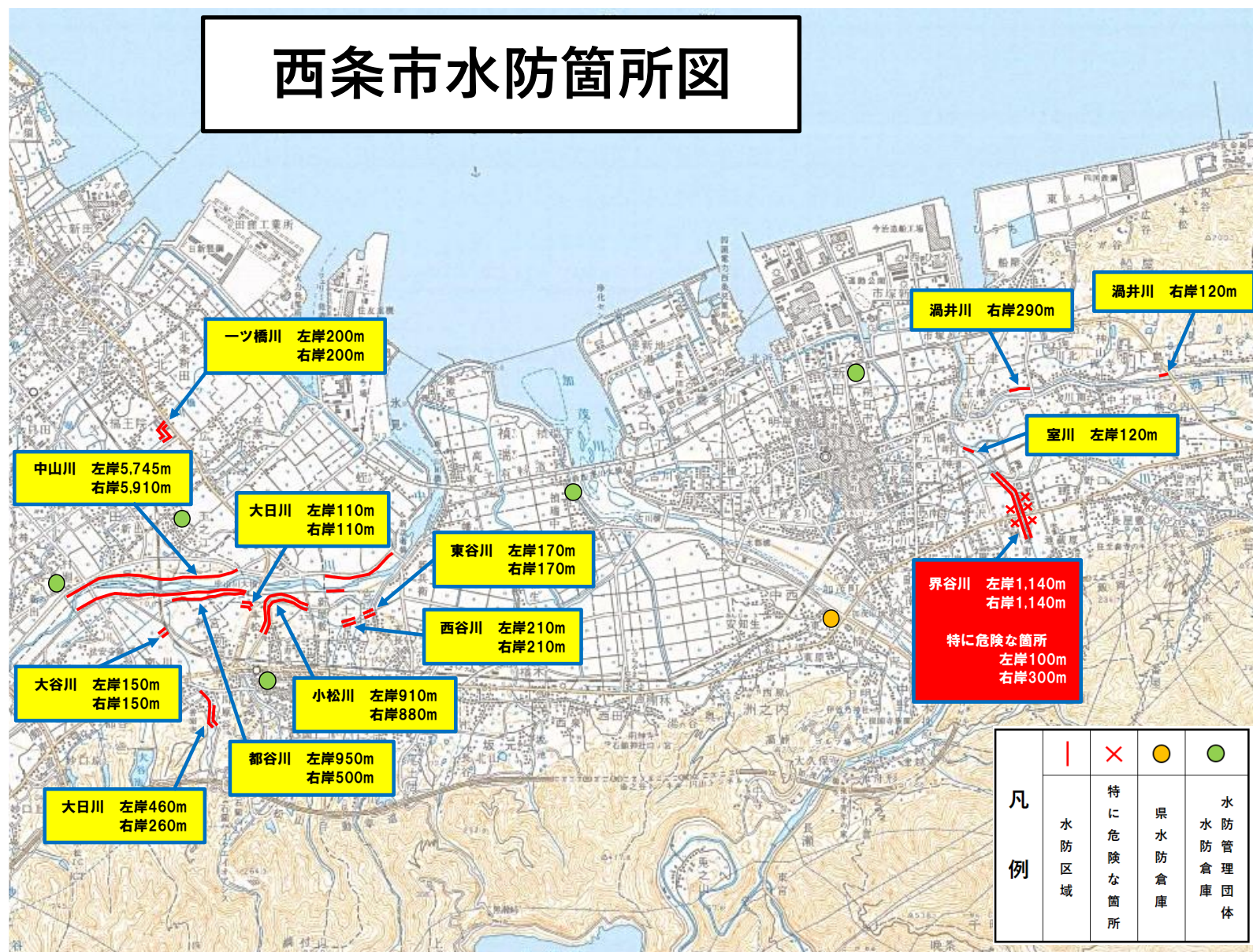
情 報 受 付（処 理）票

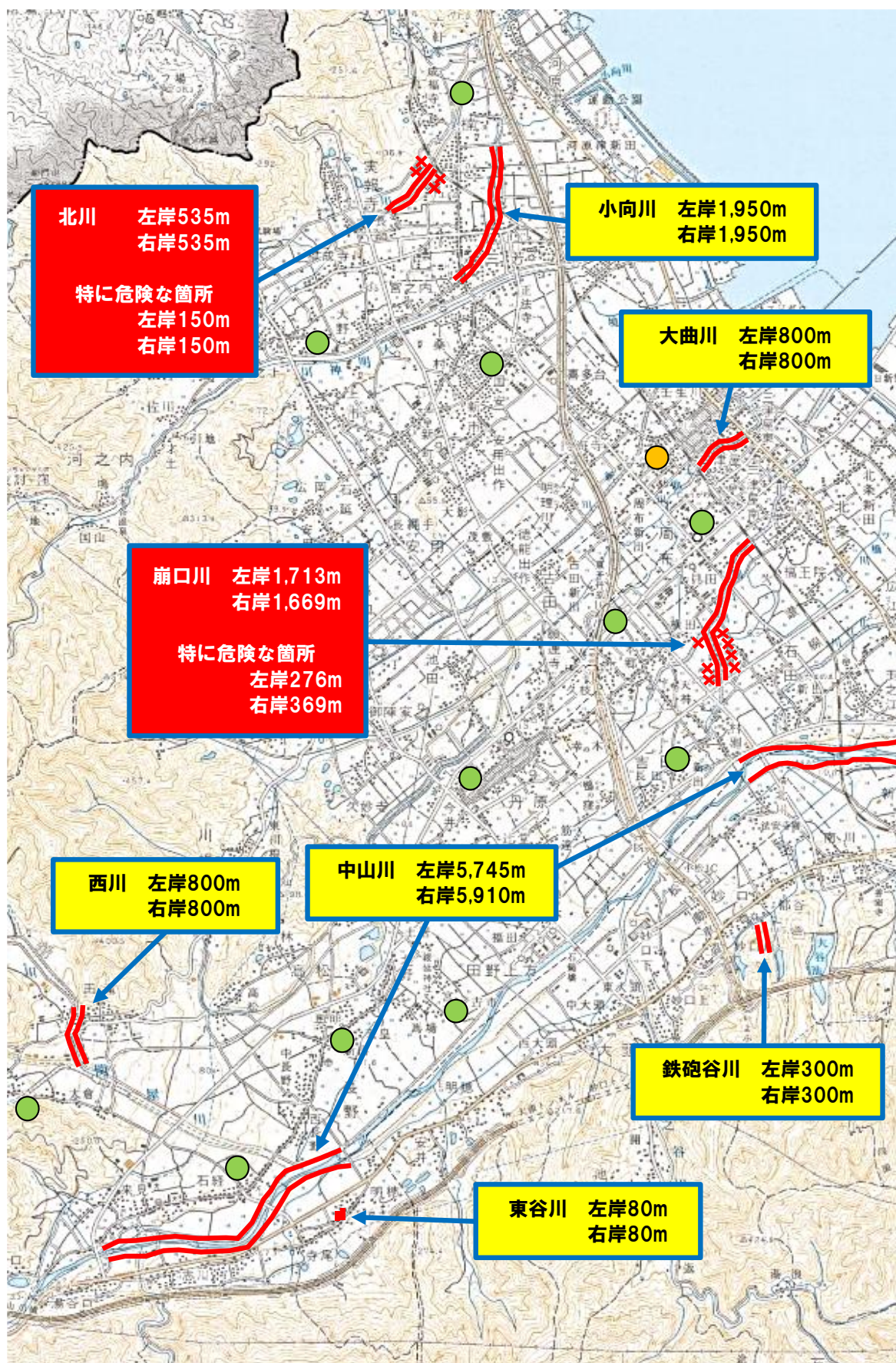
被災地区	情報No
西 条	
東 予	
丹 原	
小 松	

関 係 部（課）長		本 部 長		部 長		情 報 班 長		受 信 者		
受 付 日 時		年 月 日（ ） 時 分								
災 害 発 生 場 所										
発 信 者 等		住 所				T E L				
		氏 名				() -				
受 信 内 容								1	床下浸水	
								2	床上浸水	
								3	道路冠水	
								4	河川の異状	
								5	通行止	
								6	がけ崩れ	
								7	家屋倒壊	
								8	自主避難	
								9	避難指示	
								10	その他	
被 害 状 況		死 者	人	道 路	ヶ所	田	流失埋没	ha		
		行方不明者	人	橋りょう	ヶ所		冠 水	ha		
		負 傷 者	人	河 川	ヶ所	畑	流失埋没	ha		
		家 全 壊	戸	崖くずれ	ヶ所		冠 水	ha		
		屋	半 壊	戸	溜 池	ヶ所	そ の 他			
			一部損壊	戸	農 道	ヶ所				
			床上浸水	戸						
			床下浸水	戸						
		処 理 状 況	出 動 者				使 用 車 両 (出動車両)			
			使用資機材	土のう 杭 バン線	袋 本 kg	ロープ その他	m			
内 容										

○西条市水防箇所図

西条市水防箇所図





○重要水防箇所改修図

- ・中山川（丹原町石経 R5 改修）



- ・崩口川（周布 R4 改修）

